2018年度調査研究活動実績報告書

県民の会 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。 詳細は、別添別紙にて報告。

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

(1)地区防災計画制度について

(議会質問に採用)

(2) 避難行動要支援者対策について

(議会質問に採用)

(3)避難困難地域で

(議会質問に採用)

(4) 災害文化について

(5) 大阪北部地震、北海道東部胆振地震から学ぶ

(議会質問に採用)

(6)豪雨災害について

(7)避難所・仮設住宅のあり方について

(議会質問に採用)

(8) 事前復興について

(議会質問に採用)

- (9) 阪神淡路大震災、東日本大震災に学ぶ
 - 2 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

(議会質問に採用)

3 生きづらさの課題の調査研究について

(議会質問に採用)

4 雇用・労働問題の調査研究について

(議会質問に採用)

- 5 人口減少社会の調査研究について
- 6 都市計画道路「はりまや町一宮線」の調査研究について

(議会質問に採用)

7 男女共同参画の調査研究について

- 8 自治体戦略2040構想の調査研究について (議会質問に採用)
- 9 人権尊重・差別解消の調査研究について
- 10 反戦・平和・憲法擁護・脱原発の調査研究について
- (1) 反戦・平和について
- (2) 憲法擁護について
- (3) 脱原発について
- 11 病院企業団議会調査研究について
- 12 ルネサス高知工場の承継調査研究について
- 13 動物愛護調査研究について
- 14 自転車行政調査研究について
- 15 バリアフリーツーリズム調査研究について
- 16 化学物質過敏症対策調査研究について
- 17 森林林業問題調査研究について
- 18 議会のあり方の調査研究について
- (1) 若者と議会活動
- (2) 議会改革について
- (3) 県政意見交換会で交わした御意見

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

(1) 地区防災計画制度について

5月18日「共助の『下知地区防災計画』を市長に提案」

昨日、3年かけて検討を重ねて、策定した「下知地区防災計画案」を災害対策基本法にもとづいて、高知市長に提案させて頂きました。

提案は、下知地区減災連絡会に参加する18の自主防災会を代表する32名の役員を代表して会長以下5名で行いました。

この計画は、3年前の内閣府のモデル指定、引き続く2年間は高知市のモデル事業としてご支援を頂く中、検討にあたっては、私たち下知地区減災連絡会メンバーだけではなく、町内会や児童・教職員をはじめとした学校関係者、津波避難ビル事業者・所有者、福祉関係者、個人が参加し、検討・策定の過程において、「地区防災計画」は「共助の計画」であると位置づけ、多様な意見・アイデアを尊重して検討を重ねてきました。

その中で、可能な限り個人的な意見ではなく、参加者の「集合知」であることを求めて、ワークショップを重ね、絞り込みも図ってきました。

この3年間で、26回の全体、個別、ブロックの検討会と3回の訓練に、のべ約850名が参加頂きました。

この計画は、「共通編」と「事前復興計画編」と「個別計画編」で構成されています。

「共通編」では、下知地区の持つ災害リスクや被害想定、地域の課題などを共有することと計画 のコンセプトやめざす姿、今後の運用方法について、まとめてあります。

そして、「伸び伸びと遊ぶ子どもたちを中心に、地域のつながりで、楽しく安心して暮らせる、 災害に『も』強いまち下知」をコンセプトに、活動の実施と計画更新の両輪で目指していくことと しています。

「事前復興計画編」では、高知市地域防災計画「地震・津波対策編」第5章災害復旧・復興対策第1節事前の取組にもあるように「市民一人ひとりが、被災後、生活再建のためにすべきことを事前に理解しておくよう努め、それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ、行政と協働でそれらの改善方法を検討する。被災後の復興計画策定に向けて、事前に地域の将来像などを検討する。」ということや高知県震災復興都市計画指針(手引書)の「事前復興計画づくりの基本的な考え方」なども踏まえたものとして検討を重ねました。

下知地区では、南海トラフ地震で甚大な被害が想定され、被災後には必ずや復興計画の立案が必要となる地区であり、しかも、他地域への移転など人口流出も懸念されていることから、被災後早期に魅力ある街づくりを行うため、「事前復興計画」を子ども、働く世代、高齢者・障がい者、災害に強いまち、コミュニティの視点で目指す姿を描きました。

そして、災害後の復旧・復興に、早急に地域住民が立ち上がるためには、地域の身近な人々を失わないことが大切であることから、災害リスクから命を守り、命をつなぐための「揺れ対策」「津波対策」「長期浸水対策」「避難対策」の「個別計画」を策定し、それを自助・共助の力で具体化していくための「すぐやる計画」と、高知市と連携して取り組む「中長期計画」として、とりまとめています。

地区防災計画の検討の過程では、被災前の日常から地域コミュニティのつながりを大切にし、その活性化を図ることで、災害の時だけ地域の共助力が発揮されるのではなく、地域で日頃からの人と人とのつながりと共助の具体化が、「災害に『も』強いまち」につながるということを共有して

きました。

このことを踏まえた共助の「すぐやる計画」は、単位防災会や下知地区減災連絡会が主体となって取り組んでいくこととしていますが、「地域防災力の向上」で10項目、「ゆれ対策」で4項目、「津波避難対策」で5項目、「長期浸水・避難所対策」で12項目、「事前復興」で3項目計34項目。

また、高知市と連携して取り組む「中長期計画」については、「ゆれ対策」で3項目、「津波避難対策」で2項目、「長期浸水避・難所対策」で2項目、「事前復興」で2項目計9項目あり、提案にあたっては、その具体化に向けて市との間での十分な意見交換と協議の場を設け、互いに協働の視点に立ちながら実現の可能性を検討頂くことも求めました。

今後は、下知地区防災計画の地域での活用として、自主防災会未結成地区も含めて地域の自主防 災組織で活用できるように努めたいと思っています。

下知地区減災連絡会で、可能な単位防災会や町内会などで、地域コミュニティの活性化につながるような取り組みに落とし込める計画を取捨選択し、計画化を図ることへの支援を行い、計画を具体化させることで、「災害に『も』強いまち」づくりと地域防災力の向上を下知地区のあらゆる地域でめざしたいと考えています。

そのためにも、たくさんのアイデアの中から最終検討会で絞り込んだ、効果や実現可能性のある「下知ベスト10」については、早速今年度から着手していくこととしています。

私たち下知地区住民が、想定される甚大な災害リスクに対して「命を守る」「命をつなぐ」「生活を立ち上げる」ことを諦めないために、3年間にわたって検討し、とりまとめてきた下知地区防災計画は、日頃の地域コミュニティ活性化計画でもあり、災害に「も」強いまちづくり計画です。

これからも、高知市とともに、災害に「も」強い高知市づくりに向けて、高知市地域防災計画に「下知地区防災計画」を位置づけられるとともに、今後も、意見交換の場を設け、実現に向けて協議することも要望させて頂くことを求めて、提案しました。

市長からも、「どういう文章にするかどうかは、検討せんといかんが、正式なものとして位置づけさせてもらう」とのコメントも頂きました。

計画は、できたから終わりではなく、これからの実践が本当の計画づくりだと改めて、肝に銘じて取り組んでいきたいと思っています。

8月3日「下知地区防災計画が高知市地域防災計画に位置づけられる」

昨日の平成30年度高知市防災会議では、5月17日に提出した下知地区防災計画が議案として 取り上げられました。

会長である市長は、挨拶で98豪雨から20年目という節目の年に改めて豪雨災害に見舞われたこと西日本豪雨災害が、地震災害以外で初めて「特定非常災害」に指定されたことや7月27日には「激甚災害」に指定されたことを報告し、下知地区防災計画が提出されたことから高知市地域防災計画に位置づけるという議題も審議して頂くことにも触れられました。 事務局からの説明提案の後、せっかくの機会だからと言うことで下知地区防災計画の提案内容等についての説明の機会を頂き、事務局長の私から報告させて頂きました。

さらに、委員から地区防災計画に触れて発言して頂く方も3人ほどいらっしゃいました。

みなさんの議論の中で出された意見などを踏まえて、今後の計画の実行について改めて発言の機 会をいただきました。

傍聴者が発言をする機会などはあまり無いかと思いますが、機会を与えていただいたこと、さらには、出席委員の中から地区防災計画についてのご質問が何件かあったことについては、皆さんの関心の表れだと思いました。

地域防災計画への位置づけとしては「地域の自主防災会が中心となり策定したもので、対象範囲

が限定でなく地域防災計画の趣旨に沿った内容であるため、災対法第 42 条の 2 の規定に基づき位置づける」として、具体の記載については、残念ながら「他市の例にも倣い、資料編に一覧表として示すこととする。」と言うことになりました。

さらに、委員からの「今後、高知市内の地域でこの取り組みを広げていくのか」と言う質問に対して、市長、事務局からは、今年度の地区防災計画講演会を踏まえて、来年からは、手を挙げた地区で、市の職員も連携して取り組んでいきたいとの回答があり、高知市内での地区防災計画の横展開が位置づけられていることを全体化していただきました。

また、建設業協会の委員からは、「市内各班が地域の防災会と連携して取り組みたい」との意見や国土交通省の委員からは「今後は、計画の実効性を高めることが求められる」などの御意見を頂く中で、今後は、ぜひいろんな形の支援も受けながら、計画の具体化によって地域の防災力向上、災害に「も」強いまち下知づくりに、努めていきたいことも述べさせて頂きました。

これまで、下知地区防災計画の策定にあたって取り組んでこられた地域の皆さん、そして、いろんな形でご支援をいただいた鍵屋先生やアドバイザーのみなさん、さらには応援をしてくれた地区防災計画学会の先生方に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

現在は、高知市のホームページに下知地区防災計画の全文が掲載されています。

8月28日「下知地区ブロック別意見交換会で災害に「も」強いまちへ」

二年前に、下知地区防災計画をより細かなエリアブロックごとに意見交換をし、補強して頂いた際に、ハブロックで約百人を超す方々に参加頂き、さらに地域の繋がりが活発になるなどの成果が報告されています。

今回のブロック別意見交換会では、下知地区防災計画について、より理解を拡げることと、「避難行動要支援者対策について」のテーマをブロックの共通課題とし、加えてブロックの特性にもとづく課題について、意見交換をして、効果や実現可能性のある「下知ベスト10」の中から、取り組む課題を絞り込んでいくこととしています。

そんなブロック別意見交換会が、昨夜からスタートしました。

そして、これらの積み重ねが「量の拡大と質の向上」につながり、地域のコミュニティの活性化、 地域の防災力向上につながり、災害に「も」強いまち下知をめざすことになるとの思いで、取り組 んでいます。

トップを切ったのは、下知地区減災連絡会「弥右衛門部会」として4月からスタートした弥右衛門地区での意見交換会で、防災会の地域住民をはじめ、津波避難ビル事業者なども多く参加されての意見交換会は、前回を大きく上回る33名の方の参加で、活発に意見交換がされました。

まだまだ防災会の空白地区が多く、防災会の活動も手探り状態である中、取り組みのハードルを 下げて、何から取り組んでいけるのか、「命を守り、つないでいく」フェーズで5つのグループで ワークショップを行って頂きました。

それぞれの皆さんが、情報の共有を基本に、おしゃべりタイムに時間が割かれましたが、それでも一歩前に進めようとの思いが、たくさん出されました。

「津波避難ビルの周知不足、量的不足の解消、津波避難ビルの備蓄品の拡充」「転倒防止の啓発 ビデオの視聴から取り組みへ」「コミュニティを大切にするイベント+防災」「津波避難ビル巡り」 「高齢者をどう支えるか」「情報の共有の仕方」「今日帰って真っ先にやることは避難経路の確保 で玄関の靴箱を整理しよう」「夜間にサングラスをかけて避難訓練を」などなど多様な前向きな意 見が出されました。

10月24日「あなたの地域でも『地区防災計画』づくりを」

昨夜は、7月12日に続く、高知市「第2回地区防災計画講習会」に参加し、私も下知地区での

実践例を報告させて頂きました。

この講習会は、地区防災計画を高知市内のあらゆる地域で策定して頂けるようなきっかけになればということで、3回連続開催の2回目でした。

地域防災推進課からの「地区防災計画の進め方」について話された後、私からは「作成過程が大切、取り組んで良かった一下知地区防災計画」とのテーマで取り組んできた内容などについて、かいつまんでの報告をさせて頂きました。

地域地域の災害リスク・地域特性にあわせて十地区十色の地区防災計画が高知市内のあちこちにつくられることを願って、3年間かけて策定した「命を守る」「命をつなぐ」個別計画と「事前復興計画」、そして繰り返し行ってきた互いの話を否定せずに聞き合うワークショップ・ワールドカフェによって出されたたくさんの多様な意見から、多数の合意が図られ、集合知を見出し、今年度の「下知ベスト10」を選んだ過程やそれの具体化などについてご紹介させて頂きました。

この3年間の取り組みを通じて学んだのは、コミュニティのつながりは、災害が発生してから急につくることは困難であり、平時からのコミュニティのつながりがあるからこそ、災害時にも避難行動支援や避難生活での支え合いがしやすいということであり、目的としての地区防災計画の作成と手法としてのワークショップ研修が、地域の防災力及びコミュニティ力を高め、災害発生後の応急対応時、復旧・復興時に有効であるとともに、平時においても安全安心な地域生活に資するものであることを強調させて頂きました。

地区防災計画学会室崎会長は「地区防災計画の取り組みが、燎原の火のように広がっています。こんなに急速に全国に広がるとは、提唱者の一人として思いもよりませんでした。『量とともに質』という志しを忘れずに、真に減災につながる取り組みを、全国の隅々に広げていきたいと思います。」とおっしゃっていますが、高知のすみずみで「地区防災計画」が策定されて、地域の共助力がますます高まり、災害に「も」強いまち高知市となるために、私たちも今後とも努力していきたいと思います。

1月10日「今、私たちが目指しているのも『防災に『も』必要な地域のつなぎ直し』かも」

昨夜は、下知地区減災連絡会の役員会で、避難行動要支援者対策の今後の進め方と下知地区防災 計画の今年度事業計画「下知ベスト10」の進捗状況の共有化などについて議論しました。

避難行動要支援者対策の今後の進め方については、全ての地域をカバーしきれる下知地区減災連絡会でも、町内会連合会でもないし、民生委員協議会でも民生委員間に温度差があったりしている中で、どのように「避難行動要支援者名簿」の提供を受け、個別計画の作成が可能なのか、年度内に方向性だけでも定めていきたいと思います。

いずれにしても、具体的な、個別計画を策定する際には、担当町内会役員及び民生委員さんとの 連携なしに進められないことはあきらかですので、その連携強化のための取り組みに注力していき たいと思います。

ちょうど昨日の朝日新聞に「災害時の避難 防災と福祉の連携を」と題した社説が掲載されており、「高齢者や障害者には公的な介護保険制度や障害福祉制度を使っている人が少なくないので、各種サービスの具体的な利用計画はケアマネジャーなど福祉専門職が立てている。ならばその延長で、災害時の移動と避難生活でどんな支援が必要か、いわば『災害時ケアプラン』も作ってもらおうという試みで福祉部門の専門職を介した仕組み作りだ。」とあります。

事業の推進役を務める別府市防災危機管理課の村野淳子さんは、一連の試みを「防災に必要な地域のつなぎ直し」と表現されていますが、まさに、そう言う形のものになるのかなあと感じています。

また、下知ベスト10事業は、16事業のうち13事業が着手し、今年度中に達成、または次年度中に達成などの目途が見えつつあるが、1事業は着手したが、緒に就いたばかりで、2事業は未

着手という進捗状況を共有してもらうとともに、より幅広く縦割りに陥らないようにとのアドバイスなども頂きながら、さらに来年度事業につなげていくこととも念頭においた議論がされました。

中でも、津波避難ビルのマンション防災会とそこに避難することになる住民が暮らす町内会防災会で、平時からの交流を深め、高齢者を引きこもりにさせない居場所として開設する「おしゃべりカフェ」のオープンが間近になっている順調な取り組みもあれば、同じ状況の避難ビルと町内会防災会の交流に着手できず、苦慮している地域もあるなど、それぞれに課題を抱えていますが、この積み重ねが、「災害に『も』強いまち下知」へと一歩ずつステップアップすることを願っています。

1月22日「災害時にも備えた『おしゃべりカフェ』」

災害時に備えた「小倉町おしゃべりカフェ」について、「下知地区防災計画」との関係について、 報告します。

私たちの住む地域で昨年策定した「下知地区防災計画」には、事前復興計画編や個別計画編でも、 日常から地域コミュニティの活性化を図ることで、災害に「も」強い、災害時に助け合える街にし ていくことが、随所に盛り込まれています。

事前復興計画には「下知地区の目指す姿」としてコミュニティについて、「災害から命を守るコミュニティづくりのため、イベント等を開催して、様々な世代が交流できるようにする。」としており、その際に出された意見として、「地域の交流を深める」ために「津波避難ビルに住んでいる人と、津波避難ビルに逃げるかもしれない人が顔見知りになるようにする。」と記述しています。

また、個別計画編には、「交流の場づくり」として「地域の防災力を高めるためには、防災の知識だけではなく、地域住民同士のコミュニティの活性化が必要です。このため、関係団体が連携して様々な年代の人々が参加する行事などにより、地区住民同士が知り合うきっかけを作ると共に、同時に防災への関心を高めてもらう。」ということで、たとえば、お互いが親しくなるための行事(カフェやランチ、花見、カラオケ大会など)を行うとしています。

そして、地区防災計画全体で多くのアイデアが出された中から、効果や実現可能性を考えて、「下知ベスト10」とし、下知地区の現在の優先項目として、その中の「地域コミュニティの活性化、近所同士が顔なじみになるようにする。地域コミュニティ活性化のための様々な行事を行い、住民同士が顔見知りになり、いざというときに助け合える関係構築。」の一つとしての具体的事業の取り組みが、小倉町東丸池防災会とアルファステイツ知寄 II 防災会が半年近い準備の末に、オーブンさせた「小倉町おしゃべりカフェ」です。

津波避難ビルとしてのマンション防災会と地震の揺れの後に、そこに避難をする町内会防災会の皆さんが、日ごろから顔の見える関係を築いて、いざと言う時に支え合えるそんな仕組みをつくるきっかけになればとの思いでスタートした「おしゃべりカフェ」です。

町内の戸建てに住む川田さん (81) は「マンションの人とは普段話す機会がない。こうした場で顔見知りになっていれば、いざというときも頼りやすい」と新聞の取材に答えられ、下知地区減災連絡会役員でアルファスティツ知寄町II 防災会の筒井さん (77) は「マンションでも 1 人暮らしの高齢者が増えている。カフェは防災の面だけでなく、孤食を防ぎ、コミュニティーの活性化にもつながる」と意義をコメントされています。

500 円ワンコインでランチを食べ、その後コーヒーを飲みながらわいわい賑やかな交流をする。 こんな場からも、災害に「も」強いまちづくりが始まるのではないかと思います。

1月25日「一緒に助かるための共助の『地区防災計画』」

これまで開催されてきた高知市地区防災計画講習会も、シリーズ最終回の3回目で下知地区防災計画策定時のアドバイザーであった跡見学園女子大学鍵屋一先生から「地区防災計画作成のポイント講習会」が昨夜開催されました。

改めて、地区防災計画とは、その必要性、プロセス、地区の備えを知り、「安否確認」や「避難 誘導」「避難所などで支え合う」など対策を考えることなど、約100分でまとめて頂きました。

これから地区防災計画に取り組んでみようとする単位防災会や防災会連絡会などには、より具体的なものになったのではないかと思います。

とりわけ、地区防災計画は本当に役に立つのかとの疑問に対して先生がおっしゃる「作っているところはリーダーや策定に関わった人が何をしなければいいか分かっている」中で、共助の防災力が向上しているということは、「役に立つ地区防災計画」だと言えることが確認されることによって、来年度着手の地域が増えるのではないかと思ったところです。

策定に関わってきた私たちにとっては、改めて地区防災計画を策定して良かったと思えたし、計画を作る過程の大切さと作ったら終わりでないことを確認させて頂きました。

「魂を入れ」「仏を作って」きた下知地区も「仏を磨き始めた」ところだが、これからも磨き続けた上で、災害に「も」強いまちを目指して頑張っていきたいものです。

2月2日「地区防災計画は、JICA研修生によって海外へも」

1月31日には、JICAの「総合防災行政」コースの研修生10名をお迎えして、下知地区防 災計画についてのプレゼンを行っていました。

今年だけでも JICA 研修生の受け入れは、2 度目になりますが、今回はフィールドワークなどもなく、座学のみによる研修となりました。

通訳を通じてではありますが、「作成過程が大切、取り組んで良かった-下知地区防災計画 地区防災計画策定による地域共助力の拡大」と題して、総合防災計画としての地区防災計画や策定過程のワークショップや集合知の大切さ、なぜ事前復興計画にとりくんだのか、下知ベスト10の具体例などについてお話しさせて頂きました。

研修生の方からは、地域と行政・政治との関係、事前復興計画について、津波避難ビルなどについて質問を頂きました。

JICA研修生の方々が来られて意見交換をするたびに、コミュニティ防災の必要性や共通性について学ばせて頂くことの多い機会です。

いずれにしても、それぞれのお国に、地区防災計画が広がっていくことを願いつつ、その前に高 知で拡げなければと思うところです。

(2) 避難行動要支援者対策について

6月22日「避難行動要支援者の安否確認をいち早く」

今回の大阪北部地震には、備えていなかったが故の課題が、さまざま見えてきているように思います。

大阪府高槻市の寿栄小学校のブロック塀が倒れ、4年生女児が亡くなられた事故について、校長は、3年前にブロック塀が危険だと外部から指摘を受け、市教育委員会に伝えていたにもかかわらず、市教委の現場確認で安全だと見なしていましたが、建築基準法違反であること自体を無視していたことの責任は免れるものではないでしょう。

また、今朝の朝日新聞には、法律に基づく要介護者や障害者ら災害時に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿を使って安否確認を進めた自治体が、20日現在で被災13市町のうち8市町にとどまっていることが報じられています。

さらに、吹田、枚方、箕面の3市は安否確認自体をしていないことも明らかになっています。 名簿を活用するか否かの判断は自治体任せで、基準もあいまいであり、それぞれの自治体での被 害状況による判断などが働いたのであろうが、外観だけでは、分からないし、外に出られず、助けを待っている避難行動要支援者がいるかもしれないと言うことにまずは、思いをはせてみることではないでしょうか。

紙面では「災害支援制度に詳しい山崎栄一・関西大教授(災害法制)」が、「国に義務づけられた名簿を作っただけで満足し、それをどう活用するかまでわかっていない自治体が多い。今回のような地震の場合、家の外観は問題がないように見えても、住民が家具の下敷きになっている可能性もある。災害が起きたら早期に名簿を使った安否確認を始められる態勢作りが必要だ。現状ではより大規模な災害が起きた時、障害者や高齢者の命が多く失われる恐れもある。名簿の活用方法に具体的なルールが定められていないため、個人情報の活用に慎重になる自治体も出てくるだろう。国は、どういった規模の災害で名簿を使うかや確認手順について、さらに具体的な基準を示す必要がある。」と、コメントされています。

高知市でも、今年の主要事業として、「避難行動要支援者対策事業」を行うこととしているが、 各町内会や単位自主防災会が、名簿情報をいかに、生かし、活用し、具体の避難行動につなげてい けるように取り組んでいきたいと思います。

8月15日「避難行動要支援者に寄り添う個別計画を」

昨夜は、下知地区減災連絡会、下知地区町内会連合会、下知地区民生委員・児童委員協議会、下知地区社会福祉協議会、下知地域内連携協議会、下知消防分団の呼びかけで、下知地区・避難行動要支援者対策勉強会を開催しました。

下知地区防災計画の今年度事業の一つである「地域の助け合いで要配慮者支援」で取り組む「高知市の避難行動要支援者対策の地区勉強会を行い、取り組みを行うモデル地区の選定と実施」の一環でもあります。

取り組みをすすめるためには、連携の欠かせない6団体の呼びかけで開催させて頂きましたので、 51名の参加者で意見交換をして頂きました。

今回の西日本豪雨災害で、岡山県倉敷市真備町地区で市が身元確認した死者51人の約8割にあたる42人が、障害者や高齢者で自力で避難することが困難な「要支援者」だったことが分かっています。

市は、「避難行動要支援者名簿」を作成していたが、国が推進する、要支援者への具体的な避難手順などを定める「個別計画」は策定しておらず、避難行動に影響を与えた可能性があるとも言われています。

また、岡山、広島、愛媛3県の市町村の8割以上でも、「個別計画」の策定が完了していないことが明らかになっています。

今回の勉強会は、高知市が策定した「避難行動要支援者名簿」を活用して、それぞれの個別計画を策定するための一歩で、計画の必要性や情報提供のあり方などについて検討することとしたものです。

地域内には、町内会も自主防災会もない空白地域があり、それを今回の取り組みを通じて、組織化し、コミュニティの活性化と避難行動要支援の仕組み作りを目指そうと言うことで、名簿提供の仕方について、各団体が持ち帰り、それぞれの役員会やブロック別意見交換会などを通じて、9月中には方向性を定めることとしました。

参加者から出された御意見からも課題は 「名簿にない方への支援のあり方」「日頃からの支援者と要支援者のつながりづくり」「個人情報の秘匿性がどこまで担保されるのか」「個別計画をつくる上での面談困難者との関わり方」「町内会、防災会もなくて、民生委員の担当が配置されていないエリアへのアプローチは」などなど、多々ありそうですが、できない課題を探すのではなく、どうすればできるのかお互いで考えあって行けたらと思います。

また、個別避難計画づくりの過程では、障がい当事者の方の御意見を聞く、学びの場「障害理解を深めてみんなが助かる下知地区」も10月1日には予定しており、掘り下げながらの計画づくりも考えたり、福祉施設のBCPにも着手していけるよう考えています。

10月7日「避難行動要支援で守った命をつなぎ復旧・復興へ」

9月30日には、講師の福祉防災コミュニティ協会認定コーチの湯井恵美子さんをお招きし、私の住むマンション防災会と下知地区減災連絡会で連日の講演を行って頂きました。

マンション防災会の防災講演会では、津波避難ビルとしてのサーパス知寄町Iで低層階に居住する障害者高齢者が健やかに避難ができて、なおかつ、外部の要配慮者を受け入れる体制を考えると言うことで、お話を聞かせて頂くとともに、ワークショップを行って頂きました。

ワークショップでは、多様な要配慮者が避難者としてマンションに避難されたときにどのような 対応するのか、ワークショップの中で参加者から意見を出してもらいました。

マンション内での、コミュニティーの大切さ、要配慮者の多様性を知ること、そしてどう受け入れるのかあらかじめ体制を考えておくことの大切さなどを学び合いました。

参加されていた方から、「これからは障害のある方などを含めた要配慮者のことを知る、受け入れると言う所へ一歩踏み出さないといけないね」と言う感想を述べられていた方もいました。

今までよりも、もう1歩踏み込んだ議論と行動に繋がっていくのではないと感じられた講演会となりました。

翌10月1日には、下知地区減災連絡会の防災講演会では、湯井恵美子さんに加えて、ゲストスピーカーとして、交通事故で頸髄を損傷し、電動車椅子や人工呼吸器などが離せないものの、障害者の自立生活を支援している自立生活センターアライズ代表の村田一平さんにも加わって頂き、「障害理解を深めてみんなが助かる下知地区」をめざし、「津波からの避難行動と要支援者の受け入れを考える」とのテーマで、講師の湯井さんとゲストスピーカーの村田さんによる、障がいの多様性や避難行動要支援者の個別計画を策定する上で何が求められるのかなどについて進められました。

さらに、下知コミセンに多様な要配慮者が避難れた場合に、どのスペースでどのように受け入れるのかなどについて、ワークショップで意見を出し合いました。

たくさんの気づきや学びがありましたが、村田さんから言われた「障害者も自分のことは自分が1番わかっていて、その自分のことを自分で決めることができることが盛り込まれているのが個別計画である」ということや、湯井さんからは「その個別計画を作るためには、真ん中に当事者を置いて、支援に回る側と行政とが一緒になって作っていく個別計画がであってほしい」と言うことをしっかりと踏まえた個別計画づくりが、これから取り組まれなければならないと痛感しました。

そのためにも、障害理解を深めることを常に前提とした取り組みが地域で展開されていくことが、 今後の課題でもあろうかと思いました。

11月7日「避難行動要支援者の個別計画策定は日頃の関わりから」

北海道地震から2ヶ月を経たが、今朝の高知新聞には「障害者災害避難対策遅れ」の見出しで、 昨日の朝日新聞は「要支援者避難 課題なお」の見出しと、連日避難行動要支援者の個別計画の策 定が遅れていることを取り上げています。

国は2013年、災害対策基本法を改正し、支援が必要な人をまとめた「避難行動要支援者名簿」の作成を市区町村に義務づけ、避難の実効性を高めるため、名簿の情報を共有し、支援者や避難方法を定めた個別計画の策定を求めています。

総務省消防庁によると、名簿は6月現在で、1687市区町村(97・0%)で作成されているが、うち個別計画を全員分済ませたのは239と一割に止まっており、一部済ませたのが741となっています。

7月の西日本豪雨災害で被害の大きかった岡山県倉敷市真備町地区で、市が身元確認した死者 51 人の約8割に当たる42人が、障害者や高齢者の要支援者だったことがわかっていますし、また、 死者が多かった岡山、広島、愛媛3県の市町村の8割以上でも、個別計画の策定が完了していない ことなどが明らかになっています。

本県においては、名簿提供率が昨年度末で20.6%、個別計画策定率が10%にとどまっています。

高知新聞の記事にある札幌市のNPO法人が道内の障害者や難病患者約200人にアンケートした結果、災害時の避難先や支援する人を定めた「個別計画」について8割以上が策定されていない人が分かりました。

国の指針は市町村主導で個別計画を作成することが望ましいとしているが、西日本豪雨災害の時 も、そうであったが、あらゆる調査から、対策の遅れが浮き彫りになっています。

私たちも、地域でどのように個別計画策定に着手するかの検討をしているところだが、まずは、 日頃からの関わりがあってこそだし、いつ起こるか分からない災害時に、早く策定しておけば良か ったと後悔しなくてもよいように、検討の加速化を図りたいものです。

2月26日「非常時の支援と工夫を学んで、発達障害のある人と日頃の関係性を築く備えを」

24日は、男女共同参画センター「ソーレ」で開催されていた災害時に、発達障害のある人を家族や地域で支えていくための方法を学ぶ勉強会に参加していました。

自閉症スペクトラムなど発達障害のある人など、日常と非日常の変化の大きさに弱いと言われている方々への支援について「非常時の支援と工夫(伝える・尋ねる)」ということを柱に、発達障害の書籍や支援グッズを販売する会社「おめめどう」(兵庫県篠山市)の奥平綾子代表から、お話を聴かせて頂きました。

避難所などで非日常の生活を強いられると、不安感からパニックになったり、人からの指示を十分に理解できなかったりするとい不安を軽減させるには、先々の見通しが分かるスケジュールや避難所内の自分のスペースが分かるフロアマップを紙に書いて示すなど、意思疎通の「視覚化」「見える化」が有効とされるとのことで、いろいろな支援グッズを使って「伝える・尋ねる」ということについてご紹介頂きました。

「停電を伝える」「して欲しいことを伝える」「気になる時間を伝える」「みとおしを伝える」「筆談で伝える」「書いて聞いてみる」「いつ何があるかを伝える」「選んでもらう」「書いて伝える」「活動の場所を伝える」「活動する場所を伝える」ことや、それぞれの実践として「知ってて得する筆談コミュ」として「みとおし・前情報の大切さ」「みとおしメモを書いてみる」「本人のことは、本人に聞く」「必ず×には、○を用意する」など、試してみました。

避難所では「自分のことだけで大変かもしれないが、一緒の時間を過ごしている人として大丈夫を伝えること。仲間はずれにしないこと。」そして、「伝わらないのは子どものせいではなく、日頃の関係性を作ることができていないおとなの問題であることから、日頃の関係性の大切さ」などが強調されていました。

「非常時の支援と工夫」<基本は、見せて伝える。見せて尋ねる。嘘をつかない>

- ◆きちんと命名する → 「地震・津波」「手術・点滴」わからなくても、ごまかさずそのまま伝える
- ◆していいことを伝える \rightarrow 「 \times には、 \bigcirc を」
- **◆**みとおしを立てる→ 「これからどうするのか?」
- ◆実際に出会う → 「ないものは、ないと見せる。テレビ欄や本屋の店頭まで行く。またチラシを 見せるなど」
- ◆マイ@@をつくる→ 「本人専用の懐中電灯やバケツ、袋などを用意する」

- ◆長めに伝える → 「終わりそうな時より、長めの時間や日にちを伝える」
- ◆刺激を避ける →「ショックを受けそうなものを見ない。テレビを消す」
- ◆宙に浮かない →「どうなるかわからないからといって、ごまかさない」
- ◆選んでもらう → 「本人のものは、本人に選んでもらう。苦手なものでも選ぶことで受け入れやすくなる」
- ◆ HAPPY を伝える→ 「HAPPY のためには、我慢もできる」
- ◆説明をする(仲間はずれにしない)→「悶えないからといって、知らなくていいわけじゃない。 本人が気にすることは、見える形で説明をする」
- ◆普段から使う → 「そのときにイヤーマフを提供されても・・」 <日ごろの備え>
- ◆燃料と食料。そして 水 (水の買い置きは必ず。食料は三日分~一週間くらい。ガソリンをエンプティでは走らないなどの智恵を持つ)
- ◆荷物を自分で揃え、持つ習慣(人が入れたもので忘れ物があると気になるが、自分で入れると、 入れ忘れても、自己責任として納得)
- ◆防災グッズを作っておく (本人にとって必要なものは専用にする。懐中電灯や、薬やアナログなお薬手帳など 非常用具は人数分)
- ◆よく見るテレビ番組を録画しておく(いつものルーティンに使える)
- ◆長期の避難で三つの大切なこと T(トイレ) K(キッチン)B(ベッド)
- ◆一人ひとりの状況把握 → 避難所生活を少しでも日常生活に近づけること
- ◆防災ハンドブックを活用する (行政の出す「ハザードマップ」や防災ハンドブックは身近においておく)
- ◆経験談を知る(台風被害や東日本大震災などの経験談を知ることで、予備知識になる) など、日頃から備えておくことのまとめとして、以上のことがアドバイスされました。 いずれにしても、このようなことを予め知っておくか、知らないかでは大きく違うことを痛感させられました。

必要な情報が掲載された冊子が必要な方は、「おめめどう」さんに http://omemedo.ocnk.net/注文されたらいかがでしょう。他にもたくさんの支援グッズが販売されています。

これまでも、下知地区では、福祉防災コミュニティ協会認定コーチで兵庫県立大学大学院減災復 興政策研究科の湯井恵美子さんからアドバイスを受けながら、障害理解も含めたお話を聞いてきた 経過がありますが、県としてもっとこれらの取り組みを全体化していかなければ、守った命をつな ぐことができないのではないかと痛感させられました。

2月15日「県も要配慮者避難支援対策を南海トラフ地震対策の重点課題に」

これまでにも、南海トラフ地震対策第 4 期行動計画案 (2019 ~ 21 年度) では、重要な柱となることが検討されていたが、公表されたものでは、要配慮者対策では、災害時の避難先や支援する人を個別に定める避難計画づくりを急ぐこととしています。

そのため、国の指針では市町村主導で作成することが望ましいとされているが、マンパワー不足で進んでいないことから、県が財政補助を拡充し、市町村が業務を外部委託したり、人員を短期雇用したりしやすいよう支援しながら、高齢者や障害者らを対象とした福祉避難所の確保、通常の避難所での要配慮者受け入れも進めることとなっています。

県庁の組織的には、災害時要配慮者支援策の拡充・加速化として、高齢者や障害者など要配慮者が迅速に避難できる個別計画の策定や福祉避難所の確保対策などの支援体制を強化するため、地域福祉対策課に「災害時要配慮者支援室」を設置し、3名体制で業務にあたることとなっています。

また、予算的には、要配慮者支援対策事業費補助金4400万円、個別計画策定モデル事業30

0万円などが計上されています。

これらが、現実に地域で、避難行動要支援者名簿を受け取った自主防災会や町内会、民生委員の皆さんが、どのように個別計画策定にあたっていくのか、悩んでいる状況に対して、実効ある支援になるのかが、問われることになります。

昨夜は、私たちの下知地区でも、「避難行動要支援者対策」の打ち合わせ会を開催しました。

下知地区町内会連合会、下知地区民生委員・児童委員協議会、下知地区減災連絡会、下知地域内連携協議会会長、消防団下知分団の五者で勉強会を開催したりして、取り組みの方向性を出すための代表者会としました。

「下知地区の町内会・防災会の組織化や連合組織への所属状況」などを踏まえて、避難行動要支援者名簿の受け取り方と扱い方、個別計画策定の方法検討状況、今後の進め方の方向性と名簿の扱いと個別計画策定などについて協議したところです。

それぞれに課題はありますが、まずは新年度から提供を受ける地区の組織と管理のあり方を確認 し、個別計画策定に向けて着手できるのかどうか、五者の連携と協力の元、協議していく。

さらに、着手可能なところについては、必要な支援なども要請しながら進めていく。

あまり、無理をして取り組みを急ぐのではなく、要支援内容の緊急性を把握した上での、優先順位をつけたり、障害理解を深めたり、地域によっては妊婦さんや乳幼児のいるご家庭なども避難行動要支援対象となることを啓発しながら、若い世帯にも「わがこと」として、考えて頂くことで、減災の活動に多様な層を巻き込んでいく。

また、居住する外国人への対応についても意見がだされるなど、さまざまな気づきや意見が出されたものの、とにかく今まで以上に、この五者の連携を大切にしていくことを確認できたことが良かったように思えました。

(3) 避難困難地域の課題について

4月21日「避難困難地域でハード・ソフトの仕組みを考える」

今朝の高知新聞「地震新聞」は、長期浸水区域における津波からの住民避難シミュレーション結果による「津波避難ビル不足・偏在課題」のことでした。

記事では、シュミレーション結果による、「昼間に地震が起きた場合は7万8千人が避難ビルにたどり着けるものの、100棟で人があふれ3万3千人分のスペースが不足する」ことや「杉井流、丸池町、新田町などの周辺では避難困難地域が生じる」などの事態が想定されることが分かったことを踏まえ、下知地区の避難困難地域の丸池町を防災会の方とのまちあるきで災害リスクを検証したり、もう一つの弥右衛門地区には、自主防災組織が少なくて情報の共有が不足していることなどについて南金田防災会長から、聞き取りながら、課題を明らかにされています。

避難ビルへの避難者数の超過・偏りについての対応は、「避難ビル等の追加指定や整備」または「避難ビルへの分散型避難」が考えられるとのですが、私たちは、「下知地区防災計画」を検討する過程の中で、これまでもその課題を克服するための取り組みの提案はしていますので、より地域と行政が一緒になって、検討を深め、協働の取り組みの必要性に迫られているということが、明らかになったのではないかと思います。

決して充分ではないかもしれませんが、高知市が丸池町内にある勤労者交流館に外付け階段を設置し、津波避難ビルに指定されようとしていますが、高知大・岡村眞名誉教授が、記事で指摘されている「災害時は訓練以上のことはできないので、日頃から訓練を重ねることも重要だ」とのことを肝に銘じて、この施設を使った共助の避難訓練が繰り返し行われることで、災害に「も」強いまちの丸池に一歩踏み出していきたいものです。

4月17日「『在宅被災者』を支えるしくみを一日も早く」

2度目の震度7を観測した熊本地震の本震から、16日で2年がたちました。

まだまだ進まない被災地の状況がマスコミを通じて報道されます。

そして、今なお3万数千人が仮設住宅で暮らす一方で、避難所や仮設住宅には行かず、壊れた自宅に住み続けている「在宅被災者」の存在にも目が向けられています。

とくに、報道で目立ったのは、自宅の軒先に建てたビニールハウスや倉庫で暮らす「軒先避難」 という言葉でした。

最初は、少しの間の仮住まいの思いで、一刻も早く自宅を再建するつもりだったのが、復旧工事の集中で建築業者が見つからず、軒先避難のまま2度の冬を越したという方も少なからずいらっしゃるとのことです。

その中には、被災住宅の応急修理制度を使ったため、補修済みと見なされ仮設住宅に入れない世帯もあったりと言うことだが、これらの課題は、在宅避難者問題がクローズアップされた東日本大震災の教訓が生かされていないということを感じさせられます。

2015年石巻市を訪ねたときに、そのような課題を突きつけられたことを思い出します。

昨日の朝日新聞社説は「支援を必要とする在宅被災者がどこに何人いるか、行政はつかみきれていない。いわば「見えない被災者」だ。元の場所でなんとか生きていこうとするこうした人たちを守れなければ、地方の被災地は人口の流出が続き、衰退するばかりだ。また、想定される首都直下型や南海トラフ巨大地震では、避難所の収容能力や仮設の建設用地が限界を超え、「在宅」が圧倒的に増えるのは間違いない。現に東京都は「可能な限り在宅避難を」と呼びかけている。「在宅」の実態を把握し、生活を支える方策を、いまのうちから積み上げていきたい。たとえば住宅の応急修理を援助する制度の見直しだ。支給額は50万円ほど。決して大きな金額ではないが、受け取ると仮設への入居は認められない。しかも対象は「半壊」と「大規模半壊」だけで、「一部損壊」には支払われない。もっと柔軟な仕組みにすべきではないか。」と指摘されています。

災害がおきてからでは間に合いません。

今から、見直す。

そして、遡及してでも適用することで、一日も早い復興が進むことを願いたいものです。

5月22日「とりあえず命は守れるように」

20日、長期浸水区域における津波からの住民避難シュミレートション結果によっても避難困難エリアとして明らかになった丸池地区に、津波避難ビルとして外付け階段などが取り付けられた勤労者交流館を目指した避難訓練に参加させていただきました。

この施設に、外付け階段、屋上フェンスを設置するために、これまでの訓練の課題発見から、地域の皆さんの思いと多くの皆さんのご尽力で完成しました。

町内の方がおよそ40名以上、さらに下知地区減災連絡会の皆さんも含めて約60名の方が参加されました。

丸池町の方は9時30分の避難訓練開始で、早い方で5分程度、遅い方でも避難開始から10分ほどかかって、到着されました。

屋上への外付け階段については、高齢者の方には少々きついかもしれませんが、一応高知県ひと にやさしいまちづくり条例に則って、階段の幅や蹴上高も考慮はされています。

今までの避難場所が昭和小学校だった時から比べると、随分と避難時間は短縮されますが、避難場所に向けたより安全で近道になるような避難路の確保、さらには、屋上での過ごし方や目の前にある障がい者通所授産施設の利用者など要配慮者の方たちの避難支援のあり方など課題は残されています。

下知地区の中でも、皆さんが心配される避難場所空白地域でありましたので、一歩前進、まずは、

この場所を活用した訓練の中から地域のつながりを大切にした課題解決を図っていければと思います。

5月29日「南海トラフ『臨時情報』命を守るための活用を」

14日に、南海トラフ地震につながる可能性がある異常現象が観測されたときに気象庁が発表する警戒情報への対応について、高知県と県内34市町村の初めての意見交換会が開かれ、県が統一的な対応指針をつくり、市町村に対し財政支援する方針を示したことが、高知新聞で報道されていました。

昨日の朝日新聞の特集「災害大国」でも南海トラフ地震の「臨時情報」について取り上げられています。

1970年代には、駿河湾周辺を震源域とする「東海地震」が発生の恐れが注目され、78年に大規模地震対策特別措置法(大震法)が成立し、地震予知を前提にした防災体制が構築されたが、研究が進んだことで、前兆をとらえて南海トラフの地震を予知するのは困難なことが分かってきました。

そこで、大震法による「警戒宣言」の代わりに、気象庁は昨年11月から「臨時情報」という形で、暫定的に国民に情報を提供することにし、南海トラフ地震が想定される震源域で、一回り小さい地震の発生など、何らかの異常現象を観測した場合に発表することになっています。

しかし、警戒情報は未然の住民避難などで被害軽減につなげる狙いがある一方で、実際に起きるかどうか分からない地震に対していつまで避難態勢を取ればいいのか判断が難しいなどの、現場の戸惑いの声もあがっているようです。

市町村との意見交換会で、尾崎知事は「前駆現象があるなら、それを生かし命を救うべきだ」と、事前避難などに積極的に取り組む必要性を強調し、避難が長引いた際に避難所運営などで自治体の財政負担が大きくなるとの懸念が広がっていることを踏まえ、「財政支援を含め(市町村への)バックアップを考えている」と述べ、県は市町村の意見を踏まえ、対応指針を早期につくりたい考えを示しています。

いろいろな課題はあろうかと思いますが、第1回黒潮町地区防災計画シンポジウムの時に印象に残った小学生の発表にあった「100回逃げて、100回津波が来なくても、101回目も逃げる」ということの大切さや、防災会の取組の中にあった「避難道や避難場所が命を助けてくれるのではなく、避難行動が助けるのである」との言葉を思い出しながら、市町村の意見を踏まえた対応指針がより、現実的に命を守るための指針となることを願うばかりです。

11月14日「津波到達時間の早いエリアの避難行動要支援者対策の加速化を」

昨日の中央防災会議作業部会で、大地震の前兆と疑われる三つの異常現象に応じた警戒レベルを示し、住民らが取るべき対応を盛り込み、発生可能性が高い場合は政府が情報発信し、津波到達が早い地域に避難を呼び掛けるほか、震度6弱以上が想定される自治体などに防災計画を策定するよう求めました。

半割れや一部割れの段階で、どれだけの住民をどう避難させるのか、いったいどれだけの住民が 避難行動をとるのかわからず困惑している自治体も多くあります。

本県としては、すでに検討がされている南海トラフ地震の可能性が高まったとして気象庁が「臨時情報」を発表した際の対応をより丁寧に議論していくことから始まるのではないかと、思います。

9月定例会でも質問しましたが、国が年内に取りまとめようとしているガイドラインの完成まで の間の対応としての県内独自のルールの方向性が、先月末の高知県と高知県内の全市町村の会合で 決まりました。

11月1日付の高知新聞でも、記事となっていましたが、今回決めた方針は、次のようになって

います。

県民に対しては、「臨時情報を受けて、社会が混乱なく防災対応を行うためには、県民が、事前に臨時情報そのものを理解している必要があることから、臨時情報に関する啓発を進める。その上で、臨時情報が発表された場合には、すべての県民に対し、家具の固定や備蓄物資、避難経路の確認などを呼びかける。加えて、脆弱性を踏まえた地震発生時のリスクを考慮し、避難が必要な方を対象に呼びかけを行う。」こととなります。

- ○市町村に求める対応
- ・市町村は、この対応方針をもとに地域の状況を踏まえた防災対応を行う。
- ・避難の必要性が高いと認められる住民へ避難の呼びかけ
- ・避難所の開設 (避難を希望するすべての住民の避難所への受入れ)
- ○住民に求める行動
- ・避難に時間のかかる避難行動要支援者と支援者は避難する (津波の到達時間が短い地域)。
- ・脆弱性の高い場所(耐震性のない佳宅、土砂災害警戒区域)に居住する住民は、避難する。
- ・その他の人は、日頃の備えの再確認を行うとともに、以後の情報に注意を払い、地震の発生に備 えることが望ましい。

とされています。

これらの方針は、統一的に取り組む「最低ライン」といえるもので、県内各市町村はこれらに加えて独自でどのようなことを取り組むのかなど、さらに検討がされることとなります。

ここでも、津波到達時間の避難行動要支援者への対応が問われていますので、避難行動要支援者の個別計画づくりへの着手が迫られているといえるのではないでしょうか。

(4) 災害文化について

4月13日「アート・文化は命を助ける」

昨夜の「クローズアップ現代」に地区防災計画学会学会会長でお世話になった室崎益輝兵庫県立大学防災教育研究センター長が出演されて、熊本城を前に「人間が生きていくうえでは、命だけではなくて文化が必要なんですね。第2次世界大戦のあとで、ナチスによって破壊された街の人々がどうしたかっていうと、壊されたれんがを1つ1つ拾い集めて、元どおりの建物にするんです。まさにそれは、自分たちの文化が元に戻るということが、復興の大きな力になるんだということだと思うんですよね。まさに熊本城もそうだと思うんです。熊本城がよみがえることによって勇気が湧いてくる、希望が湧いてくるということだと思うんですね。まさに心の復興の推進力が文化だというふうに思うんですね。」とナチスと文化について述べられていました。

それを観て、3月3日に高知で開催された地区防災計画学会大会で、下知地区の藁工アートミュージアムで防災とアートについて取り組まれている松本さんのコメントに触れて述べられた「ヒトラーが他民族を滅亡させるために奪おうとしたのは、全ての命と全ての文化であった。命と文化は同じくらい大事で、アート・文化は命を助けることにもなる。」とのコメントを思い出しました。

また、室崎先生は、災害復興についても災害復興学会でお世話になっているが、復興学会誌第17号で「復興の前提としての被災調査とコミュニケーションー被災者に寄り添う原点を忘れずに」を昨日手にして、「阪神・淡路大震災で、私たちは、復興はプロセスが鍵で、プロセスさえ良ければ、復興は正しい方向に向かうことを学んだ。『始め良ければすべて良し』と同じように、『過程良ければすべて良し』である。つまり、説得と納得のプロセスが大事で、そのための場としての復興まちづくり協議会、そのための糧としての復興支援情報が欠かせない。納得という言葉を使ったが、東日本大震災の後、2013年3月、東北大学でマイケル・サンデルの白熱教室が開催された時

に、復興を急ぐ被災地の識者を諭すように、『特定の意見を押し付けるための合意形成ではなく、 違いを認め合うための納得過程が大切だ』と主張されたことが、今でも鮮明に私の記憶の中にある。 我が意を得たりと感じたからである。その納得過程はコミュニケーションそのものである。」とい う文章に触れることができました。

コミュニケーションの場と過程を大事にしてきた下知地区防災計画をはじめとした防災・減災の 取り組みを、これからも大事にしていきたいとの思いを強くしている熊本地震から2年を経ようと している今日この頃です。

5月6日「『後のちまでも忘れざるためにしるすもの』に学び、備え」

5月3日「れきみんの日」に、県立歴史民俗資料館で開催されている「安政地震、幕末を揺るが す〜土佐阿波の地震津波碑が語るもの〜」を鑑賞してきました。

学芸員による展示解説ミュージアムトークを聞きながら、より興味深く地震津波碑を見せていた だきました。

土佐にある38基、阿波に建立されている39基のうち、主な地震津波碑25基の写真や拓本が 展示されていました。

5年前にもこちらの企画展で、高知県内の地震津波碑だけの企画展があり、それも見学をさせていただきましたが、学芸員による展示解説があると本当によくわかりますし、これらの碑が建立された当時の被災者の思いが伝わってきました。

安政南海地震は嘉永7年1854年11月5日の夕刻に発生しましたが、さまざまな災害が続いたことから、1857年11月27日に「安政」に改元をされています。

「宝永地震は安政南海地震から148年前に起きており、このくらいの年数を経ると必ず大地震が起きる」ということや「宝永地震のことを昔話のように思って油断していたから大きな被害が出たので、このことを石碑に彫って後世へ伝える」とか津波の早さが射った矢のようだったとか津波が川を遡上したとか様々な教えがそれぞれの石碑に記されています。

説明頂いた曽我学芸員が歴史民俗史料館だよりの「岡豊風日」に企画展に寄せた寄稿をされています。

拓本は、高知県香南市香我美町岸本の飛鳥神社懲毖碑です。

「懲毖」とは、懲りて慎むこと、という意味ですが、11月4日の安政東海地震によって相当な揺れが生じました。大きな引き潮が起き、手結で鰻が豊漁となりました。安政南海地震が起きたのは翌5日、32時間後です。大きな地響きがして、建物が倒壊し、避難しようとした人々はめまいがし、身体が思うようにならず、這うようにして高台や山へ避難しました。

避難が奏功したようです。この地では死傷者は出なかった、とあります。津波が押し寄せた場所の地名から、浸水域が具体的にわかります。土佐国内の被災状況、148年前に起きた宝永地震についても触れ、このような大地震は繰り返し起きると当時の人々も認識していたようです。建立の目的は「油断の患いなからしめんため」と記されています。

以下に、項目の抜書き(意訳)が記されていますが、学ぶことの多いことばかりです。

- ●安政南海地震発生日:安政元年11月 5日八ツ時(午後2時)過大に震動すること三度、七ツ時(午後4時) 過どろどろと地響きがして、大地震が起きた。
- ●異常・前兆現象:岸本の浦で約十間 (18 気) 潮が引き、手て結いの湊も干上がって鰻が多く 獲れた。
- ●安政東海地震:11月4日朝五ツ時(午前8時)頃地震があった。
- ●避難の様子:人々は協力しあって王子須留田または、平井大龍寺の山へと避難し、命は助かった。
- ●津波:津波が来て徳善町より北の田中、赤岡は西濱並松の本、吉原は庄屋の門まで及んだ。又川 尻の波は赤岡神輿休めのほとりまで来た。古川、夜須の堤防も押切られた。

- ●被害状況:土佐国内では建物が倒れ、中でも高知下町、幡多中村では火事によって一円が焼失し、 死傷者数は何百人にものぼった。この地では、神々のご加護によって一人のけが人も出なかった。
- ●過去の大地震:宝永4年の大変(宝永地震)はこの安政南海地震から148年前に起きた。このくらいの年数を経ると必ず大地震が起きるという人もいる。
- ●建立目的:今の人々は、宝永地震のことを昔話のように思って油断していたから、大きな被害が出た。このことを石碑に彫って後世へ伝える。
- ●建立年月日:安政5年9月吉日

「後のちまでも忘れざるためにしるすものなりかし」との先人の思いをしっかりと受け止めて、 我々が備えていくために、ぜひこの企画展見学されることをお勧めします。

6月18日「地球33番地界隈のフィールドワークで高校生と『アート×防災』を考える」

昨日、午後から、高知大学地域協働学部の受験を検討する高知及び四国3県の高校生に対して、 地域協働学部が重視する地域協働型教育のコンセプトを理解し、大学入学後の実習活動を体感する 場を提供するオープンフィールドワークの場所として受け入れた藁工アートゾーンとその周辺地区 としての下知地区のメンバーとして、学部受験希望学生のうち約40名を受け入れさせて頂きました。

今朝の朝日新聞にも、紹介記事がありましたが、藁工アートミュージアムの松本学芸員、下知地域内連携協議会の国見会長とともに、メンバーに加えて頂いた私は、下知地区減災連絡会事務局長として、「災害リスクは大きくても、日頃からみんなで支え合って災害に『も』強い街に 」のテーマで、下知地区の防災・減災のとりくみと藁工アートゾーンとの関係について、お話をさせて頂きました。

また、周辺のフィールドワークでも、参加高校生から、防災課題について、いろんな質問を頂きました。

この街中での「車避難については、どのように対応しているか。」「高校生は日頃から訓練などに参加しているか。」「津波避難ビル標示の多言語化は。」などの質問を頂き、高校生たちが、多様な視点で考えられていることを感じさせられました。

45分間のフィールドワークを踏まえて、参加高校生がグループワークで、藁工アートゾーンと 周辺地域の関わりで、どのように高校生や若者を巻き込んだ取り組みができるのか、高校生ならで はの発想で、さまざまなアイデアを提案頂きました。

「保護者世代を対象に防災意識の向上を」「川が人を動かす」「新しいコミュニティをつくる」「ふらっとわらこう」などなどユニークなものが、たくさんありましたが、「避難道マラソン、藁津波オブジェづくり、防災パッケージで『やばい』」というのは、ユニークで体感する取り組みとして印象的でした。

(5) 大阪北部地震、北海道東部胆振地震から学ぶ

6月29日「ブロック塀の悲劇を起こさないために」

小学生がブロック塀の下敷きになって死亡した大阪府北部地震で、ブロック塀の危険性が改めて クローズアップされ、県議会質問戦でも、取り上げられています。

昨日も、我が会派の橋本議員が取り上げましたが、県教委の昨年8月調査では、県内公立小中に ブロック塀などが計490カ所、うち46カ所が「危険」、203カ所が「注意が必要」と判定さ れたとのことです。

県教委は今後の緊急点検で危険箇所が増える可能性もあるが、「文科省と連携し、学校の安全対

策が着実に進むよう取り組む」とています。

また、県の推計では、県内の住宅ブロック塀は13万カ所、避難路沿いの危険箇所は5千カ所、 あるとのことです。

高知県内では2012年度から複数の市町村が改修工事に対する補助制度を設けているが、昨年度の補助件数は178件で、これまでの合計でも668件と改修が進んでいるとは言い難い状況です。

県住宅課によると、現在 2 9 市町村がブロック塀の撤去やフェンスへの変更に補助金を出しており、補助額は 20 万 5 千円(一部 20 万円)を上限に国、県と費用を分担しているが、このうち 8 市町村は独自に 9 万 5 千~ 19 万 5 千円の上乗せ補助をしています。

ブロック塀の倒壊で死者が出た 16 年 4 月の熊本地震をきっかけに改修補助金の利用は増加傾向にあるが、まだまだ危険箇所が多く残っているといわざるをえません。

国は1978年の宮城県沖地震で18人がブロック塀などの下敷きになって死亡したことを受け、建築基準法施行令を改正し、「壁の高さは2・2メートル以下」「壁内に直径9ミリ以上の鉄筋を縦横80センチ以下の間隔で配置する」ことなどを求めているが、これからの点検・改修への取り組みが、急がれます。

9月7日「『北海道胆振東部地震』に遭遇し、あらためて『わがこと意識』で備えの強化」

県議会産業振興土木委員会で、5日から7日にかけて、北海道・青森の調査出張に出かけましたが初日の七飯町での観光振興計画調査を終えて、翌日の函館での調査を控えての宿泊中に「北海道 胆振東部地震」に遭遇しました。

委員会で協議の上、予定を変更し、調査を切り上げ、全便が運航していた函館空港から羽田経由 で高知に昨日のうちに帰ってきました。

帰ったら、電話で取材を受けた高知新聞の夕刊にコメントが載り、KUTVのイブニング高知でコメントが放送されていました。

国内で震度7が観測されたのは史上6回目で、北海道では史上初めてのことでした。

7日午前6時半現在、13人が死亡、負傷者は少なくとも300人以上いるという大きな被害が明らかになっており、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

道内のすべて295万戸で停電するという大規模停電のは、北海道電力によれば北海道厚真町の 苫東厚真発電所(石炭火力)が、地震に伴い火力発電所が緊急停止し、これにより電力の需給バラ ンスが崩れ、水力発電所を含むすべての発電所が連鎖的に停止するという「ブラックアウト全系崩壊)」によるものだとのことです。

一部火力発電所、水力発電所、本州からの電力融通も行うが、電力の完全な復旧には、少なくとも1週間以上かかる見通しとなっており、1つの大規模な発電所頼みになっていた北海道の電力供給の危うさが浮き彫りになった事例だと言えます。

また、ライフラインや運輸体制の脆弱性による被災者の生活直撃や厚真町での大規模な土砂崩れ による被害、札幌市清田区での液状化など、新たな災害の顔を見せ、課題を私たちに突きつけてい ます。

日弁連災害復興支援委員会委員長の津久井進弁護士は、大阪府北部地震(6月18日)、西日本豪雨(7月7日)、全国酷暑(8月)、台風21号(9月4日)に北海道胆振東部地震と続けば、もはやこれは「広域複合連続災害」だとおっしゃいます。

あまりに、連続する自然災害。

そして、被害を大きくしてしまう、この国の脆弱性。

徹底した分析による、その脆弱性の克服につとめ、被災地で懸命に生きる皆さんに寄り添い支援

する気持ちと行動による支援力、わがこととして備える防災力をみんなで向上させたいものです。

9月9日「制約される暮らしの中で、『災害関連死』を起こさない目配りを」

北海道胆振地方を震源とする最大震度7の北海道胆振東部地震は、8日にかけて、新たに10人以上が心肺停止状態でみつかるなど、死者は35人、心肺停止2人、安否不明3人となっています。

亡くなった人の半数超を65歳以上の高齢者が占めていることも明らかになっており、常に災害の犠牲者の大半が高齢者で占められていることに、胸を痛めます。

北海道のほぼ全域に及んだ停電は、8日夜までに99・9%にあたる約294万9千戸で復旧しましたが、なお電気の供給は綱渡りで、政府は、「病院や上下水道など節電ができない分野もあることから、家庭や産業などの各部門に対し、平常時より2割を目標として最大限の節電をお願いしたい」と、病院や鉄道などの重要施設をのぞく企業や住民に2割の節電を求めています。

計画停電を極力回避しようとの思いからの要請であるが、週明け以降、企業の活動が回復していくと、ぎりぎりになる可能性があり、フル稼働させている老朽化した火力発電所にトラブルが起きると、再び大停電に陥る恐れがあることからも、この要請をしっかりと受け止めた節電が求められています。

また、札幌では、コンビニエンスストアやガソリンスタンドで物資不足など、市民生活を直撃しており、人口約200万の都市機能は混乱が続いています。

8日になっても、北海道内では各地で食料品やガソリンの不足が続くなど、 いくつもの要因が 積み重なる「負の連鎖」による物流ストップは都市部の生活を直撃しています。

これから続く避難生活による「災害関連死」が、心配される中、避難所だけでなく、車中泊や在 宅避難者など、避難所内外の被災者に目を配らなければならないし、被災者に向け、道営住宅への 入居受け付けが始まったが、速やかな住まいの確保が重要となっています。

9月11日「改めて突きつけられた都市部の液状化被害」

北海道地震の全安否不明者が発見され、41人の方が亡くなられたことが明らかになっています。 全道を襲ったブラックアウトによる停電をはじめ、地域によって、さまざまな被害の姿が見えていますが、札幌市清田区の液状化状況には、改めて驚かされました。

関東学院大防災・減災・復興学研究所の若松加寿江研究員の分析では、雨水や地下水が集まりやすい谷地形で、地震前の降雨も影響し、雨で地下水位が高くなっていた時に強い揺れが加わるという「複合的な要因があった」と判断されています。

顕著な液状化被害が起きたのは、昔あった二つの谷の合流地点で、道路の陥没や住宅の傾斜、大量の噴砂といった液状化特有の様相を呈しています。

液状化が発生する地盤条件は、「砂を多く含む」「締め固められていない」「地下水位が高い」の 三つで、こうした土地が震度5強以上の強い揺れを受けると、液状化が起きやすくなるとされてい ます。

本県における、南海トラフ地震における液状化による全壊、半壊棟数の総数は、L1クラスで約5,500棟と想定されているだけに、可能な地盤対策、復旧・復興対策を講じておく必要があります。

9月12日「絶対ないとはいえない『ブラックアウト』に備えて」

今朝の高知新聞に四国全域停電「可能性低い」との見出しで、北海道地震が、ひきおこした道内全域の停電(ブラックアウト)が、四国でも同様の事態が起きる可能性はあるのかという記事が載せられています。

南海トラフ地震などの際、主要な電源を分散させている上、供給力の約半分を担う苫東厚真火力

発電所のような「一極集中」を避けているから四国電力担当者は「ブラックアウトが起きる可能性 は極めて低い」と説明しているとのことです。

北海道では、苫東厚真火力発電所の出力が全道の大きな割合を占めていたことから、この事態を招いたことに対して、四国内で最大出力の坂出1~4号機の供給力も、猛暑だった今夏の最大電力(1時間当たりの最大需要)約26%程度であり、加えて、供給エリアをつなぐ「連系線」で融通し合うものも、北海道と違って、徳島県と和歌山県を結ぶ140万キロワットの「阿南紀北直流幹線」、瀬戸大橋を通る120万キロワットの「本四連系線」があり、交流幹線の本四連系線は、電流の変換を必要としない強みもあるということです。

しかし、南海トラフ地震では、融通電力さえあてにできない被害の広域化が想定されますので、 記事の最後には、四電の担当者は「原因が分からない以上は、四国で起きる可能性もゼロとは言え ない」と強調したとのことですから、常に「想定内」で、備えておく必要があるでしょう。

さらに、今回のことを通じて、「泊原発が稼働していたら」などということも言われますが、この地震により、長期間運転休止中の泊発電所では、外部電源喪失という原子力発電所としては極めて深刻なインシデントを生じました。

もともと泊発電所は、原子力規制委員会による審査に合格することが出来ずに稼働できておらず、 大前提として泊発電所は商用原子力発電所として法的に稼働できていなかったのです。

この先順調に審査が進んだとしても来年後半の運開も怪しいのは単純に泊発電所が基準を満たせない為であり、したがって、「泊が運転中であれば」という「たら」「れば」論は、6 年越しで車検に合格できない整備不良の無車検車を乗り回せ「たら」と言うようなものであると著述家で工学博士の牧田寛さんは、指摘されています。

今回のことを教訓に、再生可能エネルギーの分散配置と送電網の整備などに注力していく必要があるのではないでしょうか。

(6) 豪雨災害について

7月10日「『行政は知らせる努力、住民は知る努力』そして、行動へ」

「平成30年7月豪雨」と命名されたが、死者100人以上を出した豪雨災害は、1983年に 島根県を中心に被災した「昭和58年7月豪雨」以来で、平成に入って最悪の豪雨災害は、中部、 西日本の各地に大きな爪痕を残しています。

時間が経つほど死者をはじめ被災者の数は増え続けており、時間との闘いになっている行方不明 者の捜索と救助が急がれています。

本県は、馬路村魚梁瀬で1852.5ミリをトップに県内の最多雨量上位3位が全国の上位3位を占めていたことからも、さらに豪雨がもう少し長引けば、被害もさらに甚大になることも心配されました。

4年前の夏に77人が土砂災害の犠牲になった広島県内では、今回も土砂崩れが多発し、9日までに12市町で46人が亡くなり、53人が行方不明になっており、被害が繰り返されたことが残念でなりません。

土砂災害の状況を9日、広島県内で調査した京都大防災研究所の竹林洋史准教授(河川工学)は、 土石流が発生した広島市の現場では、花崗岩が風化して細かくなった「まさ土」を含んだ土砂が広 範囲に流れ込んでおり、「まさ土は2014年の広島豪雨災害でも被害の範囲が拡大する一因になった」と指摘されています。

4年前の被災地の復旧・復興だけでなく、類似した地域での迅速な予防対策が行われていたらと 残念でなりません。 また、今回の災害を通じて、あらためて住民に避難を呼びかける自治体の情報提供のあり方と受け止める住民の行動へのつなげ方についても、改めて考えさせられました。

災害対策基本法に基づいて 市町村長が出す避難情報には、高齢者らが避難を始める目安の「避難準備・高齢者等避難開始」、住民に避難を促す「避難勧告」、さらに危険性が高まったときの「避難指示(緊急)」がありますが、16年の台風10号では、岩手県岩泉町で高齢者施設の入居者9人が死亡したことを受け、内閣府は「避難準備情報」の表記を現在のように「避難準備・高齢者等避難開始」に改め、「避難指示」は「避難指示(緊急)」に改定しましたが、それでも、被害は繰り返されました。

NPO法人のCeMI環境・防災研究所の松尾一郎副所長は「避難情報やハザードマップなど、 行政は知らせる努力、住民は知る努力が重要。行政の力だけでなく、地域コミュニティーや個人が きっちり動くことが必要だ」と指摘しているが、このことの困難性を改めて感じているところです。

7月20日「『備えがすべて』と言い切れるだけの備えをやりきろう」

平成最悪の豪雨災害の復旧支援が続く中、降雨量上位5地点までに4地点で高知県がランクイン し、しかも、他府県に比べて降雨量が抜きんでているにもかかわらず、高知県が大きな被災地とな らなかったのかと、他県の方からも聞かれることが多くありませんか。

そんなことをアエラ・ドットの7月14日付「西日本豪雨で最も雨が降った高知県で被害が小さかった理由とは?」の記事が参考になるかと思いますので、引用し紹介しておきたいと思います。

少し長くなりますが、高知県の災害の歴史で培われたハード、そしてそれを支えるソフト面の職員の技術承継の大切さが問われているかと思います。

インタビューに答えた職員が、「備えがすべてです。自然災害で想定以上のことはできませんから」という一言を全ての行政職員、住民が肝に銘じておきたいものだと思います。

一引用開始一

西日本豪雨で最も雨が降った高知県で被害が小さかった理由とは?

平成最悪の被害規模となった西日本豪雨。死者・行方不明者の数は 16 府県で 200 人を超え、なお捜索が続いている。府県別の死者数では広島、岡山、愛媛の 3 県で犠牲者が多い。被害が拡大した原因は、想定外の雨量にある。長時間にわたって大雨が降ったこをを示す 72 時間雨量では、3 県の計 43 地点で観測史上 1 位を記録した。

ただ、九州から近畿地方にわたる広範囲で大量の雨が降ったなかで、大きな被害を受けた 3 県だけが特別に降雨量が多かったわけではない。むしろ、被災地の 72 時間降水量を比較すると、3 県のうち上位 20 地点にランクインしたのは、20 位の愛媛県鬼北町(533.5 ミリ)だけだった。

一方、上位 5 地点までに 4 地点でランクインしたのが高知県だ。1 位の馬路村魚梁瀬(やなせ)が 1319.5 ミリ、2 位の香美市繁藤が 985.5 ミリ、4 位の香美市大栃が 820.5 ミリ、5 位の本山町本山が 829.5 ミリと、他府県に比べて降雨量が抜きんでている。

それでも、高知県の被害は死者 2 人にとどまっている。広島の 81 人、岡山 59 人、愛媛 26 人に 比べてはるかに少ない。避難者数は広島 1662 人、岡山 3550 人、愛媛 525 人に対して高知は 24 人 だ (消防庁発表、13 日現在)。

なぜ、西日本豪雨で最も雨が降った高知県が大きな被災地とならなかったのか。高知県危機管理部の江渕誠課長は、こう話す。

「高知県は、1998年の豪雨災害や 1976年の台風 17号による災害など、過去に豪雨やそれに伴う土砂災害で被害を受けてきました。そういったこともあり、大雨時の排水能力の向上や河川の改修など治水対策に長年取り組んできました。また、台風被害の多い県なので、県民の防災意識が高いことも大きいと思われます」

高知市の中心部には、坂本龍馬が姉の乙女から厳しい水練を受けたとされる鏡川が流れている。

その上流にあるのが鏡ダムで、大雨時に鏡川が氾濫しないよう、放水量を調節している。

今回の豪雨について、高知市の上下水道局は「短時間の降雨量が比較的少なかったこと、満潮と 豪雨の時間帯が重ならなかったことなどにより、市内は大きな浸水被害にならなかった」と分析し ている。

それでも7月5~7日には高知市で374ミリの雨量を記録。これは岡山や広島、愛媛の被災地と同じ程度の降雨量だ。それでも高知県河川課の川村俊二利水担当チーフは「鏡ダムが想定する範囲内の雨量だったので、問題はなかった」と話す。高知の豪雨対応のインフラの強さが、被害を軽減したとの認識は県と市で共通している。

では、高知市はどの程度の雨量まで耐えられるのか。近年で危機的状況となったのが、2014 年 8 月の台風 12 号に伴う豪雨だ。この時は、今回の豪雨の 2 倍以上となる 72 時間で 829.5 ミリを記録。市内全域には避難勧告が出され、最悪の事態も想定された。鏡ダムの水位はあと 1 メートルであふれるところまで迫った。

だが、この時は鏡ダムの管理事務所が、ゲートの開閉をコンピューター制御から手動による操作に変更。下流の水位と降雨量の数値を見極めながら、人間の判断で数センチのレベルでゲートの開閉を行い、寸前のところで氾濫を防いだ。手動によって、水位の上昇は約1メートル防いだという。「ダム職人」の技によって最悪の事態を回避したのだ。

今回の西日本豪雨では、愛媛でダムの放流によって下流の川が氾濫し、被害を拡大させた可能性 が指摘されている。高知県のある職員はこう話す。

「ダムの保水能力の限界を超える雨量が降れば、下流に放流せざるをえない。その時は、降って きた雨がそのまま下流に流れることになる。想定以上の雨が降ったということです」

前出の江渕課長が述べたように、高知県は過去の豪雨災害の教訓から、長い時間をかけて治水工事を進めてきた。その結果、高知市は一部の地域を除いて 1 時間あたり 77 ミリの豪雨に襲われても対応できる排水能力がある。ちなみに、東京都の排水能力は 1 時間あたり 50 ミリ、岡山や広島は 40 ~ 50 ミリ程度。高知市の排水能力は 1.5 ~ 2 倍以上高い。大雨時のダムの放流についても「研修の実施や職員同士による知識の共有で、技術を高めている」(高知県土木部河川課・川村俊二利水担当チーフ)という。

こういった治水工事の実績と担当者の経験から、今回の記録的な豪雨でも「想定内」のものとなったのだ。

もちろん、高知県全域が無傷であったわけではない。特に県西部に位置する大月町や宿毛(すくも)市では住宅の全壊と半壊が 18 件、山間部では崖崩れなどによって道路が寸断される被害も出ている。特に農産物への被害は深刻で、ゆずやメロン、みょうがのほか、栽培用のビニールハウス、養殖魚などにも被害がおよび、県内の農産物の被害総額は 3 億 1800 万円を超えた。被害を小さくすることはできても、課題は山積している。

一方、高知市をはじめ、県内の多くの地域はすでに日常の生活を取り戻していている。高知県は被災地でありながらも、高知市と一緒に保健活動合同チームを結成し、倉敷市に派遣。愛媛県には県内3病院による災害派遣医療チーム(DMAT)が出動した。市や町レベルで給水車を被災地に向かわせるなど、他県への災害支援を開始している。

国土交通省は、地球温暖化による豪雨の増加を想定し、治水計画の見直しを始めるという。倉敷市の小田川決壊は、過去にも洪水が起きていて、長い間対策が必要だと言われてきた。愛媛県西予市で氾濫した肘川水系でも、ダムの増強が計画されていた。広島県では、崩れやすい「まさ土」の土質が被害を拡大させた。いずれも対策が間に合わなかったために、大きな被害になった可能性がある。前出の高知県職員は、高知県で比較的被害が小さかったことについて、こう強調した。

「備えがすべてです。自然災害で想定以上のことはできませんから」(AERA dot.編集部・西岡千史) - 引用終了-

8月1日「豪雨災害の爪痕まざまざ」

昨日は、7月豪雨災害の被害状況の聞き取りのために、幡多土木事務所と幡多土木事務所宿毛事 務所を県民の会会派議員と広田一衆院議員でたずね、被災現場も見せて頂きました。

幡多管内での被災総額は20億円ほどだそうですが、特に7月8日の集中豪雨による被害の大きかった宿毛事務所、宿毛市、大月町の公共土木施設被害は河川、道路、漁港、がけでのベ400件以上に上るものと見られています。

特徴的な現場として、視察させて頂いた県道昭和中村線の四万十市竹屋敷地区おいては、地すべり災害で全面通行止めになった区間で、地域の方々の協力で山側に人道を設置し、仮設道路の設置に着手し、四万十ウルトラマラソンのコースとなっていることから仮設道・仮橋を整備し、マラソン大会までに間に合わすべく対応しています。

崩壊面は、どのような工法で抜本的な復旧工事をするのかこれからの調査にかかっています。 四万十市の管理となる為松公園に上がる市道城東線の路肩崩壊状況についても、見学した後宿 毛へと向かいました。

死者が2名出た大月町や全壊や床上浸水が多く出た宿毛市など県内では、被害が大きかった地域だけに、大月町の安満地、橘浦などの現場に向かう途中でも、道路のあちこちで工事車両が土砂撤去などをされていました。

宿毛市では松田川や与市明川周辺の浸水地域1.2?は上流など愛媛県側の雨量の大きさも影響 したことが説明されました。

市民、町民の生活は、徐々に落ち着いているとのことだが、本格的に元の場所での生活を取り 戻すためには、まだまだ時間がかかるという思いがしました。

(7)避難所・仮設住宅のあり方について

8月6日「被災者の尊厳を守るためにも避難所にスフィア基準を」

西日本豪雨で大雨特別警報が最初に出されてから、今日で1カ月を迎えました。

仮設住宅の建設も始まったが、交通網の寸断は続き、復興には息の長い支援が求められています。 朝日新聞によると、4日午後5時時点で、死者は警察庁のまとめで225人、このうち6人は自 治体が豪雨との関連を確認中とのことです。

住宅の被害は、総務省消防庁のまとめで全壊5236棟、半壊5790棟、一部損壊3024棟に上り、3日午後1時時点で避難指示が続いているのは11府県計2万3827人。避難勧告は7府県計3万5831人で、避難者は9府県計3657人に及んでいます。

この酷暑の中での避難生活は筆舌に尽くしがたいものと思われます。

その避難所のあり方が改めて問われています。

今回の西日本豪雨災害では、避難所となっている体育館に段ボールベッドが持ち込まれたり、仕切りがあったり、クーラーが設置されたりしました。

しかし、この国の避難所は、紛争や災害の際の避難所の環境について、アフリカ・ルワンダの難 民キャンプで多くの人が亡くなったことを受けて、国際赤十字などが20年前に定められた"最低 限の基準"と言われる「スフィア基準」を満たしていないと言われています。

たとえば、居住空間については、「1人あたりのスペースは、最低3.5平方メートル確保すること」、トイレについては、「20人に1つの割合で設置」され「男性と女性の割合は1対3」の割合で設置される必要があると言われています。

新潟大学大学院医歯学総合研究科榛沢和彦さんは、「スフィア基準」の項目を満たしていない避

難所ほど、「血栓」が足に見つかる割合が多くなることがあるとも言われ、スペースやトイレの基準には、こうした事態を防ぐ意味もあります。

また、各地の避難所を視察してきた榛沢さんは、海外の避難所の多くで、「スフィア基準」が使われていると言い、2年前、大地震が起きたときのイタリアでは、発生から72時間以内に、家族ごとにテントやベッドが支給され、衛生的なトイレも、整備されたということです。

一方、我が国では、内閣府「避難所運営ガイドライン」では、「スフィア基準」を「今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えるとき、参考にすべき国際基準となる。」と述べているにもかかわらず、避難所の実態は、劣悪な環境で二次災害に繋がりかねないものであるだけに、改めて日本における「スフィア基準」を浸透させるとともに、避難所の考え方を根本から変えていかなければならないと酷暑の中で、改めて考えさせられます。

10月29日「福祉避難所的機能から学ぶインクルーシブな避難所運営」

今朝の朝日新聞「災害大国」特集は「福祉避難所」です。

お年寄りや障害者など災害時の避難生活で配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所については、 9割超の市区町村が管内に1カ所以上の施設を指定しているというが、収容可能人数は国が求める 必要数の1割程度にとどまっているということです。

指定福祉避難所でなくても、一般の避難所に福祉避難所的機能を備えるようにと、県議会の場でも求め続けてきました。

先の9月定例会では「避難場所の環境整備について、地域防災対策総合補助金などを活用するなど、要配慮者の支援について積極的に進めていただくよう通知をするとともに、市町村担当者会でも要請することなどにより、取り組みを促してきました。こうした中、補助金を活用して津波避難タワーに要配慮者用のトイレの整備を行うこととした市町村や、避難場所の環境整備を検討している市町村も出てきています。一方では、まずは必要最低限のものを整備するという段階で、福祉避難所的機能まで検討が至っていないという市町村もございますことから、引き続き、市町村に対し要配慮者に対する環境整備の重要性をお伝えし、取り組みを進めていただくよう促してまいりました。」とのことでしたが、これまでの学びの中から、これからも地域住民が、障害理解なども深めるような取り組み機会を増やしていきたいと思います。

記事にもありましたが、私たち下知地区でも熊本学園大学に学ぼうと、昨年10月、熊本学園大学花田教授をお迎えして、「熊本地震と排除や隔離をしない避難所」との演題で熊本地震被災地でのインクルーシブな避難所のあり方についてお話を伺いました。

その際に、災害避難所の熊本学園モデルとしての「4つの原則」として「障害者を受け入れたインクルーシブな避難所」「運営の原則:管理はしない配慮する」「避難所は次のステップへの移行の場」「災害以前に問われる日常:人と環境の条件」と言うことで、本当にいろんな気づきのあるお話ばかりで、今後の避難所運営のあり方について、あらためて「意識」の事前の備えの大切さを学んだことでした。

昨日も、下知コミセンで、避難訓練を行いましたが、圧倒的な高齢避難者の多さに、改めて福祉 避難所的機能や運営の仕方について、備えなければならないことを痛感させられたところです。

11月5日「世界津波の日に考えるダイバーシティ(人的多様性)の視点、排除も隔離もしないインクルーシブな避難所運営を」

今日、11月5日「世界津波の日」は、安政元年(1854年)11月5日に和歌山県で起きた 大津波の際に、村人が自らの収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたこ とにより村民の命を救い、被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来してるも のです。 昨日は、潮江南小学校で開催された避難訓練に、中国帰国者の皆さんも参加させて頂くことで、 世話役として参加していましたが、今朝の高知新聞の記事には、潮江の訓練の様子を載せて下さっ ていました。

これまでにも、帰国者の皆さんは座学や起震車体験などをしてはおりましたが、実際避難場所である津波避難ビルなどに地域の方と一緒に避難をするという体験へ一歩踏み出そうということで、今回の取り組みになりました。

最初に避難階段入り口の前に集合した参加者の皆さんで、シェイクアウト訓練を行いました。 帰国者の多くは、高齢で足腰膝が痛いと言う方が多く、ゆっくり登っていただきました。

屋上での避難所としての小学校の説明や、自動解錠装置付きのキーボックスの説明など通訳を交えての訓練参加となりました。

その後は、災害時の避難所における食事のあり方などについての講演会にも参加をし,日本語での講義は、日本語が決して充分でない方もおられる中で、一生懸命耳をすましていました。

こういった具体的な取り組みを今後も重ねていく中で、いざと言うときに地域の方と共に避難所 生活などが過ごせるようになっていければと思うところです。

避難所には、女性や高齢者、軽度の要介護者、乳幼児とその保護者、精神的なケアが必要な人、アレルギーや疾病を持つ方、外国人等、多様な配慮が必要な方々が集まってすごすことになります。 数は多くなくても特別なニーズがあることを視野に、支援活動から生活再建をおこなっていく必要がありますが、既に過去の災害時の研究や当事者の方の体験、日常的に支援活動に関わる方々がつくるマニュアルなど、学ぶことができる数多くの情報が発信されていますが、これからの避難所運営には「ダイバーシティ(人的多様性)」の視点を取り入れ、排除も隔離もしないインクルーシ

1月7日「みなし仮設住宅の分散居住の課題に今から備えて」

昨日は、西日本豪雨の発生から半年ということで、豪雨で被害が集中した広島、岡山、愛媛の3 県などでの被災地での暮らしの状況が、マスコミで報道されていました。

ブな避難所運営が追求されていくことを、訓練段階からしっかりと取り組んでいきたいものです。

東日本大震災以降、建設型よりも自治体が民間賃貸住宅を借り上げた「みなし」仮設住宅に移る 傾向が増えています。

3県の被災者は、朝日新聞の昨年12月14日時点のまとめで、みなし仮設に約4200世帯、建設型仮設に約640世帯、公営住宅などに約550世帯が入居し、みなし仮設が8割近くを占めていることが明らかになっています。

しかし、みなし仮設の場合は、これまでも被災地を離れ分散して暮らす被災者の健康状態や生活 状況を、どう把握するかが課題となっており、16年の熊本地震では、熊本県内で被災した人のう ち、最大約2万300世帯が県内外の仮設住宅や公営住宅に入居していたが、そのうち7割強がみ なし仮設でした。

熊本県によると、昨年12月末までに26人が孤独死し、うち21人がみなし仮設に住んでいた ということで、見守り活動の重要性が課題となっています。

2017年に熊本県で開催された日本住宅会議サマーセミナー「熊本地震の被害と復興」に参加したときも、みなし仮設住宅の課題は大きく、益城町社会福祉協議会様より委託を受けて、「みなし仮設」に居住されている方々への見守り支援事業を行っていた「よか隊ネット」の方から、みなし仮設はアパートなどの賃貸住宅にそれぞれで避難生活を送られているため、「これまで支援を受けたことがない」といった話などが報告されていたことを思い出します。

本県でも、南海トラフ地震の際に想定される仮設住宅について、過去に議会で質問してきましたが、仮設住宅が県内で最大7万7000戸必要と見込まれている中、みなし仮設として使える可能性がある住宅は7200戸、そして建設型仮設住宅を建設する候補地の確保は1万5000戸分程

度にとどまっているという圧倒的な不足の中で、今後、「みなし仮設住宅については、発災時に使用可能な民間賃貸住宅を最大限活用できるよう、不動産関係団体と連携して、迅速に空き家情報、空き物件情報を抽出、共有できる仕組みづくりの準備を進めている。また、仮設住宅の建設候補地を十分確保することができない市町村もあることから、その市町村域を超えた広域調整についても危機管理部と連携して進めていく。」ということで、目処は立っていない状況が明らかになっています。

今後は、みなし仮設住宅については、量の確保はもちろんですが、集落・地域が分散しがちな被 災者の見守りなど支え合いの支援の仕組みもあわせて事前対策していくことが求められているので はないでしょうか。

1月28日「災害関連死は防止できるはず」

今朝の朝日新聞「災害大国」のテーマは、「災害関連死」。

阪神・淡路大震災以降、「災害関連死」と認定された犠牲者は少なくとも約5千人に上り、その 大きな要因として、避難生活の厳しさから心身の調子を崩した例が多いとみられるとのことです。

朝日新聞が、死者・行方不明者が多く、避難生活が長期にわたった15の地震や風水害について 自治体や復興庁などに取材したところ、計4939人が関連死と認定されており、阪神大震災では 921人、2011年の東日本大震災は3701人、そして、熊本地震では肺炎や気管支炎、心不 全やくも膜下出血が多発し、関連死が直接死の4倍超の218人にのぼったことからも、改めて避 難生活のあり方が問い直されました。

また、東日本大震災の場合は、東電福島第一原発事故による福島県で長引く避難暮らしが一因となり、新たな認定が最近まで続いており、避難生活中に自ら命を絶ち、関連死として認められたケースも少なくありません。

そんな中で、自然災害が起きたときに助かった命を、つなぎきれない「災害関連死」を招く、大きな要因の一つとされる避難所生活の問題点を洗い出し、より過ごしやすいものに改善することが求められています。合言葉は、AKBならぬ「TKB(トイレ、キッチン、ベッド)」とのことで、詳しく特集されています。

東日本大震災では、昨年9月までに災害関連死で3701人にのぼっているが、2012年3月までに死亡した1263人のうち、復興庁調べでは、638人が「避難所などにおける生活の肉体・精神的疲労」が原因だったことが判明しているそうです。

「安全であるべき避難所が原因で亡くなるなんてことはあってはならない。日本は多くの災害に 見舞われながらも、関連死への対策は不十分なままだ」との新潟大学榛沢和彦・特任教授の指摘は、 避難所改善の促進を求めています。

海外の避難所では簡易ベッドの使用が進んでおり、「1人あたり3・5平方メートル(畳2枚)の空間」「トイレを20人に1基、男女比1対3で設置」など、災害時にも人道的に過ごすための国際的な「スフィア基準」が取り入れられていることから、私も昨年9月定例会で、本県においても「スフィア基準」の導入を求めたことでした。

慶応大の山口真吾准教授は「(約5千人の死者数は)災害関連死自体が一つの巨大災害に匹敵するといえる。関連死は物資や医療サービスなどを迅速に被災者に届ければ防止できる」と指摘されており、防げるはずの災害関連死を招かないための取り組みを今後は加速化しなければなりません。

(8)事前復興について

10月15日「生活、事業、雇用などの相談窓口を、早期に立ち上げるために」

昨夜は、下知地区減災連絡会防災講演会を開催し、45名ほどの方がご参加下さいました。

下知地区防災計画の今年の取り組みの1つである「復旧・復興対策」の「生活、事業、雇用などの相談窓口を、早期に立ち上げる準備」の取り組みとして「東日本・熊本などの被災地から学ぶ暮らし・仕事・雇用の早期復興」のテーマで日弁連災害復興支援委員会委員長の津久井進弁護士からお話を聞かせていただきました。

ご自身が、弁護士として災害復興支援を継続されていることを自己紹介がわりにお話しされた後、「法が人を救う道具」であるとの視点を基底に据えながら災害時の法律相談の機能や実際に東日本大震災の無料法律相談で受けられた事例等の紹介、さらにはこれまで災害があるたびに改正されてきた災害関連法などについて話されました。

その力となってきたのは、被災者の生の声であり、それこそが立法事実であるという事からも、 被災者にとって大切なのは我慢をしないことであり、相談事を声にしていくことであることも強調 されました。

災害法制の最大の弱点とも言える、一人ひとりの被災者が大事にされていないという課題について、在宅被災者の現実をはじめ様々な被災地の事例の中からご紹介いただきました。

現在の災害復興法における課題や被災者は災害によってダメージを受け未だ回復していない人と位置づけること。また、事前復興と民主主義の事についても「住民が主役」「まずよく聞く」「適時に情報を共有する」「正しい情報」「多様性を尊重する」「対話と熟議」「急がば回れ」という重要な視点からお話し頂く中で、私たちが地区防災計画の中で議論をしてきたこととの関連でよく理解をさせていただきました。

被災者が生活再建をしていく上で、これから新たな制度として求められる災害ケースマネージメントの事や被災者ノート・被災者カルテのことなどについてもご提案いただきました。

これらは、避難者中心の個別計画であると言うことで、丁寧に取り組んでいくことこそが早期の復興になることも痛感させられました。

また、仕事と雇用のためにもBCPにはチャレンジしていこうということで東日本大震災や、 熊本地震の際の中小企業のBCPの事例などをご紹介いただきました。

最後には、憲法こそが復興基本法であるということで、まとめて頂きました。

パワーポイント116枚の資料を約110分でお話し頂く、大変濃密な内容でしたが、被災者が自ら声をあげ、被災者を主役に、丁寧に、復興支援に取り組んでいけるしくみを今から考え、つくっておくことの大切さを学ばせていただきました。

11月26日「『事前復興計画』で将来のまちづくりを」

今朝の朝日新聞「災害大国」は、事前復興計画の特集になっています。

前もって「災害後」を考える事前復興計画の取り組みが広がっているとして、地震や津波による被災は避けがたいとの考えに基づいて、先行する自治体は、高台に街を移したり、生活や産業を迅速に再建できるよう復興計画に盛り込んだりしているとして、各地の事例などが紹介されています。

記事の中では、地区防災計画の中に事前復興計画を位置づけた、私たち下知地区のことが掲載されています。

一朝日新聞記事引用一

南海トラフ地震の津波による浸水が懸念される高知市の下知地区は15年から、地区防災計画づくりに取り組んできた。同地区は、標高が低い場所にある市街地で、被災した場合は浸水が長期に及ぶおそれがある。復興が遅れれば、住民が流出して人口減につながるという危機感もあった。

「将来の希望が見えなければ」と考え、事前復興計画づくりから始めた。住民らがグループに分かれ、町のあるべき姿をまず議論。津波からの避難や避難所の運営、その後の復興など、取り組むべき課題を詰めていった。

「伸び伸び遊ぶ子どもたちを中心に、地域のつながりで、楽しく安心して暮らせる、災害に『も』強いまち下知」。今年3月に完成した計画は、こんなコンセプトを掲げる。優先項目には、世代を超えた交流の場づくりや、情報共有のホームページ開設など、地域コミュニティーの活性化を目指した取り組みも並ぶ。

計画づくりに携わった鍵屋一・跡見学園女子大教授は「人と人とのつながりを太くするには時間が必要」と話す。「大切なのは、地域のことを自分のことと捉える『オーナーシップ』。自分たちで作った計画と思えば、さらに磨いていこうという機運も生まれる」-引用終了-

記事を書いて下さったのは、一昨年昭和小学校の教頭先生達と石巻の被災地を訪ねて以来のおつきあいで、当時下知地区も取材して頂き、「てんでんこ」に取り上げて下さった佐々木編集委員でした。

12月2日「災害時の復興まちづくりに備える日常のコミュニティこそ」

昨夜は、下知地区防災計画「事前復興計画」編の今年度事業として、防災講演会で「復興まちづくりと日常の 地域コミュニティの大切さ ~阪神・淡路と東日本の経験から~」をテーマに神戸まちづくり研究所の野崎隆一先生にお話頂きました。

「やらされ感のあるまちづくりでは進まない」中で、住民主体のまちづくりの大切さを自覚するとともに、その最大のハードルが「合意形成」であり、住民の中で合意形成力を培っておくことの必要性を前提に、4つの大切なことを具体的な事例と教訓の中から提示頂きました。

- ①取り組みの全体像を示す
- ②正確でわかりやすい情報提供
- ③話し合いの形をつくる
- ④ひとりひとりから目を離さない

どれも、本当に大切なこととして、事前から心がけていくこと、その作風を身につけておくことの大切さを改めて、学ばされました。

さらに「被災地でわかったこと」として以下の点を強調されました。

「やってないことは出来ない」

- ●本気でない防災訓練や地域防災計画は、役に立たない。
- ●過去の経験の中から、使えるものを見つける。

「未来の課題を解決する」

- ●災害時には、社会課題が深刻化し、浮き彫りになる。
- ●従来型の地域組織ではなく、協議型の合意形成できる組織が必要になる。 「中間支援の重要性」
- ●行政機能の補完
- ●住民の合意形成支援 「足りない人材をつくる」
- ●視察や派遣による事前学習
- ●活動しながら学ぶ方法の確立

最後に減災については、「訓練は、大切だ。しかし、現実は常に想定を超えてくる。」ことと、「大雑把な、事態把握力と臨機応変な対応力を育てなければならない。」ことを、身につけておくことが強調されました。

難しいことではあるけれど、改めて大事なことばかり、ご指摘頂けたと感じた講演でした。 いずれも、40人近い参加者が、事前復興のまちづくりの中で意識して頂くことを次の一歩に つなげて頂けたらと思います。

(9) 阪神淡路大震災、東日本大震災に学ぶ

1月15日「減災へ空間・人間・時間・手段の足し算で、大きな『和』を」

昨日は、高知県立大学永国寺キャンパスにて県立大学公開講座・第8回地域活性化フォーラムが 開催され、下知地区減災連絡会の皆さんとともに参加しました。

フォーラムでは、「来るべき南海トラフ地震にいかに向き合うか 正しく学び、正しく恐れ、正 しく備える」とのテーマで、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科科長の室崎益輝先生からお話 を頂いた上で、フリーディスカッションでも時間を超えて、熱い議論が交わされました。

先生のお話をじっくり聴かせて頂くのは2013年の復興・減災フォーラムでの関西学院退官記念講演と一昨年の市町村議会議員研修会での講演に続いてとなります。

そして、昨年は学会長を務められている地区防災計画学会全国大会を高知で開催して頂くなど、 いつもお世話になっている先生からは貴重なお話を聴かせて頂きました。

「高知の皆さんの命を一人でも多く守り、救出したいとの思いでアドバイスができればということで、この場に立っている」と切り出された先生の阪神淡路大震災以降の大規模な災害が問いかけている事などは、しっかり受け止めなければならない内容ばかりでした。

以下に、ご報告させて頂きます。

災害が問いかけていることは、少しでも被害を少なくするために「過去の災害の教訓世界の災害の教訓をわが国として学ぶ。低頻度で少数の特殊な事例から役に立つ普遍的な教訓を引き出すなど正しく学ぶこと。」「油断しないため、偏見を克服するために、身の回りのリスクを知る。恐れなさすぎても恐れすぎてもいけない、正しく恐れること。」「災害が起きてからでは遅く、事前にやるべきことをしておく。事前の備えと事前の構えがいる。つまり正しく備えること」という3つの問いかけをしっかりと受け止めておく必要があります。

それでは、「正しく学ぶ」ためには、まず「何から学ぶ」のか。

最近の災害や内外の災害から学ぶこととして「直接被害だけでなく間接被害にも目を向けて、被災の経験からも、復興の経験からも学ぶ」「同じ誤りを繰り返さないために失敗の経験からも成功の経験からも学ぶ」「必ずしも日本は『防災先進国』ではないことから海外の優れた事例からも謙虚に学ぶこと。」

「いかに学ぶのか」ということでは、「いつか我が身に」という危機意識を持って「我が事」として学ぼうとすることのが大切さで、「地域の違い時代の違い時期の違いを考慮して学ぶこと」「災害のサイクルや時系列展開に即して学ぶ」「被災や減災の原因がどこにあるかに着目して学ぶ、自省的に学ぶことが大切」そして「被災者の声に耳を傾けて学ぶ」という学び方が必要であること。

「災害の教訓に学ぶ」ということでは、「関東大震災・阪神淡路大震災・東日本大震災の3つの大震災の教訓は、その他の災害にも共通する教訓であり、次の災害にも該当する教訓であり、その教訓をしっかり学ぶ必要がある。」ということで、「関東大震災の教訓は、油断大敵・用意周到・臨機応変。阪神淡路大震災の教訓は自立連携・事前減災・人間復興。東日本大震災の教訓は、最悪想定・多重防御・社会包摂」等であり、このような言葉で指摘して頂くと、なるほどと感じざるをえません。

「正しく恐れる」ということにおいては、「自然の凶暴化と社会の脆弱化が同時に進行しており、 大規模な災害や未経験の災害が相次ぐ時代にあることを認識した上で、災害対策の強化にもかかわ らず年間の死者数が増大する傾向にあること」をしっかりおさえておく必要があります。

「想定外を許さないためには、起こりうる災害事象を的確に把握する必要がある。最悪の事象に備える。未経験の事象に備える」そして「地域の自然条件と社会条件によってリスクも災害の実態も違ってくる。地域の実情に応じた身近な想定が欠かせないと言う即地的に想定すること」が必要

になってくるとのことです。

「正しく備える」という事は「防災対応の転換を図る。災害を防ごうとするのではなく、減らそうとする。絵に描いた餅から科学的で戦略的なマネージメントとしての危機管理を行う。公助と自助の限界を互助と共助で補完していく行政指導から協働連携が必要。」

「事前減災の取り組み」については、「災害が起きてから対応していてはダメ。復興も含めて現在の取り組みを事前の段階から進める。『対策の足し算による被害の引き算』としての減災の取り組みを総合的に進める。『時間の足し算』『人間の足し算』『交換の足し算』『手段の足し算』」のとりくみを進めること。

「復興過程の被害をなくするため」には、「被災と復興の中心に人間がいることを災害に苦しむのも、立ち上がるのも被災者としての人間である。人間に焦点を当てて、人間を中心にした取り組みを進める、人間復興の取り組みが必要である。」ことについても詳しく聞かせて頂きたかったのですが、時間の関係で、さわりだけでした。

参加者の方たちが、後で「対策の足し算による被害の引き算」について、もう少し詳しく聞きたかったと言うことを言われていたので、以前聞かせて頂いたことから少し補強させて頂きたいと思います。

「対策の足し算による被害の引き算」という減災を実践的に解釈することを意識して取り組むこととして、次のように説明されます。

「空間の足し算」大きな公共と小さな公共を足しあわせることで、小さな公共とは、コミュニティレベルで、ここを強化し、ボトムアップで足しあわせる。

「人間の足し算」自助と公助に加えて、互助や共助が欠かせないということで「協働の正四面体」の頂点にある「行政、コミュニティ、企業、NPO」という主要な4つの担い手が互いに支え合う関係を構築して、災害に向き合う。

「時間の足し算」事前の対策、応急の対策、事後の対策を組み合わせることで、「事前復興」の 取り組みの重要性も含めて、事前と事後の連続性を大切にする。

「手段の足し算」ハード・ソフト・ヒューマンウェアを足しあわせる。地域の防災活動の実践の中で、社会のあり方や人間のあり方に関わって、減災に関わる社会的な規範やシステムを見直すことにつながる。

ということですが、改めて、地区防災計画の実践で、これらの足し算を行いながら、より大きな「和」をつくっていきたいと思います。

主導の防災からの脱皮・・・パートナーシップによる人間の足し算としての減災」として「公助: 共助:自助の関係性は 7:2:1 ではなく $5:\infty:5$ 」と言われたことは、まさに地区防災計画づくりの中で共助の力は限りなく大きくできると鍵屋先生からアドバイス頂いたことを改めて、確認し、実践していかなければと思います。

地区防災の取り組みとして「地域コミュニティ即応性、即地性、自律性、監視性、連帯性を生かした『地域密着の取り組み』を強化することとして、「コミュニティにしかできない取り組み、みんなで考え、みんなで作り、みんなで実践する」地区防災計画の策定等がこれからの地域の課題になってくることとしてレジュメにはありましたが、時間の関係でほとんど触れられませんでしたので、私からの発言で下知地区防災計画の取り組みを報告する中で少し補強させていただきました。

最後に、「被災者が苦しみの時間をいかにして短くするかの努力を怠ってはならない。仮設住宅の建設や復興住宅の建設のあり方。家屋の解体や画力の瓦礫の処分など復興の体制作りの課題等」についても、お話し頂きましたが、非常に参考になる内容でした。

フリーディスカッションでも多くの質問や意見が出される中、改めて市民と行政の信頼関係づくり等についてアドバイスもいただきました

「行政と市民が一体となって一緒にやる関係を作ることが必要で、被災地でも行政と市民の信頼

関係が築けた時に、一気に復興が進んでいったことからも、行政にとっては、地域の力を引き出すことにメリットがあると言うことも踏まえて協働の関係を築く必要がある。また、事前復興については、災害後にできる事業を前倒しにやる事業として考えていく。」ことについても、地区防災計画の実践の中で、肝に銘じて起きたいことだと思います。

1月17日「1.17を風化させず、教訓をつなぎ、南海トラフ地震に備える」

6434人の命を失い、住宅約25万棟が全半壊した阪神・淡路大震災から本日17日で24年が経過しました。

私たちの住む下知地区青柳公園では、今年で5回目になる「1.17阪神淡路大震災追悼の集い」 を下知地区減災連絡会の主催で開催しました。

20年を節目に、県下的に追悼の集いが開催されなくなる傾向にあったとき、「風化させずに、 今こそ阪神淡路大震災の教訓に学びながら、南海トラフ地震に、繋ぎ備えていくとの思い」で、ス タートさせたこの集いには、下知地区減災連絡会のメンバーだけではなく、日頃青柳公園でラジオ 体操をされている方や交流のある神田船岡新町自主防災会の方にもご参加いただき、今までで最も 多い18名の方にご参加いただきました。

毎年参加いただいている、宝塚で被災した青柳末広町自主防災会の皆本会長から被災当時の体験として、「自宅は宝塚のマンション。職場は西宮でした。就寝中大きな音がして目が覚めました。その後に強い揺れ。何もすることが出来ませんでした。仕事どころでなく、職場の隣の家が倒壊していましたので、皆で住民をたすけだしたりしました。共助です。高知も南海トラフ地震の被害が予想されている中で、体験を風化させることなく伝承しないといけないとの思いです。」とお話しいただき当時の被災地の状況を共有し合いました。

被災地の神戸市内でも、このようにコミュニティぐるみで今なお、追悼式をされているところは 少なくなったそうですが、下知地区でのこのような追悼の集いがさらに継続し、参加者が増えてい くような取り組みをしながら、被災地に「学び、つなぎ、未来に備え」ていきたいものです。

3月11日「8年経っても、復興遠く5.2万人の多様な避難者」

東日本大震災は今日11日、発生から8年を迎えます。

8日現在の警察庁のまとめでは、岩手、宮城、福島の3県を中心に死者は1万5897人、行方 不明者は2533人に上ります。

東日本大震災の被害に遭った岩手、宮城、福島県の市町村が整備した災害公営住宅で入居世帯の28%に当たる5820世帯が高齢者(65歳以上)の1人暮らしであることが10日、共同通信のまとめで分かっています。

全国の世帯数に占める単身高齢者の割合(2017年)が12%であるのと比べ被災地では、極めて高い水準になっています。

そのような、災害時に高齢者や障害者が避難する福祉避難所の確保について、集計した15府県では、必要者134万人に対して18%の約24万人に止まっています。

高知県内では、昨年9月末時点で、34市町村の209施設が福祉避難所に指定されており、受け入れ可能人数は9128人となっています。

県は2月に示した第4期南海トラフ地震対策行動計画(19~21年度)の案で、21年度末に受け入れ可能人数を1万5千人とすることを目標にしています。

そして、約5.2万人の避難者は、多様な避難生活を送られているが、さまざまな避難支援の手だてが届かない在宅被災者や福島からの避難者の避難生活にこそ、支援の手を届けることなどを含めて、予め制度を作っておくことなど、今こそ「公助」として、やるべきことが山積していることを自覚し、取り組まなければならないのでないかと思う、8年目の3.11です。

2 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

5月5日「子どもを大切にしない地域・社会は未来を失う」

今日は、子どもの日ですが、14歳以下の子どもの数は、1553万人で、37年連続の減少となっています。

総人口に占める割合は12.3%で、人口4千万人以上の32カ国のうち、日本の子どもの割合が最も低いとのことです。

本県は、8万人で、人口に占める割合は、11.3%と全国で43番目となっています。 そんな少子化を象徴するような数字が並ぶが、子どもたちを生み、育てやすい社会ではない証でもあるのではないでしょうか。

「子どもの貧困元年」といわれるのが2008年です。

それから10年を経て「貧困の連鎖」は深刻さを増しているかもしれません。

今朝の高知新聞社説によると「平均的所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合を示す「子どもの貧困率」は15年時点で13.9%。とりわけ、ひとり親家庭の貧困率は50%を超えていまる。高知県が昨年公表した調査では、進学希望を「高校まで」とした「生活困難世帯」の中高生が、それ以外の世帯の約1.8倍に上った。貧困が生む教育機会の不平等、格差を許す社会であってはならない。」と指摘されています。

しかし、最近話題の吉野源三郎著「君たちはどう生きるか」に登場する主人公コペル君の友人の 浦川君の家庭の貧困状況から、「残念な話だが今の世の中では、からだをこわしたら一番こまる人 たちが、一番からだをこわしやすい境遇に生きているんだ。粗悪な食物、不衛生な住居、それに毎 日の仕事だって、翌日までに疲れを残さないようになどと、ぜいたくなことは言っていられない。 毎日、毎日、追われるように働きつづけて生きてゆくのだ。」というおじさんのノートにあります。

80年前に書かれたこの状態と、現在の「貧困の連鎖」状態の家庭は、大きく変わっていないのではないかと思わざるをえません。

私たちは、このような状態に置かれるような社会を放置してはならないのです。

本県でも、数年前から「厳しい環境におかれた子どもたち」への支援施策の拡充を図っているが、子どもたちが住みやすい社会や地域の実現に向けて、子どもを取り巻く環境を改善し、充実させることだけでなく、その連鎖を断ちきるための親も子も住み続けることができ、幸福を感じられる地域・社会づくりを目指していかなければなりません。

そして、2年前にお話を伺った園田雅春大阪成蹊大学教授の「『一人の子どもを粗末にするとき、その学校その教育は光を失い、その地域は未来を失う』粗末にされがちな子どもとはいったいだれか。被差別マイノリティ、社会経済的格差に打ちひしがれている子どもである。いや、現にその子どもたちは粗末にされた状態にある。自尊感情の形成に金はかからない。学校ではこれの集団的な形成が可能なのだ。」と言う言葉を肝に銘じて、子どもたちと向き合いたいと思います。

5月15日「『あいさつ』で地域を見守りたい」

新潟市立小針小2年生女児が殺害され遺棄された事件で、死体遺棄などの容疑で近くに住む会社 員が逮捕されたが、地域では安堵の声が広がっているものの、登下校中の子どもをどう守るかの課 題は残されたままです。

胸が張り裂けるような痛ましい事件だが、約1年2ヶ月前にも、千葉県松戸市のベトナム国籍の 小学3年生の女児が殺害され、遺体で見つかった事件を思い出します。

しかし、この事件は、日頃の子どもたちの「見守り役」が逮捕された事件でもあり、地域に衝撃

を与え、日頃交通安全運動を通じて、子どもたちの登校を見守っている私たちにとってもショックな事件でした。

松戸市の女児が住んでいた地区では、事件後、保護者会長の逮捕に困惑が広がったが、そんな中、「一人ひとりができることを」と声が上がり、昨年6月、市の主導で通学路や公園を見回るボランティア組織「安全安心見守り隊」ができ、自治会や保護者会のほか、近隣の鎌ケ谷市の高校生らも参加し、隊員カードを着けて活動をされているそうです。

当初約250人だったメンバーは今年2月末には約1300人に増え、女児の遺体が見つかった 我孫子市では昨年10月、自治会や保護者会の見守り組織をまとめ、「市子ども見守り隊」ができ 市職員や警察官が面接し、信頼できる大人かを見極めてメンバーに登録し、2月時点で約2100 人まで登録され、集団での見守りのほか、散歩や買い物の時も子どもの安全に気を配るなどの取り 組みをし、昨年1~9月に市内で月平均12.4件あった子どもや女性への声かけ事案は、同10 ~11月は3分の1の月4.5件に減ったとされています。

かけがえのない子どもたちを守る方法は、いろいろと試行錯誤もされているが、私たちの地域では、みんなで挨拶を交わすことで守っていければと思います。

昨年、挨拶標語コンクールで最優秀となった小学生の作品をポスター化して、地域内に張り巡らせ、挨拶で元気を安心を提供できたらと思います。

5月21日「おとなが幸せでないと子どもは幸せになれない」

昨日は、児童虐待予防の研修事業などを通じて「子どもの命と笑顔を守る活動」を取り組まれている認定NPO法人カンガルーの会の平成30年度総会に出席し、総会後の研修も受けさせて頂きました。

研修は「周産期からの親子の関わり~現代社会の傾向をふまえて~」というテーマでカンガルーの会の会員でもある藤田助産師さんからお話し頂きました。

たくさんのお話を頂きましたが、以前は、若年出産に問題が多いこともあったが、初産の高齢化の中で、高齢出産の方が育児ノイローゼに陥りやすい傾向が見受けられこと。

母親の自己肯定感の高低が子どもにも影響する中で、親が自分が幸せと観じていることが大事。 今の世の中、おとなが幸せでないと子どもは幸せになれない、その意味でもおとなが幸せになっ て子どもが幸せになるという構図が描けたらよいと思う。

ことなどが、印象に残りましたし、先生の包み込むようなお話を多くの方に聞いて頂く機会ができればと観じたところです。

今夜も、会員である子育て支援ネットワークほっとぽーと高知平成30年度第1回勉強会「事例 検討会〜児童虐待死亡事例検証報告書をもとに」に参加してきます。

今回の勉強会では、公表されている児童虐待死亡事例検証報告書をもとに、児童虐待事案への対応、保護者への支援のあり方及び関係機関相互の連携等について、「子どもを守り、子ども家庭を支援する」という視点から、学んできます。

6月10日「子どもたちの命を救うために、これ以上『していたら』を繰り返さないように」

東京都目黒区で5歳の女児が虐待死した事件で、女児がノートに綴っていた親への言葉が、あまりにも、辛くて、そこまで強いていた父親とわざと看過していた母親を許せないと同時に、このようなことが繰り返されるこの社会をなぜ変えられないかと反省するばかりです。

今回も、都の児相は、両親の虐待について転居前に住んでいた香川県から情報を引き継いでいたが、父親は香川で娘への虐待や傷害容疑で2度書類送検(いずれも不起訴)されていたことについても、都の児相は警視庁と情報共有していなかったと言われています。

関係機関の連携が十分だったのか問われているが、児童相談所を設置する全国69自治体のうち

32自治体が、どの事案を警察に情報提供するか具体的な基準を設けておらず、児相が把握した全ての事案を警察に提供していると回答したのは高知、茨城、愛知の3県だったことが、共同通信の調査で明らかになっています。

児相の業務の多忙さはかねてから指摘されており、問題家庭と向き合う児童福祉司の人数はこの 10年間で1・4倍になったが、その間に相談件数は3・3倍にのぼり、努力にも限界があると言 われています。

そんな中で、両親と信頼関係をつくるにしても、警察との連携システムを生かすにしても、個々の事例に児相職員の手が十分回らなければ、深刻な事例を見逃しかねないし、今回の事件のように、転居した場合には、関係機関や地域が一丸となって見守りをしていたとしても、転居してしまえばそれが絶たれる可能性が高くなります。

ときどき子育て支援ネットワークほっとぽーとで学ぶ「児童虐待死亡事例検証報告書をもとにした事例検討会」でも、関係機関でもっと情報が共有できて「いたら」、子どもと向き合う機会のある人たちが、もう一歩踏み込めて「いたら」などなど、「していたら、救えていたかもしれない」という場面に気づくことがあります。

子どもたちの尊い命を守るために、これ以上「していたら」を繰り返さないように、連携の図れる体制や仕組みを早急に確立しなければなりません。

8月8日「憲法の理想を実現する教育の実践を」

昨日は、県人権教育研究協議会の主催で開催され、県教委などの後援も受けた四国地区人権教育 夏期講座で、文部科学省前事務次官、前川喜平さんの講演「憲法と教育」を拝聴してきました。

ご存知のように、前川さんは2016年に事務次官となり、翌17年に天下り問題で引責辞任を し、学校法人「加計学園」の獣医学部の新設を巡り、問題点を指摘するなどして注目されています が、現在は神奈川県厚木市などで自主夜間中学のボランティアとしても活動されています。

今朝の高知新聞にも記事がありますが、昨日の講演では、38年間文科省で憲法99条に基づいて憲法に違わぬ仕事をされてきた前川さんの憲法と教育の関係について2時間を超える熱弁をふるわれました。

端的には、新聞記事のリードにある言葉どおり「個人の尊厳を守るために憲法があり、実現には 教育が必要。自由に学びたいことを学べることが大事で、教育の中身は政治では決められない。」 という内容でした。

中でも、「一人ひとりの存在そのものがかけがえのないことであり、個人の尊厳が憲法の中でも 最も尊重されるべきものである。」と強調されました。

そのことからも、自民党の杉田議員の発言などは、性的マイノリティに対する酷い偏見であり、 国会議員の資格はないと断罪されました。

「日本国憲法は、日本人だけでなく、人類がこれまでに勝ち取ってきた普遍の原理に則って作られたものであり、人類が勝ち取った拳法である。」ことなどを踏まえ、世界の憲法の先進性などについても触れられました。

また、「教育を通じて、憲法の理想を実現し、憲法は教育を保障する。教育の中身は、多数決で 決められるものではない。政治の教育への支配の強化は、許されるべきものではないし、学習の自 由と教育の自主性は担保されるべきである。」ことから、教育への政治介入や教育行政の迎合のお かしさについて、指摘されました。

「夜間中学については、義務教育未終了者が対象であったが、形式卒業者も入学できるようになった。四国にないのは、獣医学部だけではなく夜間中学も一校もない。都道府県単位で作った方がよい。」

「自民党の改憲4項目は、どれも駄目だが、改憲案26条3項に追加される『国の未来を切り拓

く上で極めて重要な役割を担うもの』などは、全く必要ない言葉である。」ということなど、この 国の教育が、国家や社会に寄与する学びとして進められようとしている危険性などについても批判 されたりしました。

改めて、教育と憲法の関連などを学ぶ良い機会となりました。

8月31日「虐待の背景と向き合い、予防につなぐ」

全国に210カ所ある児童相談所が2017年度に児童虐待の相談や通告を受けて対応した件数が133,778件(速報値)に上り、過去最多を更新したことが厚生労働省のまとめで分かりました。

統計を始めた1990年度から27年連続の増加で、配偶者への暴力で子どもがストレスを受ける「面前DV」が心理的虐待として認知され通告が増え続けているとのことです。

あわせて厚労省は16年度の虐待で死亡した子どもが前年度比7人減の77人(心中の28人を含む)、今年6月時点で所在不明の18歳未満の子どもが28人いることも公表しております。

厚労省によると、17年度の対応件数を内容別に見ると、面前DVや無視、暴言など心理的なものが72, 197件で54. 0%を占め、身体的虐待が33, 223件、育児放棄(ネグレクト)が26, 818件、性的虐待が1, 540件と続いています。

虐待相談の経路別件数では、その半数近くが警察からの通告で、最も多く、年々増加傾向にあり、 近隣知人、学校等が減少傾向にあります。

本県では、県内2カ所の児童相談所が、児童虐待と認定して対応した件数は326件で、前年度から12%(35件)増え、過去最多だった15年度(379件)に次いで2番目に多く、暴言などの心理的虐待が前年度から71件増え、184件と最も多くなっています。

心理的虐待は暴言のほか、子どもの前で配偶者や家族に暴力をふるう「面前ドメスティックバイオレンス (DV)」が多く、身体的虐待は5.5件(前年度比1.7件減)で、生命に関わるケースはなかったということです。

虐待を受けた子どもの年齢は、0歳から就学前が151件、小学生が113件、中学生38件となっており、虐待をした側は両親が122件と最多で、実父が92件、実母が88件となっています。

相談経路は、全国と同様の傾向となっています。

本県の326件という相談対応件数は、全国でも少ない方から5番目ですが、18歳未満人口1000人あたりでは、中位であり、増加傾向にあることからも、その背景と、しっかりと向き合い、これまでも言い続けてきた児童虐待予防のネットワークを作り上げていきたいものです。

そして、子どもたちが親をはじめとした周囲のおとなに慈しまれ、甘えれられ、すくすくと育まれる環境の中で、育っていける環境を社会の責任で作っていこうではありませんか。

ノートに「きょうよりかあしたはできるようにするから ゆるしてください」などと書き残した 5歳児の虐待死など絶対発生させないように。

10月12日「『たんぽぽ』はあちこちに咲き続ける」

今朝の高知新聞にありましたが、元県教育長大崎博澄が活動拠点の「たんぽぽ教育研究所」が閉鎖されることとなりました。

発足当初から、いろいろと相談にも乗って頂きましたし、場所をお借りしての故コニヤン先生たちとの勉強会にも出席させて頂いたりしました。

そして、大崎さんにいろんな方をつないで頂きました。

記事の中で、大崎さんは「私の取り組みは暖かみが消えた社会に対する、ささやかなレジかタンスなんですね。」とおっしゃっていますが、いつもそのことが感じられる講演も何度か聴かせて頂

きました。

2013年の1月にお話を聴かせて頂いたときに、このように記録していました。

「『生きることが困難な時代』を心豊かに生きるための流儀」

不登校やいじめの問題、体罰の問題が横行する今の社会で、これまで徹底して弱い子どもの立場に立ち、いかなる場合も社会的弱者の側に立ち切る確信を持たれて、たんぽぽ教育研究所で、そういった方の相談にのり、寄り添ってこられた大崎博澄前教育長の「生き方講座・絆を紡いで心豊かに生きる私の流儀」についてお話を伺ってきました。

21世紀という生きる事が困難な時代に、貧しくても心豊かに生きる術を身に着ける事が大切ということで、8つの流儀について、詳しくお話いただきました。

時折、自身の詩集「人生の扉はひとつじゃない」からいくつかの詩を紹介しながら、その一「ありのまま」 その二「小さなものを愛する好奇心」 その三「人の心の痛みに思いを寄せる想像力」 その四「人の話をとことん聴く、しかし、自分を見失わない」その五「ときめきを忘れない」その 六「人を分け隔てしない」その七「小さな弱い人を守る」その八「世の中を正さなくちゃ」という 流儀について、なぜそのような流儀を身につけるに至ったかを聴くにつけ、このような流儀を身につけた方が増えれば、少しずつ「生きる事が困難な時代・社会」を変えていくことができるだろうにと思ったところです。

これからも、お元気で、大崎さんと話したい方々に、耳を傾けてあげて頂いたらと思います。

10月26日「子どもたちのSOSに耳を傾けて」

今朝の各紙が取り上げているが、全国の小中高校などで2017年度に41万4378件のいじめが把握され、前年度から約9万件増えて過去最多となったことが判明しています。

いじめは13年から「いじめられた子どもの立場で判断する」などと定義を変えたこともあり、急増が続いており、特に小学校低学年で増加しているのは、小さなトラブルでもいじめとして把握し、早期対応することを学校に求めていることなどが影響していると言われています。

また、年間30日以上欠席し、「不登校」と判断された小中学生は計14万4031人で、前年度より約1万人増え、やはり過去最多となっています。

17年に教育機会確保法が施行されたこともあり、学校卒業が全てではなく、子どもの幸せが何かを考えながら、フリースクールなど学校以外の選択肢も示される中で、学校以外の学びの場や居場所が選択肢の一つとして広がっていることなども影響しているかと思われまする

17年度に自殺した児童生徒は250人で前年度より5人多く、過去30年間で最多となっています。

これらの結果に見られるように、子どもの生きづらさの実態が、顕著になっていますが、学校現場はもちろん、地域で、家庭で子どもたちのSOSに耳を傾けられるような人間関係と仕組みづくりを模索してみたいものです。

3月12日「学びたい人が誰でも学べる誇れる『夜間中学』を |

昨夜は、小高坂市民会館で行われていた「夜間中学についての学習会」に参加させて頂きました。 中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)は、戦後の貧困と混乱等により教育を受けることができな かった人々の学ぶ権利を保障する場として始まりました。

近年、不登校などの様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した人が増加し、 中学校夜間学級を取り巻く状況に大きな変化がみられてきたこともあり、平成28年12月に「義 務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」が出され、このことを 受けて文部科学省では、全ての都道府県に少なくとも一つは中学校夜間 学級を設置することを目 指すという方針を掲げました。 本県においても、中学校夜間学級を設置することは、不登校の生徒及び学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々に、学習の機会を提供するという点で大きな意義があるとして、「公立中学校夜間学級設置検討委員会」を立ち上げ検討を重ねた結果、「公立中学校夜間学級(通称・夜間中学)」の2021年度の高知県内開校を目指しています。

現在は、県内で今年度から来年度にかけて17カ所の体験学校が開催されています。

そこでの開催状況や全国 8 都府県 31 校に設置されている現状なども踏まえて、参加者の皆さんから、これまでの被差別部落での識字学級との関わりや、現在の在日外国人、これから増えるであろう外国人労働者のニーズなど多様な「学び」を求めている方たちをどのように受け入れる「夜間中学」であるべきかなどの意見交換がされました。

主催した「高知県に夜間中学をつくる会」では、「生きる 闘う 学ぶ 関西夜間中学運動 5 0年」の販売や8月24日・25日には著者の高野雅夫さんを招いた学習会の企画などに取り組まれていくようです。

この運動を県下に広げ、高知県に求められている夜間中学のあり方とその早期開設に向けた取り 組みのお手伝いもさせて頂ければと思ったところです。

3月15日「『児童虐待』摘発、保護過去最多」

虐待によって命の危険など緊急の対応が必要として昨年1年間に全国の警察が保護した18歳未満の子どもは4571人だったと警察庁が昨日発表しました。

これは、通報を受けて現場に駆けつけた警察官が緊急性が高いと判断した場合、警察官職務執行法の規定を適用して子どもを保護したり、夜間や休日に児童相談所がすぐ対応できないときも一時的に保護することとなっているが、統計を取り始めた2012年の1611人から毎年増え続け、昨年は $2\cdot8$ 倍にものぼっています。

児童虐待事件で、被害に遭った子どもは1394人に上り、ともに過去最多で、児童虐待について「憂慮すべき状況にある。子どもの安全を最優先とした取り組みを確実に進めていきたい」と述べています。

虐待で亡くなった子どもは36人で、前年より22人減り、15年から10年前には100人前後で推移していた頃と比較すると、1/3ほどになっているが、その頃は無理心中が半数多くを占め、現在は、それ以外が多くを占めるようになっています。

虐待の疑いがあるとして全国の警察が児相に通告した子どもは過去最多の8万252人で、この15年間で83倍にもなっています。

毎年のように、あらゆる件数が増え続ける児童虐待事件に対して、子どもたちを地域で見守るということの必要性が今まで以上に求められていますし、何よりも虐待が顕在化してから気づくよりも、親が子どもに対して、そのような行為に及ぶことのない親子関係が築かれるような妊娠期、子育て支援期の取り組みこそが急がれることが求められています。

3 生きづらさの課題の調査研究について

4月4日「子ども食堂の広がりに、『シニア版』も」

「子ども食堂」については、私が、県議会で初めて2016年9月定例会で取り上げたときは、本県内に4市で7カ所、全国では朝日新聞調査では319カ所だったものが、現在は、「こども食堂安心・安全向上委員会」(代表・湯浅誠法政大教授)が、 $1\sim3$ 月に全国の社会福祉協議会から聞き取り、さらに子ども食堂の運営者らによる調査を集計したところ本県には51カ所、全国では2286カ所あることが昨日明らかにされました。

子ども食堂は、当初貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供する場として、12年ごろから注目され始めていたが、食堂の利用者を限定しない所も多く、誰でも利用できるようにすることで、「貧困の子どもが行く食堂」という印象が薄まり、地域交流や子どもを見守る環境が生まれやすくなっている面もあるようです。

3日に厚生労働省内で記者会見した代表の湯浅誠・法政大教授は「お年寄りから子どもまでが集 う地域交流の場所作りと、貧困対策の両面から、普及したのではないか」と話しており、実際に子 どもだけでなく、親や近所の高齢者にも食事を提供する食堂は少なくありません。

また、国や自治体に教育、生活、経済的支援などの責務を課した「子どもの貧困対策法」が14年に施行され、自治体が子ども食堂の開設を推進したことも、背景にあると指摘されてますが、私が、初めて質問したときに指摘した本当に困っている子どもや家庭にどうアプローチするか、頻度をどう上げるかという懸念については、現状がどうなのかも把握していかなければならないと思います。

その際、「県として子ども食堂の取り組みを広めていく必要があると認識をしており、指摘された意見も踏まえて、個々の取り組みに対する支援や、真に困っている子どもやその家庭を子ども食堂へ確実につなげる方法や、食事・栄養面の必要性も踏まえて、いかに開催頻度をふやしていくべきかなどしっかりと検討し対策を考えていく。」と答弁された県は、「子ども食堂」を立ち上げようとする団体に対して、立ち上げの検討の段階から、運営の継続・拡充の対応まで、伴走型で支援していくこととして高知県子ども食堂支援事業費補助金制度や「子ども食堂」の取り組みを継続的に支援していくため、寄附を募り県費と合わせて「高知県子ども食堂支援基金」へ積み立て、運営団体に助成されています。

しかし、今朝の朝日新聞記事にもあるように資金難による運営の厳しさもあるだけに、今まで以上に国・自治体も含めて、社会で支えるしくみが求められてきます。

さらに、子ども食堂については、広がりつながっていくことも期待されますが、子ども食堂だけでなく、高齢者の貧困や孤立状態を解消するための高齢者・シニア版も街中に必要なのではないかとの声もあり、そんな準備を始めようとする地域の集まりも見られ始めています。

6月8日「当事者自身と支援する方々に学ぶ」

6日と今日の毎日新聞には、生きづらさを感じている人々に少しでも生きやすい生活をと支援されている方で、日頃からいろいろと学ばせて頂いている方の記事が続きました。

6日は、「子ども食堂でジビエ料理 おなかも心も満たして」ということで、子ども食堂に、協力者からの食料の提供などで運営されるつなぎ役の「フードバンク」の取り組みが紹介されていました。

子どもへの暴力防止のための予防教育プログラムであるCAPで出会い、DVシェルターを運営されている高知あいあいネット、そして、フードバンク高知と常に生きづらさを抱えた女性や子どもをはじめとして駆け込んできた皆さんの相談にのって、少しでも生きやすくなるようにと支援をし続けられています。

また、今朝の新聞には、「高齢化するひきこもり」との見出しで、平均34.4歳のひきこもり当事者とその家族が64.5歳という状況の中で、「当事者は家族の中で孤立し、家族は社会の中で孤立してしまう。当事者には自分を責めないでいいよ。一緒に生きていこうよと伝えたい。親も自分たちだけで悩まないで欲しい。ひきこもりは子育てや家庭の問題ではなく、社会全体の問題だと知ってほしい。」と訴えられる「KHJ全国ひきこもり家族会連合会高知県支部『やいろ鳥の会』」のことが取り上げられていました。

時々ご相談を受けながら、その支援策の改善を求めて、取り組んできたが、けっして皆さんの生きやすさを保障できるように制度が追いつかない面があるが、当事者や支援者の声に寄り添いなが

ら少しでも生きづらさの一つ一つの課題の解消に向けて、頑張っていきたいと思います。

6月5日「あらためて『生き心地のよい社会、高知』をめざして」

今朝の高知新聞に、昨日の自殺対策関係機関連絡調整会議研修会で岡檀さん(慶應大学SFC研究所)が、徳島県旧海部町の現地調査から著した「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」という著書などの教訓を踏まえてお話しされたことの記事がありました。

私は、岡さんの著書に5年前に出会い平成26年2月定例会の質問で「生き心地、暮らし心地のよい高知県づくり」とのテーマで質問させて頂いたことを思い出します。

さらに、昨年9月高知アルコール問題研究所主催「酒害サマースクール」で講演頂いた森川すいめい(みどりの杜クリニック院長)氏の記念講演「なぜ、生きやすい地域のひとたちは、ひとの話をきかないのか?」で、岡檀さんの「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」という著書に影響されて調査した自殺希少地域の特徴の主観的まとめによるキーワードも、随分考えさせられることがありました。

なお、4年前2月議会で、私は次のようなことを述べて、質問をさせて頂きました。

「私が、生き心地のよい社会というキーワードと出会ったのは、自殺予防対策の調査過程においてでした。

徳島県旧海部町の現地調査を行った岡檀さんの「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」という著書から学ぶ中、町で見つけた自殺予防因子の中から、生きていくのがつらい、生きづらさの高じた先に自殺があるとすれば、自殺の少ない社会は生き心地のよい社会であると言える、自殺対策とは、すなわち人間にとって生き心地のよい世界をどうつくり上げるかという試行錯誤そのものであるということが導き出されていました。

また、NPO自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之さんも、その目指すところは生き心地のよい社会であるとされています。

ライフリンクの目指すものについて、生き心地のよい社会であり、「現代日本社会の自殺の多くは、社会的な対策があれば『避けることのできる死』です。その意味で、自殺対策とは、『生きる支援』『いのちへの支援』でもあると言えます。誰も自殺に追い詰められることのない社会。自殺で大切な人を亡くした人が安心して悲しむことのできる社会。それはきっと、自殺とは無関係と思っているひとりひとりにとっても生きていて心地の良い社会であるはずです。『生き心地の良い社会』の実現をめざして』とあります。

しかし、生き心地のよい社会とは、決して自殺予防対策のためだけのキーワードではなく、県民の誰もがそういう社会を望んでいるのではないかと思います。それに加えて、雇用面や教育、医療や福祉政策など、暮らしていくための環境が整い、暮らし心地がよければ、人口流出も抑制され、移住してくる人たちにとっても決断しやすい環境になるのではないかと考えます。

そのことを踏まえたとき、2013年の人口移動報告では、転出超過は1,780人となっていますが、この高知県を生き心地、暮らし心地のよい社会とすることで、高知県から流出させない、そして移住も歓迎するということが必要ではないかと思います。

その意味で、高知県が課題解決の先進県となることで転入超過に転じることは可能と考えられているか、知事にお伺いします。」

知事は、「私は、5つの基本政策を通じて、生き心地、暮らし心地のよい高知県づくりをも目指していきたいと考えております。一略一全国的に人口減少・高齢化社会が進展し、厳しさが増していく中で、こういう諸課題に真っ先に取り組んで解決策を提示しようと5つの基本政策に取り組んでいる県として、またすばらしい人の魅力を持つ県として、これらの諸点を大いにアピールし、移住促進を図り、若者の定着を図ることで、転入超過に転ずることを目指していきたいと考えているところでございます。」ということで、少し期待した答弁でなかったことが記憶に残っています。

これからも、「生き心地のよい社会、高知県」を目指していきたいものです。

6月24日「引きこもりとつながり 支援が暴力にならないために」

昨日の「引きこもりに関する普及啓発講演会」でお聞きした「引きこもりとつながり 支援が暴力にならないために」と題した長谷川俊雄白梅学園大学子ども学部教授のお話も、非常に共感できる内容のものでした。

引きこもり当事者への支援を進める上で、当事者本人が望んでいなければ、それは暴力になるのではないかという視点から子ども本人を変えようとするのではなく、子どもとの関係や子どもを取り巻く環境は変えることができるなど、支援を進める上で大切にしたい視点を踏まえて、私たちにできる「一緒に泣き笑いすること」「逃げ出さない」「大義名分や正義で迫らない」「答を出さない」「心配するだけにとどめる」「多面的に『問題』を検討する」「失敗を否定的評価から救いだし、豊かな経験と位置づけ直す」「あきらめること」などを丹念にやるしかないなど大切にしたい視点を学ばされることの多い講演会でした。

7月17日「お酒が家族を、人間関係を壊す時」

昨日は、毎年お招きをいただいている高知酒害サマースクールで来賓としてご挨拶をさせていただいた後、酒害者や家族の体験発表を聞かせて頂き、午後からの記念講演としてお父さんがアルコール依存症であった漫画家の菊池真理子さんのお話を聞かせて頂きました。

菊地さんは、「酔うと化け物になる父がつらい」とのコミックを出版されており、「アルコール 依存症の親を持つ子供が抱く罪悪感について」のテーマでお話しされました。

コミックの帯には「今日もお酒が家族を壊す」と書かれており、「酔った父はイヤだけれど、このくらいなら普通の範囲じゃないか」との思いが拭いきれなかった菊地さんは、「家族が泥酔する問題は、それほどまでに当事者にとっても、分かりにくいものだと感じます」と言われていますが、お話の中でも「お酒を飲んでいることで、人間関係が壊れるという状態になったときは、治療の対象である」ということが、難しい中での線引きであることに実感がこもっていました。

こんなおとなを作っている「酒の上での失敗は武勇伝」「ノミニュケーションができない若者の評価がされない」などというこの国の「酒飲み文化」が果たして良いのかと言うことも問い直されることも必要だと改めて思いました。

菊地さんの著書に挟み込まれていたメッセージ「この本が家族の飲酒に苦しんできた方や、今も 泣かされている方、どうしたらいいか分からない子どもたちの存在を知るきっかけとなり、今後を 考えるための一助となってくれたら、作者として体験者として、これ以上の幸せはありません。」 ということが、講演からもしっかりと伝わってきました。

当事者やご家族の方たちが断酒を決意するために支え合う仲間たちとつながり、必至の思いで努力されている中、もう一つの膨大な依存症を生み出す危険性からも反対されるカジノ法の制定が依存症対策法があればいいという形で強行されようとしている政治家たちに当事者や家族の苦しみを伝えていかなければならないと感じたところです。

このサマースクールも 46 回を数えますが、今年でお招きをいただいて 16 回目になろうかと思います。

今年もまた、多くの気づきを頂きました。

7月18日「ギャンブル依存増加、暴力団関与の危険性があるカジノ法案など許されない」

私たちの住む地域には、暴力団事務所が2カ所もあり、昨年から暴力団追放集会や事務所に向かっての撤退要請パレードなどを行っています。

先日も、事前の学習会を行う中で、本県内で14組織、約70人の組員がいる中、高知市内には12組織あることも明らかになっています、

さらに、県内で抗争が起こらないとは限らないことや、地域に暴力団排除モニターになってもらえる人はいないかなどとも言われる中で、地域のコミュニティを大切にする意味でも、暴力団排除に起ち上がろうともしています。

そのように、地域が暴力団排除に起ち上がろうとしているときに、政府は暴力団などの反社会的 勢力を完全に排除できない可能性のあるカジノを含む統合型リゾート(IR)実施法案の成立を目 指そうとしています。

朝日新聞によると、闇カジノの社長は「ばくちは麻薬。政治家たちは、ばくちの本当の怖さを知らないんだ」と、ギャンブル依存症の対策では対応できないことを暗示し、「暴力団に対する規制のルールさえ決めてくれれば、網にかからないやり方を考える」と、関東の山口組系暴力団幹部は話しています。

そして、西日本の暴力団関係者の男は、「週3回」の入場制限に達した人や、入場料などの制約を避けたい人を狙った違法カジノが増えると予想しており、「一度カジノの楽しみを知れば、制限なく入れる店に絶対行きたくなる。地方でも違法カジノができるだろう」などと言われたら、暴力団はカジノ解禁を手ぐすねをひいて待っているのではないかと思わざるをえません。

私たちの地域での勇気ある行動が無にされるようなカジノ法案強行成立などは、なんとしてもやめてもらいたい。

政府は、こんな法案成立に血道を上げるよりも、災害復旧に全力を挙げてもらいたいものです。

7月22日「『笑顔の花を咲かせたい』地域に暴力団事務所は必要ない」

昨夕は、今年で二回目の開催となる下知地区「暴力追放地域安全決起集会・パレード」を事務所 前の青柳公園を拠点に行いました。

昨年から、下知地区暴力追放運動推進協議会とともに共催団体となった下知コミュニティセンター運営委員会会長として、高知警察署長、暴力追放高知市民会議会長の岡崎高知市長とともに挨拶もさせて頂きました。

さらに、「暴力追放地域安全スローガン」宣言を読み上げて提案させて頂き、参加者80名ほど で確認した後、二葉町、日の出町にある暴力団事務所に向けてパレードを行い、解散と撤去を求め る趣意書を読み上げ、事務所に投函してきました。

まだまだ地域をあげた取り組みにはなりきれていませんが、「笑顔の花を咲かせる」ことを目指している下知地区にとっては、あってはならない暴力団事務所です。

我が事として捉える取り組みで、次回には、一桁増えるぐらいの参加者で取り組めたらと思います。

「暴力追放地域安全スローガン」宣言

暴力団を追放して、平和で明るい社会・安全で安心なまちづくりを実現することは、我々市民全ての願いです。

現在、暴力団山口組の分裂により、全国的に拳銃等を使用した抗争事件が多発しており、平穏な市民生活が脅かされています。

我々は、一致団結して暴力団の存在そのものを否定し、暴力団員による犯罪行為、不当要求行為 等を絶対に許さないという決意をもって、暴力追放をめざすため

・暴力団を恐れない ・暴力団の存在を許さない ・暴力団の不法行為を見逃さない ・暴力団に屈しないを実践し、それぞれの地域、職域における暴力排除活動の中核となって、全力を尽くすことを、ここに宣言します。

1月21日「自殺者9年連続減の中で、高知は前年比増」

警察庁が発表した自殺統計によると、2018年の自殺者は2万598人(速報値)で、前年よ

り723人 $(3 \cdot 4\%)$ 減り、9年連続の減少で、2万1千人を下回ったのは37年ぶりとのことです。

しかし、厚生労働省による 18 年 $1 \sim 11$ 月の自殺者の分析では、 19 歳以下は 16 人増の 54 3 人となり、 2 年連続で増加しており、 20 代以上の全年代が前年同期比で減少している一方、 19 歳以下だけが増加しています。

18年の人口10万人あたりの自殺者数は、統計を始めた1978年以降最少の16・3人で、 都道府県別では山梨が24・8人で最も多く、青森22・0人、和歌山21・5人と続いています。 全国的には、減少傾向が続いている中、本県は山梨など11都府県とともに、増加し133人(7 人増)となっています。

厚労省が18年 $1\sim1$ 1月に自殺した1万9030人について分析したところ、全年代を通じて原因・動機別にみると健康問題(9450人)、経済・生活問題(3118人)、家庭問題(2839人)、勤務問題(1813人)などで、19歳以下では学校問題(169人)、健康問題(12人)、家庭問題(101人)、男女問題(46人)となっています。

そのような報道がされる中、静岡県では18日、交通基盤部の課長級の男性職員(59)が部下に、能力や人格を否定する発言を繰り返すなどのパワハラをし、その部下はパワハラ後の2017年3月に自殺をしたことが報じられています。

働き方改革の実態を把握するために、改めてパワハラや過労による自殺要因などについて、詳細 に分析した対応がこれからは、求められるのではないかと思います。

3月14日「『フードバンク事業』活性化へのさらなる支援を」

昨日の高知新聞に「フードバンク高知」(青木美紀代表)と協力して続けているフィットネスクラブ「カーブスジャパン」の県内10店舗が、会員らから集めた食料を高知市内の福祉施設など3カ所に寄贈した記事がありました。

これまでにも四国銀行従業員組合等をはじめとした職域団体や南高校をはじめとした学生たちからも寄贈されて、フードバンク高知を通じた、さまざまな取り組みが報じられることが多くあります。

しかし、平成24年2月定例会で初めて議会質問で「フードバンク事業の県内ネットワークの構築のために行政としての何らかの支援ができないか、その仕組みづくりに緊急雇用対策事業臨時特例基金で対応する社会的包摂・「絆」再生事業の対象として取り組めないか。」と取り上げて以降、平成28年9月定例会の「フードバンク事業が県全体としてさらに活発になるよう支援してまいりたい」との答弁が、目に見えるほどの支援策になっていないように見受けられます。

子ども食堂活動の中でも、食材提供にご尽力頂いたり、多様な生きづらさに対応して下さるフードバンク事業が、もっと機能的に活動できるような支援も、公助の役割ではないのかなと思ったりします。

発足以来関わらせて頂いてきた私としても、行政も含めた支援のしくみづくりに関わって行けたらと思います。

4 雇用・労働問題の調査研究について

(1) 障害者雇用について

8月18日「国の障害者雇用水増しは断固許されない」

「ここにも偽装があったのか」と耳を疑わざるを得ないことが報道されています。

中央省庁が40年以上にわたり雇用する障害者の数を水増ししていたことが、判明しました。

国は、本来なら率先して障害者の働く場を広げることが責務のはずだが、旗振り役が逆に信頼を 裏切ってしまうことを長年にわたって行っていたことに驚くばかりです。

一定規模以上の民間企業や省庁、自治体などの公的機関は障害者雇用促進法により、障害者を雇用する義務があり、法定雇用率は今春、0.2ポイント引き上げられ、民間企業が2.2%、国や自治体などは2.5%になりました。

昨年6月時点で、国の33行政機関は計約6900人の障害者を雇用しており、平均の雇用率は2.49%で、当時の法定雇用率2.3%を達成したとしてきました。

ところが、多くの省庁で、障害の程度が軽く、障害者手帳を持たない対象外の職員を算入していたことが、明らかになり、対象外の人を除くと、多くの省庁で1%未満にとどまるのだはないかと言われています。

- 一定規模以上の民間企業が法定雇用率を下回った場合は、雇用を促すために、条件に達しない企業には1人不足するごとに月5万円の納付金も課せられ、企業名が公表されることもあります。
- 一方で、同様の偽装行為が明るみに出た省庁に対し、中途半端な責任逃れなど許されるべきでは ありません。

8月21日「高知県も障害者雇用で水増しとは」

中央省庁が40年以上にわたり、雇用する障害者の数を水増ししていたことが、判明して以降、 自治体でも愛媛、山形でも「水増し」問題が報じられつつあったところ、昨日段階で本県でも明ら かになりました。

今朝の高知新聞一面トップは、残念ながら高知など7県(高知、愛媛、秋田、山形、千葉、島根、長崎)で水増しが判明したことの記事でした。

高知県は、2017年度に21人の障害者手帳を確認せず、雇用率に算入していたが、県によると、障害者手帳を持った職員だけで法定雇用率は満たしていたとしており、「障害者手帳の有無を確認していなくても、所属長の聞き取りなどから、手帳保持者に近い障害があると認められる」と独自に判断していたということです。

当然、早急に是正して、「不適切参入」「水増し」などと指摘されないようにしなければなりません。

しかし、そのような中で、県が、「今後は、厳格に運用する」と言うことで、障害者手帳が交付されていなくても同程度の障害があれば雇用されていた人が、不採用とされるのではなく、障害のある方の雇用の場、バリアフリーなど多様な視点の行政サービスを提供するためにも、積極的に雇用されることを期待します。

あわせて、障害者手帳が交付されていなくても同程度の障害がある方について、障害者手帳の 交付の申請・交付について促すような取り組みや、働きやすい職場環境を確立していくことがなが されるべきではないかと思います。

障害者の就業は、障害者の自立や社会参加に欠かせないとの視点を失うことなく、このことで 障害者の就業機会が減少することのないように注視していきたいと思います。

8月23日「水増し雇用だけでなく、職場の障害者虐待が過去最多」

中央省庁の障害者雇用の水増し算定が問題になっている中、自主的に再点検した地方自治体でも、本県をはじめ同様の問題が次々と明らかになっています。

国や自治体に一定割合以上の障害者の雇用を求める障害者雇用率の制度ができたのは1960年で、76年には民間企業にも義務づけられ、とりわけ国の機関や自治体には、民間企業より高い目標が設定されており、率先して取り組む姿勢が求められてきました。

しかし、その国や自治体が水増し雇用をしていたとなると、信頼を失うことは当然であります。 この制度は、「心身に何らかの障害を持つ人たちの働く権利を保障し、それぞれの人が能力を発 揮し、生きがいを持って働ける社会を目指す。」という理念に根ざすものだとされています。

そんな共生社会の実現を揺るがすような今回の障害者雇用水増し算定の実態を明らかにし、背景 と原因を究明するとともに、改善を図るためにどうするのかを中央省庁や自治体も示すべきです。

あわせて、私は、「障害のある方でも当たり前に受け入れられて、働きやすい環境のある職場がこの国にはもっと必要」と述べてきましたが、昨日の厚労省の「職場の障害者虐待が前年度比34.6%増の1308人」との発表に、残念な思いでなりません。

虐待があった事業所は597カ所(同16カ所増)で過去最多で、虐待の内容では、障害者であることを理由に不当に賃金を下げられるなど「経済的虐待」を受けた割合が最も高く83.5%に上っているとのことです。

厚労省は「自治体と連携して、必要な措置を取っていきたい」としているようですが、昨年私が議会質問でそのことを糺さなければならなかった状況が、本県にもあったことを考えれば、全国の自治体でも今回とおなじように、足元から是正されなければならないことから始まるのではないでしょうか。

この際に、自治体における障害者の雇用条件のチェックも徹底的にされるべきだと考えます。

10月22日「職場の障害者支援は『生きづらさ』をもった一人ひとりの特性を理解した上で」

20日(土)に NPO 法人「キャリア・ライフ高知」の主催で開催されていた講演会「職場における障がい者への理解と対応」について、拝聴させて頂きました。

企業・団体における障がい者雇用率の引き上げやその対象者の拡大に伴い、働く現場における障がい者への理解を深め、誰しもが働きやすい職場を作ることを目的としたもので、県立精神保健福祉センター所長の山崎正雄先生の講演でした。

障害者雇用を巡っては、4月から企業の法定雇用率が2.2%へ引き上げられた一方、中央省庁 や高知県をはじめとした地方自治体で水増し雇用が発覚し、社会問題化しているだけに、参加者の 皆さんも熱心に聞き入っておられました。

まずは、職場全体で多様な障害特性を理解しあうことが大切であり、そのためにもこのような講演を聞くだけでなく、日頃から当事者との関係を築ける地域社会であることがどうしても必要であると感じたところです。

そして、職場では、その障害特性を理解した上で、配慮できる組織や人間関係のあり方が必要となってきます。

「つらい」「苦しい」と感じている当事者の「ホンネ」をはき出させてあげる場が、まだまだ多くの職場にはないという状況を変えていくことも大事になるだろうと思います。

職場のメンタルヘルスの現状として、平成24年の「労働者健康状況調査」では、職業生活上で強い不安・悩みストレスのある人が6割に及んでおり、その内容として人間関係が41.3%となっていましたが、28年には38%に下がり、仕事の量・質でストレスを抱えている人が53.8%に上がっていることを見れば、余計に配慮できる職場環境が後退させられているように感じられます。

そんな中で、先生のおっしゃる「職場の障害者への支援も、『生きづらさ』をもった一人ひとりの特性を理解したうえでの支援を大切に」との言葉を、どう職場の中で、実践できるかと言うことになろうかと思います。

11月25日「障害者雇用の水増し計上で、国と自治体間の処分対応に格差」

今朝の高知新聞朝刊に、共同通信社の調査で、障害者雇用水増し問題を巡り、2017年度に知

事部局と教育委員会のいずれかで不適切計上が判明した38県のうち本県をはじめとして三重、愛媛など7県が職員への処分を実施したか処分する方向で検討していることが報じられていました。

障害者雇用促進の旗振り役であるはずの中央省庁は、関係者の処分に軒並み否定的な考えを示しており、国と地方自治体で対応に差が出たことが明らかになっています。

それにしても、「意図的ではなかった」などとして、不適切計上が最も多かった国税庁や国土交通省や法務省などが処分を見送る方針を示しており、制度を所管する厚生労働省も処分を明らかにしていないなど、相変わらずの国の無責任さが際だっています。

また、昨日の夕刊には、「高知県内で進まぬ障害者雇用」との見出しで、一面記事で、県内の障害者雇用の実態が取り上げられていました。

県によると、県内で発行されている障害者手帳54、518冊(昨年度末時点)に対し、就業人数は2888人と、決して多い数とは言えないことが明らかになっています。

ハローワーク高知によると、施設面が就職の障壁になる事例は多いとして、社屋のバリアフリーに関しては、独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」が事業主に整備費用を助成しているが、これも昨年度の県内での認定は1件、全国でも79件と極めて少ないと言います。

ハード面のバリアフリーも進んでいないが、ソフト面でのバリアフリーが進んでいないことも含めて、バリアーをどのように低くし、取りのぞいていくのかこれまでの反省からも中央省庁、自治体ともに真剣に対応していく必要があると思います。

12月26日「国の障害者雇用、法定雇用率の半分以下」

8月に中央省庁が障害者の雇用数を水増ししていたことが発覚し、その後、本県をはじめ、全国の自治体でも問題になっていた障害者雇用率について、国の機関全体では、今年6月1日時点で1.22%で、法定雇用率の2.5%の半分にも満たなかったことが厚生労働省の集計で、25日に明らかになりました。

中央省庁など34行政機関では1.24%で、障害者雇用の不足数は3875.0人で、国税庁、国土交通省、法務省の順に多く、8割強の28機関で雇用数が不足していました。

高知労働局によると、県内市町村44対象機関の全体では、2.3%で法定雇用率より低く、未達成だった10機関では、20.5人分の雇用が必要となっています。

県関係では、知事部局が2.07%で15人不足、公営企業局が1.03%で5人不足、教育委員会が2.09%で18人不足しているという状況です。

県では、障害者枠の対象をこれまでの身体障害者に限らず、知的、精神障害者にも拡大して、特別募集を行っているが、先に閉会した12月定例会で質問をしたが、総務部長からは「正職員につきましては、既に実施しました採用試験の合格者2名と、今回の特別募集による合格予定者2名の合計4名を見込んでいるところでございます。平成31年度中に法定雇用率を達成するためには、非常勤職員の採用により対応することが必要となりますことから、非常勤職員の採用拡大に向けて全庁に対し、障害者の方に担っていただきたい業務の内容や業務量の把握をするための調査を実施したところでありまして、この調査結果を踏まえ、今年度中に募集を開始する予定としております。この募集に対しまして、何人応募していただけるか、また、何人程度採用できるかということは現時点では確定的ではありませんが、引き続き正職員及び非常勤職員を対象とした採用の拡大を図ることによりまして、法定雇用率をできるだけ早期に達成できるよう、努力してまいります。」との答弁で、今後の対応が待たれるという状況でした。

(2) その他

7月25日「会計年度任用職員制度の本質を学ぶ」

今日は、自治体議員及び関係者の研修会のため、神奈川県大和市に来ています。

研修会の前に、大和駅前にある大和市文化創造拠点シリウスに立ち寄りました。

この複合施設は、つい先日入館者 500 万人を達成しており、施設内の年間 300 万人利用の多目的 図書館も見学をしてきました。

この施設は芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、屋内子ども広場、大和市役所連絡所、 さらには商業施設を備えた複合施設となっています。

それだけに、親子連れあるいは子どもたちだけでもたくさんの方が出入りにされていました。

研修会では、「自治体と住民の安全と環境保全(厚木基地騒音公害等)」について、福田護弁護士から、そして、「会計年度任用職員、非常勤職員と自治体行政について」白石孝官製ワーキングプア研究会理事長からの有意義な提起を受けました。

12月24日「過労死ラインで働かされて、子どもたちには寄り添えない」

今朝の高知新聞一面に「中学校教員 5 割が「過労死ライン」 高知県教委が小中 20 校調査」の 見出しが踊り、高知も全国同様の苛酷な労働実態にあることに改めて、何とかできないものかと思 わざるを得ませんでした。

県教委が業務改善のモデル校に指定した中学校8校(234人)と小学校12校(324人)の 教員を対象に6、7月の出退勤時間を調査、分析したもので、「過労死ライン」とされるおおむね 月80時間超の時間外労働をしている人が中学校では5割に上り、小学校でも2割で、全国的に問 題になっている教員の長時間労働が県内でも、浮き彫りになったということです。

今年、6月1日に日本プレスセンターで開催されたシンポジウム「学校の働き方改革の実現を」 (主催「教職員の働き方改革推進プロジェクト」)において、登壇者であった文部科学省初等中等 教育企画課長は、「公立校の教員は、1971年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置法」(いわゆる「給特法」)により、時間外勤務を命ずるのは限定されて おりますので、時間外において超勤4項目(臨時または緊急時における、校外実習などの実習、修 学旅行などの学校行事、職員会議、非常災害)以外の業務をするということは、命じられた業務で はなく、自発的なものというふうに整理しなければならない。」と答えています。

つまり、文科省の立場としては、部活動の指導も、持ち帰り仕事も、それらは「自発的」すなわち「好きでやっている」とみなさざるをえないのだということです。

こんな状態で働かされて、毎日新聞の調査による教員の過労死がこの10年間で63人に上ることが明らかとなっていますが、過労死認定の重要な根拠となるはずの労働時間が、「給特法」によって、そもそも把握されてこなかった中では、決して実数ではないと言わざるをえないでしょう。

だからこそ、今回の県教委の実態調査をもとに、県内の実態を客観的に把握し、教員の負担軽減 に真につなげることができるのかどうか真摯に取り組んでもらいたいと願うばかりです。

定時退校日や学校閉庁日の設定や、これまで手書きしていた書類の電子化を呼び掛けるといって も、抜本的な解決策にはならず、教員の定数が増やされてこその過重労働解消であり、子どもたち と向きあえられる時間が確保できるのではないかと思わざるをえません。

2月13日「高知労働局との県内雇用状況改善への意見交換」

今日は、県民の会として、高知労働局長と県内雇用情勢を基本に、障害者雇用問題、外国人雇用 状況、労働条件の確保・改善、働き方改革、女性の就業状況、労働災害、最賃制度、個別労使紛争 解決制度など多岐にわたっての課題で、勉強会・意見交換会をさせて頂きました。

私も含めて6人の議員から、さまざまな質疑・要請が出されましたが、私の方からは県政意見交換会で頂いた参加者からの要望も含めて、「有効求人倍率がこれまでより、高くなっている要因と

して産業振興計画がどれほど影響していると考えられるか。」「介護サービスなどにおける労災の 高さ」「中小・小規模事業者の経営者の働き方改革に対する意識変化への要請」などについて意見 交換しました。

いずれにしても、日程が詰まっている中での、開催でしたので、充分な時間が取れませんでしたが、今後はもっとじっくりと意見交換する機会が取れたらと思いました。

5 人口減少社会の調査研究について

5月13日「『縮小社会』の中で果たす自治体の役割は」

第20期 自治政策講座 in 東京を受講してきました。

今回のテーマは「縮小社会だからこそ必要な自治体の知恵」ということでしたが、人口減少・縮小社会時代にこその自治体の存在・役割が問われるなか、予算がないから削減・縮減といっても、住民の命や暮らしは守られるのか。地域の誇りは保つことができるのか。

自治体議会が住民や行政職員と手を携えて、すべての事業を見直すチャンスにしていくための多様な視点などについて、それぞれの先生方から講義を頂きました。

5月10日(木)

【第1講義】「人口減少と社会保障制度 一命を守る地域ケア政策推進の視点」

山崎史郎(NPO法人 地域ケア政策ネットワーク 代表)

講師は元厚労省官僚として、介護保険の立案から施行まで関わったほか、若者雇用対策、生活困窮者支援、少子化対策、地方創生などを担当した経験から、人口減少の問題と、社会的孤立や格差の問題は切り離せない関係にあり、対策も重なり合う面が多いことから人口減少時代での社会保障の役割と求められる地域ケア政策について話されました。

【第2講義】「高齢化・人口縮小社会のナショナルミニマムと支え合いの仕組み~消滅への予兆の中で~」 金井利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

国の言う「地方創生」に、真面目につきあわされている自治体が、このままでいいのか。将来的に、「地方版総合戦略」の達成状況で自治体が締め上げられることになるのではないか。むしろ、そんな「地方創生」につきあうのではなく、今を生きる人々の生活を守ることができれば、次世代は暮らしやすくなるのではないかと考えられるが、そのための「生活保障」体制を構築することでの、地域の持続可能性などについて話されました。

【第3講義】「増える外国人と地域の活性化―国際化に対応する自治体政策」

山脇啓造明治大学国際日本学部教授

人口減少社会の中で、グローバル化に対応した人材ニーズが今後高まる中、在日外国人の数は次 第に増加することが予想されます。21世紀の日本にとって、国籍や民族の異なる人々が共に生き る多文化共生社会の形成は大きな課題だが、国の取り組みが遅れる中、自治体任せになっている面 があるのではないか。グローバル化と多文化共生、地域活性化と多文化共生等について、国や自治 体の連携、果たすべき役割について話されました。

5月11日(金)

【第4講義】「縮小社会の中で小規模自治体の可能性―市民と議会制度を使いこなす」

今井照(公財)地方自治総合研究所主任研究員

小規模であろうが、大規模であろうが人口減少や地域コミュニティの再生など地方自治体が抱える課題は山積している。自治体施策の再構築の方向性や地域内で助け合って生活するしくみ考えることや地方分権改革が言われてきたにもかかわらず、「計画策定」を媒介とした国と自治体の関係が、自治体に責任転嫁する構造の仕組みになっていないかなどについて話されました。

【第5講義】「農業における障害者就労の取組と地域連携─ユニバーサル農業の可能性」

鈴木厚志 (浜松市ユニバーサル農業研究会/京丸園株式会社園主)

農福連携と言うことが言われているが、農業活性化のための担い手の確保としての視点で、ユニバーサル農業のあり方について、取り組んできた。農業の強みは、老若男女多様な人材が働いてきている。農作業を福祉の視点で考えて、どうしたら障がい者ができるようになるか。「農業+福祉=新産業創出」で目指すユニバーサル農業とは福祉のための農業ではなく、農業経営における幸せの追求だと考えられていることなどのお話を伺いました。

6月21日「『関係人口』を増やす『関わりしろ』を提供する集活センター」

6月19日に集落活動センターを軸とした中山間振興について考えるシンポジウム「集落活動センター×関係人口=未来」が開催されました。

以前から関心のあった地域や地域住民の方々と多様に関わる「関係人口」について学び、関係人口を集落活動センターの継続や拡充につなげるための方法などについて考えることをテーマとしていたので、参加してきました。

「関係人口のつくり方~ぼくらは地方で幸せを見つける~」と題した月刊ソトコト指出一正編集長の基調講演を踏まえ、県中山間地域活性化アドバイザーの小田切徳美・明治大学教授が「関係人口と地域づくり」と題して解題して頂きました。

関係人口というのは、端的にいえば「観光以上・定住未満」という人々を指しており、地域に住 民票を移しているわけではないけれど、何かしら地域と関わっている方々のようです。

移住や U ターンを増やすことは理想だけれど、ハードルは高いし、地域間の奪い合いにはならないということで、そこまでいかなくてもということで、注目されているのが、関係人口という考え方です。

最近は、お金を使って贅沢な暮らしをするのではなく、お金を使って関係性を買うことで、どこかに属したり、どこかの仲間になるという関係性に価値を感じるようになっていて、関わりたいと感じるところを「関わりしろ」があるところだと言われています。

関係人口が増える「関わりしろ」がある地域こそが、魅力的な地域の活動を増やす可能性があるのではないかと思われます。

指出さんの「関わりしろ」に対して、小田切徳美明治大学教授は「関わり価値」と呼ばれていたが、関わりたいと思う地域を高知のあちこちに作っていこうとしているのが集落活動センターかもしれないなと思いながらお話を聴かせて頂きました。

パネルディスカッションのやのとりの中でも、出されていましたが、どの世代も居場所と出番を求めている中、それをマッチングしやすいのが、中山間地であり、関わりの中で関係性を提供できる集活センターになっていくのかなども問われているような気がしました。

6 都市計画道路「はりまや町一宮線」について

6月24日「都市計画道路はりまや町一宮線を多様な視点で見ると見えてくるものがある」

6月定例会で補正予算2億4千万円が計上された都市計画道路はりまや町一宮線のはりまや校区 工事再開に伴い、疑問を感じている方々が集まった「新堀川緊急パネルディスカッション」に参加 していました。

まちづくり協議会に参加傍聴してきたからの感想や疑問、県による情報提供及び住民参加金の手続き面からいっても協議会の行い方やパブコメのありかたの問題点、さらには新堀川の歴史的遺産の意義と意味、歴史的建造物の保全をめぐる先例、土地の歴史を伝える守るための取り組みや、県の新計画案でも新堀川の希少野生生物が守られる保障はないことなどについて、それぞれの専門の

立場からご意見をいただきました。

改めて多様な視点からの課題が提起され、今議会でも慎重に議論を深めなければならない課題で あることが明らかになっています。

7月3日「新堀川4車線化設計予算案可決でもチェックを諦めず」

昨日の産業振興土木委では、高知市の新堀川に隣接する都市計画道路「はりまや町一宮線」の拡幅工事に関する2億3900万円の設計補正予算案を審査しました。

これまでも、工事再開区間のはりまや工区のまちづくり協議会における県による情報提供及び住民参加金の手続き面からいっても協議会の行い方やパブコメのありかたの問題点、さらには新堀川の歴史的文化的遺産の意義と意味、歴史的建造物の保全をめぐる先例、土地の歴史を伝える守るための取り組みや、県の新計画案でも新堀川の希少野生生物が守られる保障はないことなどについて、それぞれの専門の立場から指摘されていることを踏まえて、共産党会派の吉良議員とともに指摘させて頂きましたが、最終的に補正予算の減額修正案は少数否決となりました。

また、新堀川界隈ネットワーク世話人を含め1201名から提出された「都市計画道路はりまや町一宮線の工事を立ち止まって考えて頂くこと」を求めた「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願」も少数否決となりました。

私は、改めて、「希少動植物への配慮」の結果「今以上に環境が改善され多様な生態系の保全を 実現」すると言うことについての資料において、シオマネキの生息状況が多数確認されたかのよう に見える資料において、確認させてもらいましたが、それは1個体だけであったことも明らかにな りました。

そして、協議会で「(シオマネキというのは) けっこうタフなんです。そういうカニでして、あまり神経質になることはないんですけれど、でも道路を造るのと自然を生かすのと両方するというは、必ずしも両立しないんじゃないかと考えております。道路を造るんだったら、立派な道路を造ったらいいんじゃないかと思っております。一略一食用にするのはここにいるシオマネキです。これ、がん漬けにして食べる訳です。そういうカニですので自然を生かした、そういうものを身近に生息させておくか、それとも道路を優先させるかということを考えたらいいんじゃないかと思っております。」(第一回議事録) などと軽々に、発言される方が、日本でも有数のカニの専門家だとして、意見を尊重した配慮が正しいものなのか。

また、県がまちづくり協議会は、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの概要」(国土交通省)や「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(国土交通省道路局) による計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性を担保した形で実施したと言うが、けしてそうではなかったとも指摘させて頂きました。

工事再開前には、環境アセスメントをきっちりして、その結果によっては工事再開中止もありうるのかと聞いても、それはない。工事再開の判断は変わらないと繰り返す。

子どもたちの安全確保が最優先であるなら、時速30キロを超えると歩行者事故の事故死亡率が高くなることや4車線道路での自己の多発状況を指摘しても、「4車線道路を全否定するようなことはできない」と言う。

以上のようなやりとりには、工事再開ありきの姿勢は、極めて強固なものであるとしかいいよう がありませんでした。

7月12日「『都市計画道路はりまや町一宮線』工事再開に納得いかず」

県議会6月定例会では、「はりまや町一宮線」の拡幅工事関連費用2億3900万円を盛り込んだ補正予算については、工事を再開して、4車線整備を進めるための設計予算については、所属する産業振興土木委員会でも、反対の立場から発言などもしました。

この「はりまや工区」は、これまで7年間工事を中断していましたが、昨年からまちづくり協議会を5回開催し、2回のパブリックコメント実施、整備のあり方について議論を重ね、本年2月には、「希少動植物が生息する自然環境や新堀川界限に残る史跡などと調和を図り、安全で安心できる道路整備を進めるためには、「新たな道路計画案」が相応しい」との提言が協議会から出され、4月には、高知市長の「子どもたちの安全確保のため、「新たな道路計画案」により早期に整備を進めていただきたい」との意見を受けたことから、県が工事再開を判断したというものです。

「安全でスムーズな交通の確保」「希少動植物生息・生育する環境の保全」「歴史や文化の保全と再生」「歴史や文化、自然環境を活かしたまちづくり」を配慮した「新たな道路計画案」で工事再開するというものですが、この4点の配慮のあり方がけっして、これまで7年間も中断していた工事を再開するに充分な「配慮」ではないとの観点から議論をさせて頂きました。

まず、「新たな道路計画案」をとりまとめた「まちづくり協議会」での協議のあり方が国交省が示している道路計画策定プロセスガイドラインの計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資することができたかというとはなはだ疑問な点が多かったこと。

また、「4車線への道路拡幅前提の自転車歩行者道での安全確保が子どもの安全最優先とは言えるものではない」こと。

希少野生動植物の保護を巡っても、中断前の期間を含め約10年間にわたり蓄積されたデータが 第三者によって充分に、客観的に評価・検証がされたとは言い難く、工事再開によって定着・保護 の可能性も担保できないこと。

「歴史や文化の保全と再生」「歴史や文化、自然環境を活かしたまちづくり」も大きな配慮とされているが、手を加えた偽物によって保全と再生が図られるのか、また、歴史、文化、まちづくりの専門家も協議の場に加わっていなかったことなどを含めて、もう一度立ち止まって、充分に議論し、283mで39億円(国27.3、県9、市2.7億円)もかけた「新たな道路計画案」の見直しを求めました。

しかし、工事再開に伴う設計関連の補正予算を減額する修正案も、県民から出された「はりまや町一宮線の工事を立ち止まって考えて頂くこと」を求める請願も少数で否決されました。

1月24日「新堀川石垣調査のはりまや町一宮線工事再開への影響は」

先日、高知新聞に、都市計画道路「はりまや町一宮線」(はりまや工区)の拡幅工事で影響を受ける新堀川の石垣の調査が28日から始まることの記事が掲載されていました。

工事へのアドバイスを得ようと昨年11月に新たに設置した「はりまや町一宮線(はりまや工区) 工事アドバイザー会議」で、歴史の専門家らから県に注文が続出し、石垣などの形状を変える根拠 として正確な現状把握が必要との指摘が相次ぎ、調査を決めたものです。

工事アドバイザー会議で、那須座長は、「原案をもう少しいじめてもらって、バランスをとって 判断したわけですけれども、各専門家の方々にもっとよく見ていただきたい。実際に工事を行う中 で、より良くしていくということも重要と思ってますので、より良くしていくためのご提案、ある いはご意見を頂きたい」との前提で、話し合われているが、議事録を見ると多くの専門家の方から、 深く掘り下げた検討がされています。

なぜ、このような議論が、工事再開についての検討を行う「まちづくり協議会」の中でされなかったのか。

やはりそこには、「工事再開」の方向性ありきの「協議会」だったことが伺われて仕方ありません。

今回の石垣調査は、3月下旬までに終了予定だが、その結果によっては、県都市計画課は「調査でかなり古い物が出てきて、より丁寧な発掘が必要となれば、予定している2019年度中の工事着手が遅れる可能性もある」とコメントしているが、さらなる歴史的・文化的意義あるものが発掘

された際に、工事計画そのものを大きく見直さなければならないとなれば、一体どうなるのか、注 視していきたいと思います。

7 男女共同参画の調査研究について

11月9日「子育てと地域の関係の希薄さなど調査結果が示す」

今朝の高知新聞24面で、私も理事をさせて頂いている高知県自治研究センターが行った、県内で働く女性を対象に実施した調査結果のまとめが報告されていました。

粗集計の段階で、理事会にも報告されていたものですが、いよいよ公表し、この調査結果などを もとに、12月1日にはシンポジウムを「ちより街テラス」で開催し、正規、非正規雇用で働く女 性、県内企業の人事担当者らによるパネルディスカッションを行う予定です。

調査は、県内で働く10代以上の女性3千人が対象で、52.2%の1565人から回答があり、このうち結婚している人(57・2%)に対し、家事の総量を100%とした場合の夫の占める割合を聞いたところ、非正規雇用の女性は22・4%、正規雇用の女性は31・4%であり、子どもがいる人(58・1%)に子育てを支えてくれた人を尋ねたところ、「自分の母親」(81・3%)が最多で、「夫」(72・2%)、「友達」(51・4%)と続いたが、隣近所など「地域の人」は7・7%にとどまるなど夫(パートナー)の家事負担率は全体量の2~3割で、子育てと地域の関わりが希薄な状況などが浮き彫りになったことが、報じられています。

この結果から、調査にご協力頂いた森田准教授は「親が近くにおらず、地域のネットワークもない人は孤立する可能性がある」と指摘し、働く上で必要な制度や環境の質問に対しても「子どもを預ける環境の整備」(86・7%)がトップだったことも明らかになっています。

いずれにしても、森田准教授も指摘されているが、「支援を知る機会を増やすとともに、男性のさらなる家庭参画の必要性」についての指摘を踏まえた意識変革や可能とする職場環境整備などが求められていると考えます。

12月20日「これで女性活躍社会なのか」

世界経済フォーラム (WEF) が、18日、各国のジェンダー不平等状況を分析した「世界ジェンダー・ギャップ報告書2018」を発表しました。

日本は、2015 年が 101 位、2016 年が 111 位、2017 年が 114 位と順位を落とし、2018 年は 110 位 に多少挽回したが、主要 7 カ国 (G 7) では今年もダントツで最下位でした。

経済、政治、教育、健康の4分野14項目で、男女平等の度合いを指数化し、順位を決めるもので、経済分野の5項目すべてでスコアが改善したものの順位は114位から117位に後退しており、女性の社会進出や格差縮小が進む国々の変化に、追いつけていない状況です。

政治分野も、123位から125位への後退。教育分野では、女性の生涯賃金や経済的自立にも 影響する高等教育の就学率が103位で、昨年から二つ後退しています。

WEFの調査責任者サーディア・ザヒディ氏は、日本には父親の育休取得が拡大するような職場の文化が必要だ、と提言し、また、女子を不利に扱う医学部の不適切入試に触れ、「あるべき姿に逆行する動き」と指摘しています。

安倍政権は13年に「女性活躍推進」を掲げ、女性登用の数値目標づくりや情報開示を大企業に義務づける女性活躍推進法を16年に施行しているが、それに逆行するような働き方改悪法が強行成立させられたり、国際労働機関(ILO)は、職場での暴力やセクハラをなくすための条約をつくる方針を決めたが、日本ではセクハラの行為自体を禁止する法律がないなど、安倍政権の言うこととやることの違いが如実に表れている施策であることが、顕著な例であるとしか言いようがあり

ません。

県政施策や県議会の中でも、男性視点がはびこっていないのか、常に足元の改革から進めなければと思うところです。

ランキングの上位20位までは、以下のとおりです。() 内は昨年順位

- 1.アイスランド(1)
- 2.ノルウェー (2)
- 3.スウェーデン(5)
- 4.フィンランド(3)
- 5. ニカラグア (6)
- 6.ルワンダ (4)
- 7.ニュージーランド (9)
- 8.フィリピン (10)
- 9.アイルランド(8)
- 10.ナミビア (13)
- 11.スロベニア (7)
- 12.フランス (11)
- 13.デンマーク (14)
- 14.ドイツ (12)
- 15.英国(15)
- 16.カナダ (16)
- 17.ラトビア (20)
- 18.ブルガリア (18)
- 19.南アフリカ(19)
- 20.スイス (21)

8 自治体戦略2040構想の調査研究について

11月2日「自治体戦略2040構想で自治体のミッションを失わない」

10月31日から、東京で開催されていた自治体議員連合全国学習会で、地方自治総合研究所主任研究員の今井照前福島大学教授から「自治体戦略2040構想研究会報告」の課題と問題点について報告を頂きました。

改めて、これからの自治体の在り方について考えさせられる課題が盛り込まれていますが、日弁連も「自治体戦略2040構想研究会第二次報告及び第32次地方制度調査会での審議についての意見書」を10月24日づけで公表しています。

「「圏域」を法制化し、「圏域」が主体となって「行政のスタンダード化」を進めていくことは、これまでの広域連携の仕組みと異なり、自治体の個別事務ごとの自主的な判断ではなく、全国的に国が主導して、市町村の権限の一部を「圏域」に担わせようとするものであり、自治体が自主的権限によって、自らの事務を処理するという団体自治の観点から問題がある。」として問題視しています。

また、今井照主任研究員も「圏域単位での行政のスタンダード化」の問題点をはじめ、「我が国の内政上の危機」に自治体を動員することや「公・共・私のベストミックス」ついての問題点など 多岐にわたって指摘されている「自治体戦略 2 0 4 0 構想研究会報告」について、注視していかなければならないことを改めて考えさせられています。 あくまでも、自治体のミッションとしての「今日と同じように明日も暮らし続けられる」ことを 住民に保障し、そのためにも多様な自治体の存在を保障するシステムこそ求めていかなければなら ないとする今井さんの論に賛同するものです。

3月4日「上からの『圏域構想』よりも真の住民自治と住民サービスの維持・拡充を」

4日付高知新聞にも「【新「圏域」構想】柔軟な選択肢が必要だ」との社説が掲載されているが、中でも紹介されているように、人口減少が進む地域の住民サービスを維持するため、新たな広域連携として、複数の市町村でつくる「圏域」が行政を運営する構想に全国自治体の計34%が反対し、賛成は計30%にとどまったことが、共同通信のアンケートで明らかになっていることが、2月24日付けの高知新聞に報道されていました。

本県市町村でも「賛成」はなく、「反対」「どちらかといえば反対」をあわせて14市町村となっており、反対が多数となっています。

そんなことが想定される中で、昨年12月定例会で私は知事に質問しました。

圏域構想を打ち出した自治体戦略2040構想研究会報告を踏まえて、「新たな施策の開発とその施策の機能を最大限発揮できるような自治体行政の書きかえを構想するもの」であるとの前提で、今後の検討の基本的方向性が定められているが、この方向性で進む自治体が「多様な地域で、多様に生き、暮らしていくための場としての地域・自治体」を維持していくことになると考えられるのか」。

さらに「圏域が主体となって行政のスタンダード化を進めていくことは、全国的に国が主導して、 市町村の権限の一部を圏域に担わせようとするものであり、自治体の自主的権限による団体自治の 観点や住民の意思を尊重する住民自治の観点からも問題があると思われ。このような懸念が払拭さ れるような地制調や全国知事会での議論がされるべきだ。」と質しました。

知事は、「都道府県及び市町村との役割分担や、各地方自治体の自主性、自立性の確保に留意する必要があるものと考えている。県としては、今後の具体的な制度の検討に当たって、地方の意見が適切に反映され、よりよいものとなっていくよう、今後も引き続き国における議論を注視するとともに、必要な場合には全国知事会とも連携して、提言を行うなどの対応をとっていきたい。」と答弁されました。

いずれにしても、「平成の大合併」の総括抜きに自治体及びそこに暮らす住民の意思を抜きに、国からの押しつけ議論で進められることがあってはならないとの思いを強くするものです。

9 人権尊重・差別解消の調査研究について

9月23日「元中国残留孤児・婦人の高齢化の問題解決を支援するために」

今朝の高知新聞一面に、「高知県内の元中国残留孤児、高齢化深刻」という見出しの記事が大き く取り上げられていました。

「高知県で暮らす元中国残留孤児や配偶者の平均年齢は76歳を超え、介護の支援が課題となっている。」とのことで、まさに記事にあるように、元孤児たちは、既存の介護サービスでは、言葉や食習慣などが壁となり、引きこもりがちになったりしていることが、課題となって、これまでにも県や高知市に対して、宅老所のような専用施設の設置を求めてきました。

ここ数年、帰国者の中で、高齢のために亡くなられる方も増えてきました。

そのたびに、おたがいに語り合うのは、時間がないと言うことです。

今年の一月に、県民の会として知事との意見交換の場でもこのことについて取り上げ「中国帰国者の高齢化に伴う居場所確保で安心の暮らし保障の環境整備を図ること。高齢化した中国帰国者は、

日本語での会話が十分でなく、自宅で過ごす時間が多くなりがちである。そのことによるひきこもりや認知症などの予防・早期発見につなげていくための交流の場を急いで保障すること。」について、「高知市と連携し、まずは、居場所についての検討をしたい。」とのことでした。

この間の、検討結果が、どのようになっているのか答を求めるための質問を9月定例会で、取り上げるべく準備中でしたが、本日の記事が出たことに驚くばかりです。

いずれにしても、記事の最後にある「私たち帰国者が、安心して介護を受けたいと思うのは、す ごくぜいたくな望みだろうか?」との声に、答を出していかなければならないと思っています。

1月14日「インターネット上の差別事象の監視強化を」

今年で第11回を迎えた部落解放・人権講演会に先週末11日に参加してきました。

「香川県人権啓発推進会議におけるインターネット差別事象監視の取り組みについて」と題して、 香川県人権・同和政策課宮崎課長補佐から、「インターネット差別事象監視班の取り組み」や2チャンネル掲示板などの監視の仕方や削除要請の仕方などについて話がされました。

監視班の人員・態勢からすれば、監視対象を限定せざるをえない中で、削除要請にまで繋がっているのは $2\sim3$ 割止まりだと言うが、それでも削除依頼が過去15年間で1488件にのぼっているとすれば、潜在的なものも含めれば膨大な数字にのぼるのではないでしょうか。

しかし、本県において、私が一昨年9月定例会で、「ネット上の部落差別情報の掲載に対して、 その現状把握と対応策について県が市町村と連携してモニタリングを行うべきと考えるがどうか」 と質問した際に「インターネット上の差別情報については、職員によるネット検索のほか、県の人 権相談窓口に寄せられました情報や、市町村からの情報によってその収集把握に努めているが、イ ンターネットを利用した同和問題に対する差別事象は県で把握している件数として、過去5年間で は合計で9件と多く発生しているという状況にはない。」と答弁していたが、それはあまりに、把 握状況が不十分で、実態とかけ離れたものになっているのではないかとの思いがしたことでした。

先日も、知事との意見交換の場で、さらなるモニタリングの徹底を求めたが、その後の課長との話では、具体的には、モニタリング回数を増やしていくなどの態勢充実を検討しているとのことでした。

「高知県人権尊重の社会づくり条例」にあるように「私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくり」を進めていくためにも、

3月9日「元残留孤児が安心して暮らせる環境を」

昨年9月定例会で、中国帰国者の皆さんにとって課題の一つであったみんなで集える居場所的な 交流館の開設を求めた質問をし、2019年度予算で既存施設改修費が計上され、新年度の早い段 階で開設できそうな動きになっています。

また、もう一つの課題でもある高齢化が進む中で、本人や家族が日本式の介護に不安を募らせる中、文化や習慣の違い、言葉の壁などによるストレスを感じなくても受けられる介護サービスについても、6日に共産党議員が取り上げて下さいました。

新聞報道にもあったように、高知市南竹島町のデイサービス施設が独自の工夫で元孤児らを受け 入れられている中で、施設独自の工夫だけでは大変でもあり、支援員・通訳の派遣や財政的支援な どについての検討を求めて頂きました。

知事も、いろいろと意見を聞いて検討していきたいとの姿勢を示されましたので、今年の課題と して、前へ進めていけるよう頑張りたいと思います。

10 反戦・平和・憲法擁護・脱原発の調査研究について

(1) 反戦・平和について

6月15日「運動はしなやかで、したたかに、粘り強く」

昨夜は、沖縄からお招きした沖縄平和運動のリーダー山城博治さんの講演会「沖縄から日本の民主主義を考える」に参加していましたが、会場は、180人の参加者で埋まっていました。

高知大学のサークル「橋人(はしんちゅ)」(沖縄の現在-未来をつなぐ架け橋)のメンバーも 参加されていました。

山城さんは、辺野古の埋立と言い、高江のヘリパッド建設における、あまりに不当な安倍政権が 沖縄で強行している愚行は、米軍の直接統治下の政治よりももっとひどいものだと訴えられていま した。

そして、そのような攻撃との熾烈な闘いの現状の中でも、座り込みをつづけるにも、また明日も来ようという気持ちになれるよう、歌ったり語らったりする中で、笑顔も絶やすことなく闘い続けるために、「運動はしなやかで、したたかに、粘り強く」ということを目指してきたことも、強調されていました。

沖縄の闘いの中には、歌声があることの意味がよく分かりました。

このような闘いと「鈍角の闘争」の象徴でもあるオール沖縄の闘いとが結合して、国家権力の蛮行との攻防が継続されているのであることが、実感されました。

朝米会談によって、安倍政権が沖縄に強いてきた愚行の背景となる「北の脅威論」が崩れ、米軍 基地の必要性がい誘う形骸化しようとしているにもかかわらず、在韓米軍の撤退によって、自前の 戦力を持つという方向を示そうとしていることに対して「まったく逆、あべこべではないか。」と 指摘されていました。

「憲法番外地」「安保最前線」の沖縄で、8月から辺野古の埋め立てが始まるかもしれない中で、この局面に屈すると将来に禍根を残すことになる。

選挙の度毎にオール沖縄で勝利するという民意を示してきたにもかかわらず、それを政府は、無視し続けてきた、あるのは国の権力だけではないか。

もはや、米軍基地そのものが沖縄の経済発展の阻害になつていることは明らかであるし、米朝会談の成果が具体的に表れれば、基地の縮小・廃止はそう遠くない話である、そのためにも、11月の知事選で、何としても勝利し、辺野古埋立の撤回をさせなければならない。

だからこそ、なんとしても闘い抜くという決意をみんなで確認しあいました。

8月11日「中国帰国者がみずからと重ね合わせて考える」

毎年8月15日前後に開催している日中友好中国帰国者の会の「8.15終戦記念の集い」で、『テレビ未来遺産"遠い約束?星になったこどもたち?』(TBS テレビ 2014)わ30人を超す中国残留孤児の皆さんとともに鑑賞しました。

戦争が終わってから始まった悲劇。 それは、広島長崎の原爆の犠牲者数を超える25万人近い 人々の命が散った満州での難民収容所で、頼る親もなく食べるものもなく、肩を寄せ合って一所懸 命に生きた子供たちとそれを見守る大人たちの "命" の物語でした。

日本という国に捨てられた子どもたちとおとなの一緒に日本に帰ろうという「約束」を守るため に一人ひとりが懸命に生きようとするが、約束を守れず星になっていきます。

それでも、エンディングでは、帰国できた英一と養母に育てられた残留孤児となって帰国した「ともちゃん」が日本でであいます。

そのストーリーと登場人物の一人ひとりが、参加した中国帰国者の皆さんの生い立ちが重ね合わ

されたかのようで、皆さんすすり泣かれていました。

いずれにしても、戦争で国は、国民を守ってくれるのではなく、見捨てさえもすることが、ドラマでも明らかになることが描かれており、それを繰り返させてはいけないということを確認しあった集いとなりました。

また、この集いの様子や残留孤児や戦争体験のことなどを上海の東方テレビの方が取材されていましたが、8月15日に上海で放送されるとのことです。

8月9日「平和だからこそのよさこい祭りを自衛隊勧誘・広報活動に利用しないで」

よさこい祭りの前夜祭前の夕方、高知市街地の上空で航空自衛隊アクロバット飛行チーム「ブルーインパルス」の展示飛行が実施されます。

そのための練習として、昨日は高知の青い空を我が物顔に飛び回っている光景と爆音に、沖縄では、これ以上の爆音といつ墜落するか分からない米軍機への怒りと不安を日々感じているのかと思わされた市民の方も多いのではないかと思いました。

物珍しさではなく、平和の中でこそ発展し、65年続いてきたよさこい祭りで軍事訓練機が飛ぶ ことへの危機感を感じざるをえません。

高知新聞によると、1982年11月、浜松基地で行われた航空祭でブルーインパルスの1機が墜落、パイロット1人が死亡。1991年には高知県出身の2人が宮城県沖で訓練中に墜落、死亡するなど、これまでに本番や訓練中の事故で、パイロットら乗員計8人が犠牲となっています。

展示飛行の目的について、松島基地のパイロットの男性は「目的は航空自衛隊の活動を知ってもらい、優秀な学生に興味を持ってもらうこと。ダイナミックな展示飛行は技術の高さを諸外国にアピールすることになり、抑止効果も期待できます」と明瞭に解説しており、自衛隊員の確保、飛行技術の高さの誇示と抑止効果への期待という軍事的広報活動の一環であると思われます。

よさこい祭振興会などが今回の目的を「祭りを盛り上げるため。花を添えてもらうため」としているが、よさこい祭りが、軍への勧誘活動や軍事的広報活動の一翼を担っているということを自覚しておかなければならないと思います。

高知新聞記事の堤未果さんよると「2015年に安保法制が成立し、専守防衛が崩れ、海外派兵もできるようになった。すでに米軍との一体化が進み、共同で実弾訓練までするようになっている。昔の自衛隊は、専守防衛で災害救助がメインだったが、今は戦争に行くリスクを現実として考えないといけないので、若者の入隊が減っている。」というように自衛隊の現実が変わっている中での、今こそ、「ブルーインパルスを歓迎していない」という意思表示が必要であると思います。

高知県知事 尾崎 正直様

郷土の軍事化に反対する高知県連絡会

ブルーインパルス展示飛行の中止を求める要請書

報道によれば、8月9日「よさこい全国大会」前夜祭において、航空自衛隊「ブルーインパルス」の展示飛行が計画されています。私たちは以下の点からこの展示飛行の中止を強く要請します。

(1) ブルーインパルスは、過去、何度も事故を起こしており、人口密集地の上空で飛行すること自体大きな危険を伴うことだと考えます。① 1982 年 11 月 14 日、航空自衛隊浜松基地で開かれた「航空祭」において、展示飛行中のブルーインパルスが観客の目の前で墜落、乗員は即死、住民 12 名が重軽傷を負うという大事故が発生しました。この事故は、人口密集地上空での戦闘機のアクロバット飛行がいかに危険かということを示しています。②この他にも 1961 年 7 月 21 日、伊良湖岬沖で訓練中墜落、パイロットが殉職。③ 1965 年 11 月 24 日、アクロバット飛行訓練中に 1 機が失速して墜落、パイロットが殉職。④ 1972 年 11 月 4 日、入間基地を離陸直後にエンジンのフレームアウトにより墜落。⑤ 1991 年 7 月 4 日、金華山沖で訓練をしていた 4 機の内 2 機が墜落。⑥ 2000 年 7 月 4 日、金華山沖で訓練を終えて帰投する途中 2 機が墜落、3 名が殉職。2012 年 11 月 3 日、

入間航空祭において展示飛行中の2番機にバードストライクが発生し緊急着陸、2014年1月29日、 松島基地から南東45kmの太平洋上で2機が接触し松島基地へ緊急着陸など、過去に墜落6回、墜 落機8機、搭乗員死亡9名、民間人負傷者12名という事故を起こしています。

- (2) 航空法 91 条は、住宅密集地上空での「曲技飛行」を禁止しています。航空法施行規則 197 条でいう「曲技飛行」について自衛隊と住民との解釈が異なっている点もあるが、危険な飛行が行 われない保証はどこにもありません。
- (3) 航空法施行規則 174 条では、航空機の飛行高度について「飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人、又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度」を要求しています。 展示飛行中の事故で高知龍馬空港や太平洋に安全に着陸着水できるのでしょうか。
- (4) よさこい祭りは、1945 年、敗戦からの復興と市民の健康・繁栄、豊穣を祈念して始まった祭りです。このような危険性を伴う企画でなく、別の形での話題作りを求めます。住民の安全を第一に考える立場から、再度検討されるよう強く要請します。

12月7日「米軍機室戸沖で接触墜落」

昨日12月6日午前1時40分ごろ、室戸岬から南南東約100キロの上空で、米海兵隊岩国基地に所属する空中給油機 KC130と FA18 戦闘攻撃機が訓練中に接触し、海上に墜落したとの報道が、昨日来続いています。

高知県沖では2年前の12月にも FA18 が墜落しており、危惧されていたことが、また起きたと県民の不安が高まっています。

漁船への衝突など二次被害は起きていないと言われているが、周辺海域での操業は普通に行われており、いつ墜落事故に巻き込まれても不思議ではないと思います。

岩国基地へ艦載機が移駐し、それまで関東沖で行われていた艦載機の訓練が四国沖へと変わって おり、このような事故が今後も起きうる可能性が高まっているだけに、本県としては訓練の中止な どを求めていく抗議の声は上げなければならないと言えます。

知事は、「高知県周辺での事故は4回目となる。県民の不安は増大しており、遺憾といわざるを えない。」として、近く防衛省や外務省に対し、原因究明や再発防止を米軍に求めるよう文書で要 請するとしていますが、直接申し入れることが必要であると言わざるをえません。

2月22日「辺野古工事の継続は、無理なはず」

今朝の朝日新聞一面には、「辺野古、軟弱地盤改良に杭7.7万本計画 県が中止要求」との見出し記事が大きく取り上げられています。

これまでにも埋立予定地域の軟弱地盤が指摘されて、工事は無理だと指摘されていたが、防衛省が埋め立て予定海域にある軟弱地盤の改良のため、砂の杭を7万6699本も打ち込む工事を計画していることがわかり、県は「地盤改良自体に途方もない年数を要する」として、移設工事の中止を求めています。

県は意見書で「膨大な砂をどのように調達するか一切示されていない」「この水深での大規模な 地盤改良工事は前例もない。70メートルより深い場所への対応は不明」と指摘するとともに、大 浦湾側には防衛省が移植を予定している大小のサンゴ類が多数生息しているが、県は移植を許可し ていないなど、ここでもあまりの無理筋を政府は押し通そうとしています。

そのような中で、同紙13面「耕論」には、東西冷戦の終結を受け、米海兵隊本部は1990年代前半、国内外すべての海兵隊基地や構成をどうするかの見直し作業に関わった元米国務長官首席補佐官のローレンス・ウィルカーソンさんの「自然災害にも攻撃にも脆弱」との主張が掲載されています。

沖縄では、「在沖海兵隊は戦力規模が小さすぎて、『太平洋地域に前方展開させる戦略的価値は

ない』との結論に至った。つまり、海兵隊が現在も沖縄駐留を継続している元々の判断をたどれば、何ら日米の安全保障とは関係ない。沖縄駐留を継続した方が必要経費を節約できるし、何よりも海兵隊という組織の政治的な立ち位置を守ることができるという分析だった。」ということで、日本側が駐留経費負担をしてくれていてコストが安くなるからに過ぎないと言うことです。

さらに、辺野古沿岸部を埋め立てて建設していることに対しても「軍事基地を沿岸部に建設する時代でもなく、気候変動による海面上昇で自然災害を被るリスクは高まっている。60~70年後には巨額の建設費が無駄になってしまうおそれがある。」と指摘し、「辺野古の基地は、中国など外部からの攻撃に脆弱すぎるという問題がある。2、3発の精密誘導弾の攻撃を受ければ、滑走路は跡形もなく消え去るだろう。戦略的な観点で言えば、辺野古の基地建設は愚かな計画。」とまで言い切っています。

そして、「もし、私が安倍晋三首相の立場にあれば、現計画に固執して沖縄の人々と敵対する 手法はとらないでしょう。」と言われるこのような愚行は、早急にやめさせるべきです。

2月25日「沖縄の辺野古埋立NOの民意は、国民の民意であることを突きつけよう」

国民が注視してきた沖縄県の米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古沿岸部埋め立ての賛否を問う県民投票が24日投開票され、埋め立て「反対」の得票が有効投票総数の72.15%の43万4273票に達しました。

反対票は、県民投票条例で「結果を尊重」し、首相と米国大統領への通知を義務付けた全投票 資格者数(有権者数)の1/4を大きく上回る37.65%に上り、玉城知事は「新基地建設の阻 止に改めて全身全霊をささげる」と述べ、政府に方針の見直しと普天間飛行場の一日も早い閉鎖・ 返還を求める考えを強調しました。

政府はこの結果を尊重し、新基地建設工事を直ちに中止すべきであって、市街地の真ん中にある米軍普天間飛行場は、県内移設を伴わない全面返還に方針を転換し、米側と向き合わなければなりません。

しかし、安倍首相は、「投票の結果を真摯に受け止め」という一方、、「日米が普天間基地の全面返還に合意してから20年以上実現されていない。もうこれ以上先送りすることはできない」などと述べるに至って、これが民意を真摯に受け止めることなのかと、怒りを禁じ得ません。

この政権は沖縄の民意に寄り添うことができないどころか、踏みにじり続ける政権であるとい わざるをえません。

世界的にも例がない水深90メートルに達する大規模な地盤改良工事は、予定地の軟弱地盤に対応し7万7千本の杭を打つ必要があると言われているが、このことによって建設費は県が試算した2兆5500億円よりも、さらに膨らむとされています。

こんな巨費を投入して、美ら海を奪い、民意を踏みにじる安倍政権に「真摯な姿勢」を望むことはできないのではないでしょうか。

沖縄の民意は、日本国民の民意であることを突きつけなければなりません。

(2) 憲法擁護について

5月1日「『緊急事態条項』自治体には迷惑、国民も迷惑千万・不安」

今朝の高知新聞3面の「改憲論議 私の思い」のコーナーで、「緊急事態条項 自治体迷惑」との見出しで戸羽太陸前高田市長の意見が載っていました。

戸羽氏は、「自民党は憲法改正で緊急事態条項を新設するとしているが、必要性を感じない。大 災害時に内閣に権限を集中させるのは、被災現場を抱える私たちとは逆の考え方だ。人命救助や、 その次の復興をスムーズに進めるため、主導的な権限は被災した自治体が持つべきだ。」「国や県の許認可権を、一時的でも被災自治体に任せるような超法規的な措置があったら、復興はもっとスムーズに進んだはずだ。それは憲法を変えるのではなく、法改正で十分できる。」と述べ「現在の議論は、人の命が関わるルールなのに机上の空論のようだ。結論ありきの姿勢では、震災の経験を次の災害に生かしてほしいと願う、陸前高田の市民が傷つく。」と述べられています。

毎日新聞が調査し、2016年4月30日付けで公表した際にも、憲法改正の「緊急事態条項」について、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県の42自治体に初動対応について聞いたところ、回答した37自治体のうち「条項が必要だと感じた」という回答は宮城県女川町の1自治体にとどまり、震災を契機に条項新設を求める声が政府内外で高まっていたが、被災自治体の多くは現行の法律や制度で対応できると考えていることを明らかにしていました。

さらに、共同通信社が4月25日に実施した憲法に関する世論調査の結果として自民党が改憲を目指す「9条への自衛隊明記」「教育充実」「緊急事態条項の新設」「参院選合区解消」の4項目全てで「反対」や「不要」の否定的意見が上回り、「緊急事態条項の新設」についても「内閣の権限強化・私権制限」に反対56%・賛成42%、「国会議員の任期延長」には反対66%・賛成32%といずれも反対が大きく上回っていました。

そこまでの民意を踏みにじっての「緊急事態条項新設」という「お試し改憲」という改憲策動は、 断じて許さないことを決意し合う憲法記念日を明後日に迎えています。

5月4日「9条改憲を至上課題とするアベ政治に引導を渡そう」

昨日の憲法記念日は、私たちの平和憲法ネツトワーク高知も主催団体の一つとして加わった高知憲法アクションなど 12 団体の主催で開催した「憲法施行 7 1 周年県民のつどい」に参加し、浅井基文さん(元外交官)を講師に「アベ改憲の危険性を考える~激動の朝鮮半島情勢を踏まえて~」と題した講演を聞かせて頂きました。

「20世紀を支配した、勝つか負けるかというパワーポリティクス的な国際観に支配されている」が、いつまでもそのような国際観にとらわれ9条改憲を至上課題とするアベ政治(日本会議主導政治)に引導を渡すことが我々の政治責任であることも強調されました。

しかし、アベ政治は終わっても、改憲派が国会で多数を占める状況は変わらないし、後継候補とされる石破茂、岸田文雄、野田聖子は日本会議国会議員懇談会所属で、日本会議主導型の政治は続く可能性はあるだけに、「人間の尊厳の普遍的価値の確立は戦争を根源的に否定する。」という21世紀の本質的特徴をしっかりと認識し、日本会議の跋扈・跳梁を許す日本の思想的土壌を根源的に正すことなども含めて、9条をさらにさらに世界に輝かせ、パワー・ポリティックスに固執するアメリカに引導を渡すことは、アメリカの友好国を自認する日本の最大の責任であることも指摘されました。

盛りだくさんの内容のレジュメを以下に引用していますので、お互いで学び合いながら、確信を持って9条改憲反対3000万署名総行動に総結集していましょう。

「アベ改憲の危険性を考える-激動の朝鮮半島情勢を踏まえて-」

(憲法施行 71 周年高知県民のつどい) 2018 年 5 月 3 日浅井基文

(はじめに) アベ政治は終わっても、改憲派が国会で多数を占める状況は変わらない。

- ○後継候補とされる石破茂、岸田文雄、野田聖子は日本会議国会議員懇談会所属。
- ○日本会議の主張
- 一美しい伝統の国柄を明日の日本へ:「皇室を中心に、同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識こそが、「同じ日本人だ」という同胞感を育み、社会の安定を導き、ひいては国の力を大きくする原動力になる」
- 一新しい時代にふさわしい憲法を:「憲法は、占額軍スタッフが1週間で作成して押し付けた特殊

な経緑をもつとともに、数々の弊害ももたらしてきました。すなわち、自国の防衛を他国に委ねる独立心の喪失、権利と義務のアンバランス、家族制度の軽視や行きすぎた国家と宗教との分離解釈、などなど」

一国の名誉と国民の命を守る政治を:「先の大戦を一方的に断罪するわが政府の謝罪外交は、国の歴史や国難に尊い命をささげた戦没者をないがしろにするもの」「北朝鮮による拉致犯罪にみられる危機管理の不在が、国の存立を揺るがしています」

日本の感性をはぐくむ教育の創造を:「行きすぎた権利偏重の教育、わが国の歴史を悪しざまに 断罪する自虐的な歴史教育、ジェンダーフリー教育の横行」「誇りあるわが国の歴史、伝統、文化 を伝える歴史教育の創造と、みずみずしい日本的徳性を取りもどす感性教育の創造とを通じて、国 を愛し、公共につくす精神の育成をめざし、広く青少年教育や社会教育運動に取りくみます」

一国の安全を高め世界への平和貢献を:「国なくして私たちの生活も基本的人権も守ることはできません。私たち国民は、他国に平和と安全を依存してきた「一国平和主義」の幻想から目覚めて、まず自らの手で自らの国を守る気概を養わなければなりません」「年々増強される中国の軍事力や北朝鮮によるミサイル発射事件は、東アジアの平和にとって大きな脅威となっています。わが国が、憲法の制約を理由に集団的自衛権を行使しないならば、日米の防衛協力は画に書いた餅にすぎなくなり、アジア・太平洋の軍事的危機はますます高まっていくでしょう。早急に防衛体制の整備を図らねばなりません」

一共生共栄の心でむすぶ世界との友好を:「わが国は、古来、外国からの多様な文明や価値観を同化・吸収して国際交流につとめ、神々の共存といわれるように様々な宗教は対立することなく人々の信仰を集めてきました。また、和を尊ぶ国民精神は、脈々と今日まで生き続けています」

- ○森友学園問題の思想的背景
- 一籠池泰典(「日本会議大阪分会」責任者)
- 一日本会議・国会議員懇談会・「北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟」・「北朝鮮による泣致被害者家族連絡会」
- 一前川喜平前文科省次官講演に対する政治介入:池田佳隆(よしたか)衆議院議員(愛知県。自民党文部科学部会長代理)・赤池誠章はさあき)参議院議員(愛知県。自民党文部科学部会長)。 ともに日本会議国会議員懇談会メンバー
- ○すべての動きの思想的元締め:日本会議
- ○目先の出来事に一喜一憂するのではなく、平和憲法を国民世論とする運動を、確信を持って粘り 強く推進することを期待する。
- 1. 日本政治
- ○「井の中の蛙、大海を知らず」
- 一憲法改正問題
- *アベ政治(保守政治)
- **パワー・ポリティックス国際観(対米協調路線)
- **終戦詔書史観(日本会議)
- **「北朝鮮脅威論」による改憲誘導
- **21世紀国際環境(人類史の大方向)に対する逆行
- ***人間の尊厳(普遍的価値)
- ***国際相互依存の不可逆的進行
- ***地球規模の諸問題
- *改憲反対論
- **現実:9条死守論

- ***9条の由来(ポツダム宣言の嫡出子という原点)を忘れてしまっている。
- ****「日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙二出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久二除去」(第6項)
 - ****「日本国軍隊ハ完全二武装ヲ解除」(第9項)
 - ****→マッカーサー3原則(1946年2月3日):「戦争放棄」
 - ***解釈改憲でゆがめられてきた9条(保守政治の設定する土俵)への「追従」
 - ****内閣法制局の解釈改憲
- ○自衛権否定(憲法制定当時)→自衛権肯定(1950年)
- ○自衛のための必要最小限度の実力は、憲法の禁止する戦力に当たらない(1954年)。
- ○武力行使を目的としない部隊の海外派遣は憲法上許される(1980年)。
- ○武器使用と武力行使(PKO法)
- ○武力行使との一体化(1997年「新ガイドライン」)
- ○戦闘地域と非戦闘地域(イラク特措法)
- ○集団的自衛権行使閣議決定
 - ***護憲派の9条擁護論
- ○~1980年代:「戦争に巻き込まれないのは9条のおかげ」

(実際) ヴェトナム戦争で日本は米軍の発進兵祐基地として戦争に加担 (集団的自衛権行使)

- 1990 年代~(自衛隊の海外派遣開始以後):「殺し・殺されなかったのは9条があるから」 (実際)開示されたイラク派遣日報が明らかにしていること(殺し・殺される事態と背中合わせだった)
 - **「北朝鮮脅威論」を前面に押し出す9条改憲論に対する無力と沈黙
 - ***私たちの中にも潜んでいる「北朝鮮に対する不信感」(朝鮮蔑視)
 - ***「北朝鮮の核ミサイルが飛んできたらどうする?」
 - **あるべき9条積極肯定論:「21世紀だからこそ9条」
 - *** 21 世紀国際環境の確認
 - ****人間の尊厳の確立(尊厳を抹殺する戦争はあり得ない)
- ****脱パワー・ポリティックス(国際相互依存の進行によって戦争という選択肢はあり得ない)
- ***地球規模の諸問題の山積は有限の資源をそれらの解決に向けることを要求している(戦争に浪費する贅沢は許されない)
 - ****→「今こそ9条の出番」
 - ***「ポツダム宣言の嫡出子」という出発点の再確認
 - ****国家としての自衛権の否認(自然権としての国民の抵抗権は否定されない)
 - ***非武装(自衛隊は違憲)
 - ***非軍事の国際協力
 - **運動における問題点の整理
 - ***多数派形成の観点からの「一致点での共闘」
 - ***運動内部での「多事争論」
 - ***「北朝鮮脅威論」の清算→下記「朝鮮半島問題」
 - 一朝鮮半島問題
 - * 先決課題:「北朝鮮脅威論」の呪縛を解くこと
- **「拉致問題の解決なくして国交正常化なし」?
- ***いわゆる「拉致問題」は平壌宣言第3項(「日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問

題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとることを確認した。」)で解決済み。

- ***生存している被害者の帰国実現は、国交正常化交渉と切り離して扱う課題。
- ***南北交渉・米朝交渉に「ねじ込む」ことは許されない。
- **「北朝鮮の核ミサイルが飛んできたらどうする?」
- ***朝鮮の核ミサイルはデタランスではあるが、脅威ではあり得ない。
- ****「デタランス=報復する能力+報復する意思」
- ****「脅威=攻撃する能力+攻撃する意思」
- ***朝鮮はアメリカ(米日韓)の攻撃に対して核ミサイルで反撃する決意は断固としているが、 自らが地上の露に消える無謀な戦争を仕掛ける意思はない。
- ****「北朝鮮が核ミサイルを飛ばしたら一巻の終わり」: 日本全土が死の灰で覆われる。
- ****→「北朝鮮が核ミサイルを飛ばすまで追い詰められないように手立てを講じることこそが最上の策」
 - **「朝鮮は何をしでかすか分からない」?
 - ***朝鮮蔑視の裏返し:差別意識の克服こそが喫緊の課題
 - ***米日韓メディアの垂れ流す情報の影響力:情報源を多角化する地道な努力。
- ***金正恩が「何をしでかすか分からない」人間だったら、中朝、南北、米朝の首脳会談はそもそもあり得ない:日本国内の朝鮮に関する「常識」が如何に国際的「非常識」か。
- * (参考) ペリー元国防長官講演 (4月11日): 「4つの教訓」
- ①朝鮮が核開発するのは、自らの安全の保証を得ようとしているため。
- ②朝鮮は独裁国家だがクレージーではなく、体制維持のために合理的に行動する。
- ③イデオロギーにとらわれず、現実的に行動する。
- ④ 経済は重要だが、そのために安全保障を失う交渉はしない。
 - *認識問題:朝鮮半島で起こる戦争は確実に核戦争である。
- *三沢・横田・岩国・嘉手納に対する朝鮮の核ミサイル報復攻撃は確実に日本を死の灰で覆い尽くす。
- **日本を核の廃墟にしないための唯一の道は戦争を起こさせないこと。
- *日本がとるべき政策
- **アベ政治(日本会議)の朝鮮敵視政策の犯罪的誤りを批判し尽くす。
- ***朝鮮民族のプライドをなめてかかっている:「窮鼠猫をかむ」ことを想定に入れていない。
- ***「戦争が起こったら、日本はどうなるか」という問題を直視しない:「戦争できる国」作り(アラート、避難訓練等)に邁進するだけで、「核戦争となったらすべては終わり」という結果を

国民に対してひた隠しにしている。

- **韓国(文在寅)中国(習近平)ロシア(プーチン)の朝鮮半島政策を全面的に支持し、これに協力する。
- ***対米追随だった日本の立場変更は、米日 vs. 韓中露から米 vs. 韓中露日という国際政治上の構造の本質的転換を生み出す。
- ***日本がアメリカの戦争政策に協力しないことを明確にすることは、アメリカが朝鮮に対して戦争を仕掛けることを不可能にする(日本の基地提供・後方支援が確保できなければ、アメリカは戦争できない)。
- ○主権者・国民の政治責任
 - 一朝鮮半島に関する基本姿勢を正す。
- *私たち国民は、朝鮮半島を植民地支配し、敗戦後の南北分断に道を開いた日本国家の歴史責任 を負う主権者であることを肝に銘じなければならない。

- *日本政府が南北和解に資する朝鮮半島政策を行うことを担保することこそが主権者・国民の政治責任である。
- *平壌宣言に基づいて日朝国交正常化を実現することを約束する政権の成立を推進しなければならない。
- 一平和・安全保障に関する基本姿勢を正す。
- * 21 世紀世界の本質的特徴を正確に認識する。
- **国際相互依存の不可逆的進行は 20 世紀までのパワー・ポリティックス (戦争) を歴史的遺物 とした。
- **人間の尊厳の普遍的価値の確立は戦争を根源的に否定する。
- *パワー・ポリティックスに固執するアメリカに引導を渡すことは、アメリカの友好国を自認する日本の最大の責任である。
 - *曖昧を極める平和観・安全保障観を徹底的に正す。
 - *9条の基本(「ポツダム宣言の嫡出子))に立ち返る。
- **「憲法(9条)も安保も」「非核3原則も核の傘も」とする日本国民の平和観・安全保障観の 暖味さを剔抉する。
 - **日本会議の跋扈・跳梁を許す日本の思想的土壌を根源的に正す。
 - -アベ政治(日本会議主導政治)に引導を渡す。
 - *南北分断を固定化しようとするアベ政治
 - *アメリカに追随するアベ政治
 - *9条改憲を至上課題とするアベ政治
 - *日本会議を代表するアベ政治

2. 朝鮮半島情勢

- ○南北及び米朝首脳会談の開催の基本合意
 - 一南北首脳会談合意
 - *金正恩「新年の辞」
- **現下の情勢は、今こそ北と南が過去に縛られることなく、北南関係を改善し、自主統一の突破口を開くための決定的な対策を立てていくことを求めています。
- **今年は、朝鮮人民が共和国創建 70 周年を大慶事として記念し、南朝鮮では冬季オリンピック競技大会が開催されることにより、北と南にとってともに意義のある年です。…凍結状態にある北南関係を改善し、意義深い今年を民族史に特記すべき画期的な年として輝かせなければなりません。 **何よりもまず、北南間の先鋭化した軍事的緊張状態を緩和し、朝鮮半島の平和的環境を作り出さなければなりません。
 - **北と南が決心すれば十分朝鮮半島で戦争を防止し、緊張を緩和していくことができます。
 - **民族の和解と統一を志向する雰囲気を積極的に作り出すべきです。
 - *文在寅・トランプ電話会談(1月4日)
 - *平昌冬季オリンピックへの朝鮮ハイ・レベル代表団派遣(金永南・金与正)
 - *文在寅大統領特使代表団の平壌訪問と韓国が発表した報道文
- 1 南と北は 4 月未、板門店の平和の家で、第 3 回南北首脳会談を開催することにしており、これに向けて具体的実務協議を進めていくことにした。
- 2南と北は軍事的緊張緩和と緊密な協議のため、首脳間のホットラインを設置することにしており、第3回南北首脳会談以前に初の電話会談を実施することにした。
- 6 北側は、平昌五輪を機に作られた南北間の和解と協力の良い雰囲気を保っていくため、南側の テコンドー演武団と芸術団の平壌訪問を招待した。

-米朝首脳会談合意

*金正恩発言(2017年7月4日のICBM発射実験に関する朝鮮国防科学院報道):「米国の対朝鮮 敵視政策と核威嚇が根源的に一掃されない限り、われわれはいかなる場合にも核と弾道ロケットを 協商のテーブルに置かないし、われわれが選択した核戦力強化の道からたった一寸も退かない」

*文在寅大統領特使代表団訪朝の結果を踏まえて韓国が発表した発表文

3 北側は、朝鮮半島の非核化に向けた意志を明らかにしており、北朝鮮に対する軍事的脅威が解消され、北朝鮮の体制安全が保障されるなら、核を保有する理由がないという点を明確にした。

4 北側は、非核化問題の協議および朝米関係の正常化に向けて米国と虚心坦懐に対話できるという意思を表明した。

5 対話が続く間、北側は追加核実験および弾道ミサイル試験発射など、戦略挑発を再開しないことを明確にした。これと共に、北側は核兵器はもちろん、通常兵器を南側に向かって使用しないことを確約した。

- *韓国特使に託した金正恩のトランプに対する米朝首脳会談開催提起とトランプ即答
- *ボンベオ訪朝(3月30日-4月1日)と金正恩との会談

*トランプ・安倍首脳会談でのトランプ発言(4月17日):「我々はすでに極めて高いレベルで北朝鮮と対話を行った」

一評価:2017 年までの一触即発の未曾有の危機を根本的に解消するための大胆な行動に踏み切った金正恩、これに的確に対応して慎重かつ緻密に行動した文在寅、そして決定的チャンスを捕まえる、ビジネスマンとして培った直観的判断力を発揮したトランプ、以上三者のリーダ←シップが相まってはじめて実現した歴史的合意

○金正恩の国家戦略方針

- 一目的と手段
- *目的(至上課題):朝鮮国家体制の尊厳ある存立を確保すること

*手段(核デタランス構築):存立を脅かすアメリカに対抗する究極的選択+アメリカと対等に交渉するための条件整備

*目的と手段の関係:アメリカが朝鮮敵視政策を改めるのであれば、核デタランスは手段としての役割を終える。具体的には、休戦協定を平和条約で置き換えること及び米朝国交関係の正常化にアメリカが応じることが確約されれば、朝鮮は非核化に応じることができる。

- 「経済建設と核武力建設の並進路線」
- * (2013 年 3 月 31 日朝鮮労働党中央委員会全体会議決定):「自衛的核武力を強化、発展させて国の防衛力を鉄壁のように固めながら、経済建設にさらなる力を入れて社会主義強盛国家を建設するためのもっとも革命的かつ人民的な路線である」
 - *経済建設が主、核武力建設は従
- *米朝国交正常化の実現は、国連安保理の朝鮮制裁諸決議の終了、朝鮮の国際社会への完全復帰につながり、経済建設を推進するための国際環境整備につながる。「朝鮮の体制安全が保障されるなら、核を保有する理由がない」(韓国発表文第 3 項)は、こういう脈絡で捉えることができる。
 - 「言ったことは守る。守れないことは言わない。」
 - *他に外交カードを持たない朝鮮にとっての鉄則
 - * 1994年の枠組み合意& 2005年の 9. 19合意を破ったのは朝鮮?
- 一核デタランス構築までは外交封鎖
- *金正日が経験した苦い経験(米朝枠組み合意と 9. 19 合意の頓挫)を繰り返さない。
- *核デタランス構築の上は、強い立場で外交交渉に臨むことができる。
- * 2018年に入ってからのめざましい外交展開。
- ○今後の課題

- 一両首脳会談実現のための課題
- *トランプ政権
- **「最大限の圧力行使と関与(対話)」戦略
- **朝鮮の政権崩壊(交代)を追求しない点で、歴代政権と異なる。
- **金正恩の国家戦略方針を正確に認識して対応する能力があるか。
- **首脳会談実現に無条件(低いハードル設定)で臨む用意があるか。
- ***損得勘定的発想ですべてを判断するトランプの政治的資質という問題
- ***→意外にも朝鮮の立場・要求をわきまえて行動している。
- **国内:脆弱な政権基盤(トランプはアウトサイダーであること、議会中間選挙を控えていること、朝鮮を敵視する国内世論の存在、等々)を挽回する意図?
- **国際:対朝鮮戦略構築に当たって、韓(文在寅)中(習近平)露(プーチン)との協議を重視するか、日(安倍晋三)との協議を重視するか→今までは文在寅、習近平のアドバイスを受け入れて行動している。
 - *文在寅政権
 - **金大中及び盧武鉉の後継者としての自負と責任感
 - **「運転席」論
- ***明確なゴール(南北の和解と共存)と不明確なゴールまでの道筋(如何にアメリカをゴールまで誘導するか)
 - ***実績:米朝首脳会談開催基本合意取り付け
- ****課題:トランプ(政権)との戦略・政策のすりあわせ
- ***協調協力を期待できる中ロとブレーキをかけようとする日本(安倍政権)
- *両首脳会談の相互連関性
- **トランプ政権の動きによって牽制される南北首脳会談実現の可能性:クリア済み(?)
- **南北首脳会談が実現できれば、米朝首脳会談実現の可能性も高まる。
- 一米朝和解(平和協定締結と米朝国交正常化)と朝鮮の国際社会への復帰のために解決するべき 課題
 - *米朝直接対話か多国間協議か
- **「運転席」論の韓国の存在
- **朝鮮半島情勢に無関心ではあり得ない中露(朝鮮半島の非核化)
- *米韓合同軍事演習と朝鮮の核ミサイル実験
- **「双方暫定停止」「ダブル・トラック同時並行」を提案する中露
- **朝鮮:中露提案に異存なし。
- **韓国:国内コンセンサス実現という課題
- **アメリカ:軍部の強い抵抗
- *朝鮮半島の非核化実現か朝鮮の非核化実現か
- **朝鮮:低いハードル設定
- **中露: THAAD 問題
- *米韓軍事同盟(在韓米軍の撤退・撤収)問題
- **朝鮮:低いハードル設定
- **韓国:国内コンセンサス形成の難しさ
- **アメリカ: APR 戦略と在韓米軍の位置づけ
- **中露:アメリカの対中露認識如何
- *影の薄い日本
- **「拉致」問題解決という「場違い」な要求

- **条改憲実現のために「北朝鮮脅威論」を必要とするアベ政治
- **伝統的な「勢力範囲」論しかない対朝鮮半島政策
- **6者協議における妨害要因

(3) 脱原発について

5月9日「『避難弱者』を守れぬ原発避難計画で再稼働を許さない」

昨日の高知新聞15面の特集には、「大熊町震災記録誌」からの教訓で、原発避難計画が本当に 機能するかとの記事がありました。

行き先不明のバスで避難する原発から1.3kmの特別養護老人ホームの入所者たちは「動かすリスクが大きい」中で「国の指示だから」として避難した方たちの極めて残念な避難行動が抜粋されています。

そこを読みながら、「避難弱者」に書かれてあった中に、この老人ホームの避難行程の詳細が書かれた第4章-1「工場への避難という苦渋の選択」を思い出し、読み返す中「あわてて再度利用者と職員あわせて150人を乗せ、口から食事が摂れない人のために、経管栄養剤やお粥を作るために必要なカセットコンロ、布団をバスや福祉車両に積み、追い出されるかのように出発した」3台のバスがどのような過程を辿ったか、そして、「避難弱者」がどのように扱われたのかを考えさせられました。

この「大熊町震災記録誌」には、福島大学行政政策学類今井照教授が寄稿した「できたこと、できなかったこと」には「大仰に聞こえるかもしれないが、大熊町がこの震災記録誌を取りまとめ公刊することには世界史的な意義がある。できれば世界中の人に読んでもらいたい。一大熊町はその日早朝の 10 km圏避難を全町避難ととらえ、10 ~ 20km 圏の町民を含めた全町民を誘導している。ほとんど情報が遮断されている中で、いち早く町民の安全を確保しようとしたことは高く評価されるべきだ。自治体の最低限にして最大の使命は住民の安全と生命を守ることだからである。一国や県、あるいは上位組織に依存せずに、その場その場で決断することが求められる。これは住民も含め、日頃からの政策過程で習熟しておかなければならない技術なのだ。一復興には「生活の再建」と、地域という「空間の再興」との2種類がある。もっとも大事なのはそれぞれの人たちの生活を再建することだ。空間の再興を急がせることはない。むしろ急ぎすぎる空間の再興は身の丈に合わない過大な債務を背負うことになり、結果的に復興を遅らせてしまう。大熊町はそういう岐路に立たされている。」と書かれています。

ここまで苛酷な原発事故に対して無力であった避難計画や復興策から、私たちが何を学ぶか。真 摯に学べば学ぶほど、原発再稼働という選択肢はないことを痛感するべきではないでしょうか。

5月20日「国民の合意で、脱原発の実現を」

昨日は、「原発をなくし、自然エネルギーを推進する県民連絡会」総会の後のでは、海渡雄一弁 護士による「福島原発事故の真相究明から脱原発の国民合意へ」記念講演を聞かせて頂きました。

東電福島原発事故刑事訴訟に見られた東電内部の問題がもたらした「被告人武藤の指示により、 地震本部の長期評価に基づいて、津波対策を講じるべきとする土木調査グループの意見は採用され ないこととなった。このことは、それまで土木調査グループが取り組んできた10 に盤が襲来する ことにそなえた対策を進めることを意味していた。このことこそが、福島原発事故の決定的な要因」 であることを指摘されていました。

海渡弁護士は、火山噴火について、噴火数日前に前兆現象が見つかる可能性はあるとしたものの、「人間は避難できるが、使用済み燃料などを運び出すのは不可能だ。(火砕流で原発が被災し)放

射性物質が火山難民を襲うことになる」との危険性を指摘されました。

最後には、「問われていることは福島の悲劇を繰り返して良いのかという問い。に対して『原発を止める権限を持っているのは政府(エネルギー基本計画)・規制委員会(停止命令)・裁判所(原発差し止め決定)・国会(脱原発法の制定)・知事(再稼働不同意)である。裁判所に、そして、日本国民に問われていることは福島の悲劇を繰り返して良いのかという問いである。発電の手段はいくらでもあるのに、地震・火山・津波大国の日本で旧型の安全性の低い原発を再稼働することが許されない。』」ということ。

「原発の再稼働に反対する声は常に市民の多数は派となっている今や、原発を止められるものなら止めたいと言う思いは多くの国民の共通認識となった。ついにもんじゅの廃炉の方向も決まった。常に原発差し止めを支持する世論は市民の6から7割に達している。多くの市民の願いは、民主主義が機能している社会では、必ず実現するはずであるし、実現させなければならない。国の行政が正しく判断できなければ地方自治・県知事と司法がこれを正すべきである。」ということ。

そして、「知情意の結合こそが、要である。脱原発のために必要な第一の要素は、原子力ムラの 論理に打ち克つ知識を体得することである。第二の要素は、福島で起きた被害を肌感覚で知りこれ を繰り返してはならないと心で感じることである。第三の要素はこの闘いは勝てると言う確信を共 有することである。知情意の結合で、脱原発は、必ず実現できる。」というこなどを、参加者全員 で、肝に銘じて闘いを継続していくこと学び合いました。

7月4日「相変わらず原発を重要なベースロード電源に位置づける怪」

政府は昨日、2030年度の電源構成に占める原発の比率を「20~22%」にするとの政府目標を新たに盛り込むなど、原発を「重要なベースロード電源」と位置づける原発推進の姿勢を維持したエネルギー政策の中長期的な方向性を示す「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

一方で、再生可能エネルギーは、「主力電源化」をめざす方針を初めて打ち出し、30年度の電源構成に占める比率を「 $22\sim24\%$ 」にする目標としました。

しかし、原発比率「20~22%」を達成するには30基程度の再稼働が必要とされており、新規制基準のもと再稼働したのは9基で、さらに17基がそれに続くとしているが、地元同意の難航が予想される原発や、原子炉建屋の直下に活断層の存在が指摘される原発もあり、目標達成は「もはや絵空事」(橘川武郎東京理科大教授)と指摘されています。

また、原発の運転期間は最長60年と定められ、古い原発を建て替えるなどしなければ、原発はいずれゼロになるが、前回同様、計画では原発の新増設の是非に触れておらず、まさに「絵空事」にすぎないことを露呈しているとしか言いようがありません。

また、再生可能エネルギーは、海外では、30年時点でドイツは65%、フランスは40%の数値目標を掲げています。

こうした欧州諸国は、安価な電気を競争原理を働かせて融通し合うシステムを築こうとしている 一方、日本では、大手電力が送電線の空き容量がないとして、再生エネの接続を拒否する事例が相 次ぐなど、意図的に再生可能エネルギーの目標を抑制することが企図されているように思えてなり ません。

震度6弱以上の地震が、発生する「確率がゼロの所は全国のどこにもない」と言われるこの国は、 福島第一原発事故を再び起こすことのないように原発ゼロを前提にした「エネルギー基本計画」が 策定できるようにならなければなりません。

10月19日「四国も原発再稼働優先の太陽光出力制御か」

13,14日にかけて、九州電力が、太陽光発電の一部事業者に発電の一時停止を求める出力制御を全国で初めて行いました。

理由は、電力の供給が需要を大きく超える可能性があり、需給バランスが崩れて、北海道のブラックアウトのようなことを避けるためだと言うが、なぜ再生エネルギーの出力制御を図らなければならなかったのかということで、国民の疑念が大きくなっています。

まさに、その背景には九州で進む原発の再稼働があり、原発優先の結果であることが明らかになっているからです。

日本政府がまとめた新しいエネルギー基本計画で、再生可能エネルギーの「主力電源化」を打ち出したはずなのに、太陽光発電の出力制御はこうした流れに逆行するものではないでしょうか。

九州電力では、本来なら風力まで加えると 1000 万 KW (九電の最大発電量は、春・秋は約 1000 万 KW、夏は約 1500 万 KW) を超える量を再生エネルギーだけで発電でき、年間のほとんどの時期を再生エネルギーだけで賄えると言われています。

それでも、原発再稼働を優先する九電の姿勢に大きな批判の声が上がっています。

それに続く形で、四国電力も、管内の太陽光と風力発電設備の最大出力は、8月末時点で太陽光236万キロワット(前年同期比19万キロワット増)、風力23万キロワット(同4万キロワット増)にのぼっている中で、これまでのペースで発電設備の設置が進めば、来春電力需要が下がる春の休日にも太陽光だけで需要に迫るケースが起こり得ることから、太陽光と風力発電の一部事業者へ一時的に発電停止を指示する「出力制御」を行う可能性があることを15日に、明らかにしました。

まさに、再稼働準備を進めている伊方原発3号機の発電量が優先されることが背景にあるのだろうと思われますが、四国内の住民はそのことを望んでいるものではないということを四電はしっかり受け止めてもらいたいものです。

11 病院企業団議会での調査研究について

11月29日「高知医療センター、厳しい経営環境でも必要な職員は適正配置を」

26日開会の高知県・高知市病院企業団議会定例会に、出席しました。

議会では、3億4500万円の経常黒字となる2017年度決算議案を認定しました。

昨年11月には、患者支援センターを開設したことなどから職員を30人増やしたこともあり、人件費が増加したものの7年連続となる黒字を確保したこととなりました。

議員の中には、人件費の抑制を求める意見もあったが、私は、決算審査意見書では医療事故減少を求められていることからも、そういう事態を回避するためにも職員の働き方改革は必要であり、そのための業務量に応じた職員の配置は今後も必要であることを求めておきました。

また、知事部局などで不適正報告や法定雇用率未達成の状況が明らかになっている障害者雇用については、現在でも法定雇用率2.5%を達成する定数9名に対して8名であることと障害者手帳の有無が確認されていることの報告がありました。

そして、18年度末に閉館することが決まっていた宿泊施設「ドナルド・マクドナルド・ハウスこうち」は、施設を所有する公益財団法人から無償で譲り受け、19年度以降は同センターの付属施設として企業団が運営し、これまで主な対象だった病気で入院する子どもや付き添いの家族らのほか、成人患者やその家族らも滞在できるようにすることが正式に報告されました。

今後、消費税引き上げなどによる厳しい経営環境も想定されるが、そのしわ寄せを職員の処遇改 悪や患者さんへの医療サービス後退につなげないように公的病院の果たす役割をチェックしていき たいと思います。

2月19日「高知医療センター厳しい経営状況に、果たすべき高度急性期機能の徹底分析も」

昨日は、高知医療センターを運営する県・市病院企業団議会2月定例会が開かれ、10億960

0万円の赤字となる2019年度当初予算案を可決しました。

入院患者数の減少で医業収益が減る傾向にある中、収入は前年度比2837万円増の235億5100万円だが、支出は、抗がん剤など高額薬品の使用や職員数は12人減少したが、医師を3人増やしたことなどから、給与費が増え、統合情報システムの減価償却が始まることなどから6億9700万円増の246億4700万円にのぼることから、2年連続の赤字予算となります。

議案の審査過程では、このままでは内部留保も数年で底を突き、資金ショートに陥るのでとの懸念や、経営計画や収支改善策の見通しをきちんと示すべきとする声があがり、中には、議会として承認するにも附帯決議を附した上で、採決すべきとの意見などが出されました。

昨年12月に就任したばかりの山本企業長は、「人口減少ペースよりも減少率が高い中で、現状を極めて重く受け止めている。長期的には、高度急性期の医療機能として、診療科毎に分析したり、どこまでの量的な体制が必要なのかなども検討したい。当面は、待ちの姿勢でなく、地域の医療機関と医師間の連携を強め、紹介患者を増やす。医療の質を保ちながら、給与費や材料費などの支出をゼロベースで見直し、将来的な経営の安定化に道筋を付けたい」と述べました。

私からは、「患者の紹介についても、医師任せにするのではなく、企業長として前職(県健康政策部長)で培ったネットワークを活かした役割を果たせる仕組みを作るべきではないか。さらに、人件費削減をゼロベースで見直すとしているが、高度急性期の医療機能として、診療科毎に分析したり、どこまでの量的な体制が必要かということと連動するはずなので、そこを抜きに、人員体制を縮小するということにはならない。働き方改革が言われる中、そのことはしっかり踏まえるべき。」と指摘するとともに、「患者が減少している背景に、議会毎に報告される医療事故についても看過できない面があるのではないか。起こしてはならないし、起こした場合に真摯に向き合う姿勢が必要。」ということについても指摘しました。

しかし、企業長も少し述べられた「県民が、健康面でしっかり備えている傾向もあるのではないか。」という視点もあるのであれば、そこはしっかり分析する必要があるのではないかと思われます。

いずれにしても、全国で16県が医師少数県となることが大きく報道される中、医師の地域間の 偏在格差が生じている以上、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革なども含めた取り組みと 患者さんが真に求める医療機能と医療の質をバランスよく提供していけるよう取り組んでいく必要 があります。

12 ルネサス高知工場承継の調査研究について

5月25日「知事の言う『戻ってこられる選択肢』とは」

今朝の高知新聞一面で「ルネサス高知 承継困難に」「150人超県外必至」との見出しが踊りました。

従業員の雇用をそのまま引き継ぐ形を前提に、売却先を探してきたが結果を出せないままに5月 末を迎えようとしています。

昨年12月定例会において、私の質問に対して、知事は「何としても承継先の確保、こだわるべく努力をしていきたいとそのように考えています。山形でもギリギリの段階でしたのでね、高知でぎりぎりの段階まで何としても我々として結果を出すべく努力を重ねたいとそのように思ってます。」と答弁し、2月定例会でも、知事は提案説明の中でも、「現時点では、まだ承継先の確保には至っておりませんが、ルネサス社の活動状況をしっかりと確認しながら、本年5月末までに承継先を確保できるよう、最大限の努力を重ねてまいります。」との姿勢を示していました。

記事では、23日の記者会見で知事は「(県外転出した人向けに)また戻ってこられるという選

択肢を示していくことが大切だ」と言及したとされているが、可能なのかどうか疑問を抱かざるを えません。これまでに「結果を出すべく努力する」と繰り返してきた知事は、どのような「選択肢」 を持ち合わせているのでしょうか。

私は、個人的にも親しくつきあい、地域でともに活動して頂いた有為な人財を失います。

それぞれの従業員にとって、高知でもっと働きたかったの思いは強いものがあるだろうと思います。

知事の決意を現実のものにしていくために、我々にもできることが何なのか議会としてもしっか り向き合っていきたいと思います。

6月1日「ルネサス高知工場閉鎖後の展望を示すように」

昨日、ルネサス社高知工場の集約、閉鎖することに伴い、「ルネサス社は、高知工場の譲渡先の確保に努め、県はこれに協力すること」、「ルネサス社は、第2棟用地を県に無償で譲渡すること」、「県は、第2棟用地を県指定の工業団地とし、企業立地に努力すること」、「ルネサス社と県は、これらを通じて高知工場の従業員の雇用継続に努力すること」などについて、合意していた県、ルネサスエレクトロニクス株式会社及びルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社の間において平成27年12月に合意していた和解契約が、5月31日付けで高知工場が集約、閉鎖することに伴い、終了することの連絡があったことが、昨夜以来マスコミで報道されています。

なお、本契約が終了しても、譲渡、承継先企業の確保を引き続き、目指すことが書面にしめされていました。

県によると、協力企業を含めた従業員約330人のうち、約160人がルネサスグループの県外拠点の茨城、愛媛、熊本に異動しており、約130人が県内での再就職を希望しているが、内定者は5月30日時点で約40人にとどまっているとのことです。

尾崎知事は「雇用の確保を第一に全力を挙げる。地元経済への影響を緩和するため、ルネサス社との協力関係の下で、承継企業の確保に努めたい」と述べたとされていますが、先日の記者会見で「(県外転出した人向けに) また戻ってこられるという選択肢を示していくことが大切だ」と言及したことも含めて、どこまでの可能性があるのか、情報が共有されにくい課題だけに、懸念は募るばかりです。

県外で、慣れない職場、生活、高知に残した家族への不安・心配を抱えながら働く皆さん、県内での再雇用が決まらない、決まっても新しい雇用環境に不安を抱えられている皆さんに対して、県と経営者の責任を果たしてもらいたいものです。

9月29日「ルネサス高知売却も、雇用と一体とならず」

昨日のネツト上の情報の詳細が、今朝の高知新聞一面に報道されました。

5月末で閉鎖したルネサスエレクトロニクス子会社の高知工場が、コットン製品製造・販売の丸 三産業(愛媛県)に売却が決定したということです。

しかし、県などがこれまでもこだわってきた従業員の雇用と一体的な工場承継の実現とはなりませんでした。

丸三は建屋の改修を経て、新たな製造ラインで来年夏ごろから生産を始め、段階的に稼働率を上げ、フル操業時には、 $90\sim100$ 人程度の雇用を計画しているということだが、その雇用条件などは明らかになっていないので、例えば再就職先の決まっていない約60人や県外拠点に異動した方々の再就職先となるのかは、全く不明であります。

そんな中で、知事は「多くの元従業員が就職され、高知に帰ってこられるように取り組みたい」などと安易に強調するのは如何なものかと思います。

これが一日前の情報なら、質問で取り上げておきたい課題だったと言えますが、質問通告後の情

13 動物愛護の調査研究について

4月9日「犬・猫の『殺処分ゼロ (ノーキル)』から『殺処分減 (ローキル)』を考える」

「県動物愛護教室から命を考える会」が主催した犬猫の保護活動の在り方を考える講演会「殺処分ゼロ運動ってなんだ? 逃げない動物愛護とは」が3月下旬に開催されましたが、その内容が4、8日付け高知新聞に連載されていました。

是非、聴講したかったのですが、丁度東京出張で、聴講できなかったので記事を読ませて頂きま した。

動物保護施設「アーク」(ARK=アニマル・レフュージ・関西)を開設されているエリザベス・オリバー理事長は、ノーキルシェルターの抱える課題も踏まえて「殺処分ゼロは不可能で、少数の殺処分を認める「ローキル」がいいと思う。」「シェルターや愛護センターから動物を出す時に、ちゃんと不妊去勢しているかだ。してないと、1匹出したら、猫は1年後、十数匹に増えかねない。不妊手術は病気予防にもつながる。行政は登録の時、不妊去勢済みなら割引するなど、普及策を考えてほしい。」と指摘されています。

神戸市を拠点に早期不妊手術普及に奔走する「アニマルレスキューシステム基金」の山崎ひろ代表は、「僕は安楽死を積極的に勧めるわけではないが、(供給の)蛇口を止めなければ絶対にゼロは無理。殺処分ゼロ達成のトリックに気付いてほしい。手術浸透率が70%を超えると繁殖は劇的に減るんです」と述べられています。

まさに、これらの指摘を踏まえると、県の行う「川上対策:センターに入ってくる犬や猫を減らす取り組み(動物愛護及び適正飼養の普及啓発。不妊去勢手術の推進)」「川中対策:施設の収容能力自体をあげる取り組み(猫舎、犬舎の設置)」「川下対策:収容された犬や猫をできるだけ多く譲渡などする取り組み(猫の譲渡開始。譲渡ボランティア制度の開始)」の中でも、今後も「川上対策」施策の拡充を図るべきことを繰り返し訴えていきたいと思うところです。

そして、基本構想が取りまとめられた「こうち動物愛護センター (仮称)」では、そのことにウエィトをおいた施設となるような、さらなる検討を重ねて頂きたいものです。

5月30日「県動物愛護センターが注力すべき機能は」

昨日は、高知県動物愛護教室から命を考える会の主催で開催されていた「Dr.Jeff ジャパンツアー 2018」に参加してきました。

平日の17時からの開催にもかかわらず、県内外の獣医師さんや動物愛護に関わられている方などを中心に130名ほどという参加者の多さに、わざわざ高知でこのような貴重な講演会を開催して頂いたことに Dr.Jeff や「考える会」の関係者の皆さんに感謝です。

3月にも「考える会」が主催した犬猫の保護活動の在り方を考える講演会「殺処分ゼロ運動ってなんだ? 逃げない動物愛護とは」が開催され、その時に「アニマルレスキューシステム基金」の山崎ひろ代表の「(供給の) 蛇口を止めなければ絶対にゼロは無理。殺処分ゼロ達成のトリックに気付いてほしい。手術浸透率が70%を超えると繁殖は劇的に減る」とのことなどを踏まえて、お聞きした Dr.Jeff のお話は、非常に説得力がありました。

ノーキル(殺処分ゼロ)の影に何があるのかを国外の実態も含めて分かりやすくお話し頂き、動物にとっての「5つの自由①飢えや渇きからの自由②不快からの自由③痛み、外傷や病気からの自由④恐怖や苦痛からの自由⑤普通に本来の行動する自由」は、人間が管理しているすべての動物に対して与えられなければならないといことを踏まえた取り組みの大切さを繰り返し主張されていま

した。

きちんと不妊・去勢手術をすれば3~5年で効果はでることなども含めて、不妊去勢手術の推進 や動物愛護及び適正飼養の教育、法律・制度による規制などの行動を取れば、ペットの過剰繁殖を 止めることはできるとの確信とその裏付けのもとにフロアーからの質問にも丁寧に答えられていま した。

私も、高知県における動物愛護センターに、特に力を入れて備えるべき機能は何かという質問をさせて頂きましたが、お答えは「それは、極めてシンプルです。」と切り出された後に「積極的な不妊・去勢プログラムと人間に対する教育プログラムです。『5つの自由』を踏まえた取り組みを続ければ、人々は認めてくれるし、社会や人間、動物、獣医にとっても、よいセンターとなる。」と述べられましたが、そのことを最優先に愛護センターの構想を詰めていかれるよう今後の検討に注視していきたいと思います。

14 自転車行政の調査研究について

5月31日「障がい者、歩行困難者もタンデム自転車で公道走行へ」

今朝の高知新聞に「二人乗り自転車解禁へ」とタンデム自転車の公道走行が年度内にも可能になる方向で準備がされているとの記事があります。

2月16日のこの欄で「安全性を考慮した上で、障がい者の社会参加への新たな可能性の拡大や 誰もが楽しめるサイクリング文化の普及に向けて、公道走行可能にするための検討が行われる」こ ととなったことを書かせて頂きましたが、いよいよ走行会が開催されるなど具体的になりました。

平成23年2月定例会で、「サイクリングによる旅の誘致を図る際に障害のある方にも参加してもらえるように」ということでタンデム自転車の公道走行の可能性について質問したときには、「タンデム自転車の公道利用については、観光振興の観点に加え視覚障害の方や歩行の困難な方の交通社会への参加といったメリットが考えられる反面、小回りがきかないことや駐輪場の問題など通常の自転車と異なる特性がある。タンデム自転車の公道走行を解禁している県は、平成22年10月1日現在で長野、兵庫、山形、愛媛、広島の5県となっており、その他の都道府県では公道での利用を制限している状況である。高知県道路交通法施行細則を改正してタンデム自転車の公道での利用を可能にすることについては、今後のタンデム自転車の普及状況や全国の状況、県民からの要望などを踏まえて道路管理者を初めとする関係機関、団体とも協議の上、検討していきたいと考える。」との答弁がされてから、7年が経過しました。

昨年も、質問機会度に、タンデム自転車の公道走行検討について、質問するかもしれないと検討 の加速化を促していましたが、やっとここまでに至ったとの感です。

ただし、自転車による交通事故も後をたちませんので、県警交通企画課も「運転になれるまでは 公道以外で練習するなどして、安全に気をつけて」とコメントされているように、公道での走行可 能になったとしても、くれぐれも気をつけて頂きたいと思います。

9月24日「『タンデム自転車』で優しい自転車乗りに」

第43回中国四国サイクリング高知県大会が香南市を中心に開催されました。

今大会では、サイクルトレインを夜須駅から奈半利駅まで走行させたり、この大会にあわしてというわけでもありませんが、高知県では9月1日から道路交通法施行規則の改正によって、「タンデム自転車(2人乗りようとしての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車)」が公道を走行できることとなったことから、タンデム自転車での参加者もありました。

開会式では、このタンデム自転車に乗って登場するという場面もありましたが、その前にも、宿

泊先から開会式会場のヤッシーパークまで、約4キロをベテランのパイロットにリードして頂いて、 少し慣らし運転もさせて頂きました。

息を合わせながら運転するということが大事であるということを実感させて頂きました。

タンデムの公道走行については、7年前に議会質問で取り上げて以来、検討を迫っていましたが、 昨年12月、県市長会が公道の走行解禁を要望したこともあって、県公安委員会が今年8月に同細 則を改正したもので、全国21府県目で四国では愛媛に次いで2県目となっています。

ただし、すぐに公道に飛び出すのではなく、タンデムの特徴を熟知し、充分に練習をしたうえで、 利用して頂きたいと思います。

タンデム自転車は、普通自転車ではありませんので、普通自転車なら通行できる場所が、タンデムでは、通行できない場合があります。

「発進時や横風を受けた場合に不安定になりやすい」「ホイールスペースが長いため、小回りが利かない」「重量が重く、ブレーキ効果が弱い」「駆動が二人分のため、高速になりやすい」などを体感した上で、安全に利用して頂きたいと思います。

そして、一人で自転車に乗ることができない視覚障害者の方などでも、自転車の楽しさに触れることができるものですので、利用しながら歩行者のことも考える人に優しい自転車乗りになって頂きたいと思います。

11月8日「信号機のない横断歩道を通行する際にこそ」

今朝の朝日新聞社会面に「横断歩道に人 止まってますか」との見出しで、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしているところで、一時停止しない車などによる「歩行者妨害」件数が増えており、昨年は全国で過去最多の約14万5千件が記録されていることが報じられています。

私の事務所前にも、信号機のない横断歩道があり、通学路としている子どもたちが、止まってくれない車を前に、しばらく立ち止まっている様子が見受けられます。

信号機のない横断歩道を通行する際には、「横断歩道を渡る、または渡ろうとする歩行者がいる時には横断歩道の手前で一時停止」「横断歩道に近づくときは、直前で停止できるスピードで走行する」というルールが道交法で定められています。

JAFの調査では、一時停止している車の割合は全国平均で8.6%に止まっていますが、本県はさらにその半分の4.2%と全国ではワースト12位となっています。

全国の交通事故そのものは、07年から約43%減少していますが、信号機のない横断歩道で歩行者が巻き込まれた事故に限ると07年から約13%の減少に止まっているのです。

JAFの運転者に対するアンケートには「信号が多いうえ横断歩道で止まってたら渋滞しちゃってしょうがないんじゃないでしょうか?」「横断歩道に歩行者が待っているのを見て停止すると、右側をスピードを上げてすり抜けるドライバーが時々いる。自分が止まったために大惨事を招いたのではたまらない」などの声もありましたが、何を優先すべきか、そして優先するために日頃からどのような運転をしなければならないかを自動車の運転をされる全ての方が、全員心して頂きたいものです。

15 バリアフリーツーリズムの調査研究について

6月26日「バリアフリーのためには『できない理由』より『どうやったらできるか』を考える」 昨日は、県が本年度から取り組み始めたバリアフリー観光推進事業の第一回座学研修会に、参加 させて頂きました。

6年前から4度、本会議でとりあげ、一昨年にはバリアフリーツーリズムの先進地視察も行って

きたバリアフリー観光の推進が本格化してきたように思います。

高知県では誰もが安心して楽しむことのできる高知県観光を目指して、バリアフリー観光の推進 に取り組んでいくこととしています。

今年度は、県内観光関連施設のバリア情報やバリアフリー情報の収集と蓄積を目的とした現地調査を予定しており、バリアフリー旅行の豊富な経験とノウハウを持つ近畿日本ツーリストクラブツーリズムの地域交流部長渕山知弘を講師に迎え、日ごろから観光案内に携わる方を対象に、講演に加え、疑似体験や他県での取り組み状況の紹介をいただくことで調査方法を学ぶ研修会でした。

最初に、「ハードがだめでもハートで受け入れユニバーサルツーリズム」と題した講演を受け、その後、アイマスク着用で、視覚障害者擬似体験、車椅子サポート法なども体験させて頂きました。 防災における避難行動要支援者の介助でも使われるけん引式車いす補助装置 JINRIKI (ジンリキ) も、体験させて頂いたが、非常に使いやすく緩やかな階段なら慣れれば使えることもできれば、多様な使い道があることを感じさせて頂きました。

最後に、何のための調査か、集めた調査データをどのようにアウトプットするのかなどのアドバイスがされました。

ユニバーサルツーリズムを進めるには、「できない理由」を考えるより、多少のバリアはソフトと工夫で解消できることが、いろんな事例から明らかになったことからも、「どうやったらできるか」を考えるところから始まることを、再確認させて頂きました。

これからは、宿泊施設、観光施設、交通機関・施設が現地調査に取り組むが、ぜひ、「できない理由」より、「どうやったらできるか」を考える姿勢で調査し、バリアーをどんどん解消して欲しいものです。

それは、すべての人が暮らしやすい、楽しみやすい、街と観光施設になるはずですから。

16 化学物質過敏症対策の調査研究について

4月23日「『香害』をなくすための規制と配慮を考えよう」

昨日の午前中は、丸の内緑地公園で開催されているアースデイに参加してきました。

昨年に引き続き化学物質過敏症の問題について啓発しているブースで「ゆるゆる仲間の会」のみなさんと意見交換をさせていただきました。

最近は、高知新聞夕刊でも「その香り必要?」と題して「香害」について週一回連載されていま すので、ブースに立ち寄られる方も多いようでした。

一年前の出会いをきっかけに、行政の対応について議会質問で取り上げて、化学物質過敏症に悩まれている方々と行政の向き合い方について、少しずつ変わってきていることもあるようですが、まだまだ緒についたばかりで、けして十分な対応ができているとは言えません。

しかし、市内小学校でも、この問題で、登校できない生徒さんがいらっしゃることも聞きますし、 これから農薬散布が始まる時期を控えて、その散布にあたって最大限の注意を払い、事前の対策に ついての申し入れもなされています。

昨年、埼玉県加須市の小学校で、農薬成分が体育館内に流入し、授業中の児と教師が被曝し、うち4年生6人が、頭やのどの痛み、咳や手の痺れを訴え、病院に搬送されたという農薬散布による事故も発生しています。

周辺で否が応でも晒されることもある「香害」によって、安心して学校で学ぶことができない生徒や職場で働きづらくなっている方々の暮らしやすさを確保するために、国や自治体は調査・規制を図り、化学物質過敏症患者を増やすことのないようにしていかなければなりません。

17 森林林業問題の調査研究について

6月24日「新たな森林管理システムと課題」

「高知県緑の環境会議総会」の記念講演「新たな森林管理システムと課題」について愛媛大学泉 英二名誉教授から、先月成立し来年4月に施行される森林経営管理法の問題点を明らかにしていた だくなど非常に参考となるお話を聴かせて頂きました。

この間も、新法の内容についていろいろとお話を聞く機会がありましたが、所有者に課せられた 責務や経営管理権の市町村に委託し、林業経営者に再委託される過程の中で現れる課題等について、 強権的な仕組みが行使されることがあってはならないことなどの指摘を始め、施行にあたって注視 すべき課題を提案頂きましたので、これらについて議会としてもチェックしていきたいと思ったと ころです。

11月12日「『森林経営管理法』で高知の森林保全は可能か」

昨日は「こうち山の日」ということで、高知新聞では来年4月に施行される森林経営管理法について、県内市町村や有識者の声を取り上げて特集を組んでいました。

記事では、法について「スギやヒノキなどの民有林の荒廃防止を目指した森林経営管理法が来年4月に施行される。適切な手入れがされていない山林を市町村が山主から預かり、民間業者に経営を任せることができるという仕組み。」と紹介しています。

高知新聞社が、県内34市町村を対象に行ったアンケートでは、31市町村が新たな業務を推進するに当たって「不安」「少し不安」、30市町村が林業担当職員の数を「不足」と答えています。

不安の理由としては「人材、ノウハウ不足」「事務量が増加し負担が大きい」「所有者の理解が得られるか」「今後の木材需要の先行きが見通せない」などの声が寄せられています。

林業担当職員数の不足については、6月定例会で我が会派の橋本議員が質問する中で、「市町村の体制の現状は、昨年度末で林業専任の職員数がゼロの市町村が半数以上で、専任職員の数は31人、そのうち林業技術者は4人」となっていることが明らかにされており、その脆弱さ故の今後の「意欲と能力のある林業事業者」が管理する森林以外の市町村管理も含めた対応などへの「不安」をどう払拭していくかは大きな課題となっています。

また、紙面で「極めて強権的な法」だが「成立した以上は善用」を指摘されている愛媛大学泉英二名誉教授のお話を6月に「高知県緑の環境会議総会」の記念講演で聞かせて頂く機会があり、その際にも所有者に課せられた責務や経営管理権の市町村に委託し、林業経営者に再委託される過程の中で現れる課題等について、強権的な仕組みが行使されることがあってはならないことなどの指摘を始め、施行にあたって注視すべき課題を提案頂いていたところでした。

それだけに、この法律が、一部収益性の高い森林管理の委託を受ける林業経営体の収益効率を求める方向性のみに走るのではなく、高知の森林林業の振興と森林の持つ多面的な機能を維持・保全されるものとして「善用」されるのかどうか見極めていきたいものです。

18 議会のあり方の調査研究について

(1) 若者と議会活動

7月23日「若者の声を刺激に」

昨日は、今回で8回目となる「若者と議員の座談会」に出席してきました。 私は、8回中今回が7回目の参加で、毎回刺激を頂いています。 今回は、県議会から4名、高知市議会から5名の計9名が参加されました。

せっかくの機会ですので、もっと多くの議員さんに参加して頂きたいと、いつも思うのですが。 今回も高校生や大学生、公務員を目指している若者などの率直な意見を聞かせて頂きました。

私は、高知市議会市民クラブの岡崎邦子市議と一緒のグループで、「政党や会派について」「今の国会の審議状況について」「選挙年齢が18歳に引き下げられたことは歓迎するが、成人年齢まで引き下げたことには違和感がある」「児童虐待への取り組みは?」「委員会って?」「知事と議員の関係は?」「議員のヒエラルキーは?」「災害対策に力を入れるのは分かるけど、県民は他人事になっているのでは?」「高知は華やかさでは都会に勝てないのだから、高知らしさを売り出せばよい」「でも、遊べるところがもっと欲しいという気がする」「若者が野外活動ができる場を欲しい」などなど時間が足りないくらいやりとりがされました。

そんな中で、私たち議員が、皆さんに情報発信するとしたら、どんな手段がよいかと聞いたら、皆さんがツィッターと口を揃えられていました。

こちらから聞きたいこともたくさんありましたが、やはり、この場に出てこられる方は、毎年感じるのですが、政治に関心を持たれている方が多いので、若者の皆さんがたくさん喋って下さったので、聞く暇あまりありませんでした。

グループデイスカッションが終わった後は、記念撮影、さらには県議会議事堂に移動し、議会事 務局職員から県議会のいろいろについて説明を受けられました。

彼らに、分かりやすく伝えていくと言うことをこれからも心がけながら、繋がっていけたらと思います。

(2)議会改革について

7月2日「県議として頂いた報酬・政務活動費は議員活動でお返しを」

県議会では、今日付で公開される昨年度の「政務活動費」と昨年1年間の「議員所得」について、 今朝の新聞で報道されています。

私の所得(1046万円)が、議員報酬だけの方(1032万円)より多いのは、県・市病院企業団議会報酬、県海砂利対策連絡協議会委員報酬、そして市町村議会議員研修会で、防災関係の講師を務めさせていただいた際の講師謝金などが含まれていることによるものです。

それにしても多額の報酬を頂いているわけですから、県民の皆さんのために全力で頑張らせて頂かなければと意を新たにしているところです。

また、個人の政務活動費168万円は、未執行分75.7万円を返還し、55%を使用させて頂きました。県民の会会派8人分からは206万円余の返還を行っています。

なお、私の活動報告は54頁に及ぶ量で、目を通して頂くのも大変な量かとは思いますが、おかまいなければ、お目通し頂ければ幸いです。

日頃からホームページを通じた情報発信を行っていますが、議員として行った活動、調査で得られた情報などについては、今後も可能な限り県民の皆様にお返ししていきたいと思いますので、

9月26日「議会は県民への公開が大前提の中継を」

昨日の高知新聞朝刊一面に「議会中継県内で拡大」との見出しで、インターネットなどを活用し、 議会を中継する動きが高知県内で広がってきたことが報じられています。

本会議の中継は、当然だが、私が県議会でこだわってきたのは、常任委員会の中継です。

本会議以上に、詳細にわたって、付託議案や報告事項の審議が行われるのであるから、関心のある県民にとっては、議場まで行っての傍聴をしなくても、自宅で居ながらにしての傍聴をしたいと

思うのは当然です。

私は、これまでにも県議会議会運営委員会で、機会ある毎に指摘をしてきました。

当時のブログで、「県議会は、県民が常にあらゆる手法で開かれていなければならないし、県内どこに住んでいても、できるだけ容易にアクセスできる機会が必要なはずです。導入を前提に条件整備の議論をするならまだしも、「導入するなら、公平性を期するため発言回数や時間を制限する必要がある」とか「自由闊達な議論ができなくなる」との理屈は、導入しないための理屈に過ぎないと思われます。」と記述しています。

昨日の記事には、「委員会も公開を」との見出しで、「そもそも公費を扱う議会は公開が大原則。 ある県幹部は「見られて困ることはない。たとえ執行部がボコボコにされても…」。」と書かれて います。

このような声がある中、いつまでも、常任委員会の中継を拒んでいる議員の皆様、県民にそっぽ を向かれかねません。

私たちの活動を有権者に公開する、そして、支給される費用弁償が県民から批判されることのないような制度であってこそ、県議会への信頼が得られるのではないかと思います。

1月18日「県民の皆さんの期待に応えられる活動目指して」

16日付の高知新聞に、高知新聞社世論調査の詳報が掲載されていました。

尾崎県政に対する評価とともに、「県勢浮揚へ視線厳しく」との見出しで、県議の活動に対する 評価などの調査結果も出されていました。

「不満」を持つ人が「大いに」 9. 5%と「やや」 39. 4%を合わせ、48. 9%に上っており、不満と答えた人に聞いた理由では、「活動が見えない」が 61. 3%で突出していました。

私自身も、活動を見て頂くためにも、県政かわら版の発行や県政意見交換会を開催し、ホームページやブログ、フェイスブックなどをツールとした情報発信を行ったりしてきたが、まだまだ不十分と戒めながら、県民に認識して頂く活動を展開していかなければと肝に銘じているところです。

ただいま現在、HPのアクセス件数284,771件、ブログのアクセス件数83,420件、 県政意見交換68回、県政かわら版58号を数えていますが、後6回の県政意見交換会を予定し、 県政かわら版も第59号の発送準備に取りかかっています。

これからも「見える活動」を心がけ、次いで「県民の思いを十分に代弁していない」21.3%、「政策の提案力が弱い」13.0%、「執行部に対するチェック機能が弱い」3.2%という評価を克服するために頑張っていきたいと思います。

3月22日「県議会活動の量と質の『見える化』を」

今朝の高知新聞21面に「県議 議会活動の姿は」との見出しで、県議会会議録を分析し、県議 の発言量ランキングと「特徴語」から、とかく「見えにくい」と言われる地方議員の活動の見えて くる一端についての記事が掲載されています。

「特徴語」は、本会議の一般質問で使った全ての単語を分析し、一人の議員が多く使っていて、他の議員があまり誓っていない単語ほど高い得点を付けランク付けしたとのことで、私などは一度だけ質問で取り上げた「化学物質過敏症」や「アーツカウンシル」が上位に入っているのは、他の議員が一度も取り上げたことがないことの影響だと思います。

また、発言量ランキングでは、常任委員会での最も発言文字数の多かった年で比較されており、37人の議員中6番目となっていました。

記事にもあるように「常任委員会は、時間配分やシナリオのない自由討議で行われる。執行部の 議案をチェックする"主戦場"」といえる常任委員会では、「中には持論を長々と述べたり、冗長 な質問を繰り返したりする」ことも反映されている「発言量」のみの比較ではなく、その質と審議 態度を知ってもらう意味でも常任委員会のインターネット中継は。ぜひ実現したいものです。

このことについても、議会改革の中で、しっかりと訴え続けていきたいと思います。

しかし、今回、このような調査結果が公表されたことは、県民に少しでも議会活動の一端を見て 頂けることによって、より県政に関心を持って頂ければと思ったところです。

(3) 県政意見交換会で交わした御意見

9月17日「第67回意見交換会で頂いた貴重なご御意見踏まえて」

昨日は、20人を超す皆様に、第67回県政意見交換会にご参加頂きました。

9月定例会の補正予算説明や議論となるであろう課題について説明させて頂くとともに、10月2日の質問で取り上げたい課題である①南海トラフ地震対策について②会計年度任用職員制度について③障害者雇用について④生きづらさを生きやすい環境にすることなどについて、提起させて頂きました。

意見交換では、お二人の方から、次のような5点にわたっての御意見を頂きました。

- ①21号台風、北海道地震に見られる大停電を繰り返さないために、再生可能エネルギーでまかな う高知県として打ち出すべきではないか、そうすれば賛同する企業も高知に誘致できるのではない か。
- ②仮設住宅が不足している状況をどのように解消しようとしているのか、県の姿勢が一向に見えない。
- ③はりまや町一宮線の工事再開をせず、そこに充てる県の財源は南海トラフ地震対策に充てよ。
- ④四国新幹線整備を求める声があるが、必要なのか。
- ⑤同意を求める形の「避難行動要支援者名簿」のあり方では、助けるべき命は助けられない。個人情報保護より命が優先するのだから、拒否しない限り名簿に登載して、共有すべきではないか。

以上の質問に対して、私の方からは

- ①昨年の9月定例会での質問でも、再生可能エネルギーによる地産地消の電力供給システムを求めてきたが、今後も求め続ける。
- ②今回の質問に取り入れる予定である。
- ③基本的には、求める姿勢だが、私は反対したが、議会が設計予算を議決した以上、その後の進め 方の中でも、求めていきたい。
- ④私は、四国の中央構造線や南海トラフ地震、豪雨などの災害リスクや在来線の維持存続との関係 で考えたら、整備は望ましいとは考えていない。
- ⑤基本的には、今同意を取り付ける形で、避難行動要支援者名簿が整備されているのが県下の自治体の状況なので、それで取り組みが急がれている。しかし、指摘されるように、ある自治体(新潟県三条市)では、「不同意の意思表示があった者以外は、原則として災害時要援護者名簿に登載する『逆手上げ方式』による」としていることについても紹介させて頂きました。

9月19日「第68回意見交換会を終えて、明日からの9月定例会に備え」

昨夜は、共済会館で第68回県政意見交換会を開催させて頂きました。

9月定例会の補正予算議案や広域複合連続災害から学ぶこと、定例会における質問予定課題などについて報告し、意見交換をさせて頂きました。

お二人の参加者から、次の4点の質問と意見が出されました。

①自治体職員がパワハラで、精神的疾患を患い、公務災害認定申請もできず、休職の上 職場復帰もかなわず、退職に追い込まれている事例がある。パワハラの加害当事者の元 職場復帰という

あり方の課題を解消すべきではないか。

- ②南海トラフ地震に備えて、全橋梁の耐震性を明らかにすべきではないか。
- ③沈下橋の改修補強に補正予算の計上について、詳しく。
- ④県内の非正規労働者の雇用状況について。

私の方からは、「自治体、民間のいずれの職場でもパワハラが横行し始めているが、あってはいけないことだし、復帰にあたっての支障となる課題については、職場の復帰支援プログラムなどを見直すなど労働組合と連携して、検討したい。」「市町村道も含めて、調査・公表を求めていきたい。」「県全域に47橋ある沈下橋のうち18橋が早急に修繕が必要なものとして、支援対象となっているが、予防保全が望ましいものを加えると41橋が修繕の必要性がある。豪雨などで河川の水量が増え、流木が衝突して損壊に繋がることのないような措置を講じておくべき。」「県内で職に就いている35万9千人中、非正規の割合は5年前より1.5ポイント低下し35.3%となっている。」ことなどについて、答えさせて頂き、今後の課題については、調査・検討の上、お返事させて頂くこととしました。

2月10日「貴重な意見が頂ける県政意見交換会開催」

昨日は、第69回となる県政意見交換会を、春野公民館で開催させて頂きました。

私からの報告を約50分間、御意見を頂いてのやりとりが40分間と長時間に渡った意見交換会にお付き合い頂いた皆さんに感謝です。

会場からは「子どもの貧困対策がどれだけの改善につながっているか。」「災害の際の避難場所の電源確保について、また、避難場所となる公共施設には太陽光発電施設を設置するべきではないか。」「12月定例会で、全会一致が当たり前の『障害者雇用の促進を求める意見書(案)』に反対する自公議員の真意は何なのか。」「龍馬マラソンによる交通規制が長時間に及ぶ春野地区の住民の思いに対応した規制の柔軟な対応は検討できないか。」「保育や福祉の施設において、非正規労働者が多くなっているコスト優先主義の発想が持ち込まれることのないように公的な施設として維持すべきである。」「自治体でも、非常勤職員が会計年度任用職員に移行する中で、労働条件が後退させられようとしている。人権が尊重されない労働条件は法律などで禁止するよう取り組んで欲しい。」などなどの貴重な御意見を頂きました。

2月11日「県政意見交換会で、警察対応への疑問の声が」

昨日の第70回県政意見交換会で、前日の高知新聞夕刊記事の「県内イベント時の道路使用手数料が急騰」について、御意見を頂きました。

新聞記事によると、「道路に出店が並び、来場者が特産品などを買い求めるイベントの際に必要な道路使用許可の手続きで、警察署が突然に基準を厳格化して手数料が急増して、関係住民らが困惑する事態が起きた。」ということで、須崎署の事例として「海の駅・須崎の魚まつり」「門前市一秋の大感謝祭」などで、出店の一件ごとの申請として扱われ、それまでの一括2200円から、2200円×出店数との扱いに変えられたことが、紹介されています。

県内でもイベントによって一括扱いがされているし、他県でも、一括一件申請で許可される弾力 的な運用がされています。

その根拠として、そこにはイベントでの出店の許可などについて、弾力的な運用を図るよう各都 道府県警察本部に出された警察庁の通達で、「一つの運営団体の管理・責任の下で一体としておこ なわれる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化」するよう呼び掛けていることなどもあり ます。

最近では、平成28年3月31日付「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)」でも、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて(平成16年3月18日)」

「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて(平成 17 年 3 月 17 日)」「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について(平成 23 年 7 月 4 日)」を踏まえて「複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化」するように求めています。

そんな中で、充分な事前の協議もないままに、「警察と、もめないほうがいい」との思いを抱かせ、一変させるやり方に、記事を読んで違和感を覚える県民は多いことだと思います。

このことへの対応一つにしても、警察の権力に物言えない地域社会を生み出すのか、警察が地域とともに安全・安心社会を築いていくことになるのか問われる対応ではないかと思われるますので、機会を捉えて指摘していきたいと思います。

2月24日「第71回県政意見交換会でも貴重な意見」

昨日は、長浜ふれあいセンターで第71回県政意見交換会を開催し、20名近くの方にご参加頂き、貴重な御意見・ご質問を多く頂きました。

沿岸部地域と言うこともあり、南海トラフ地震に対する質問・御意見も多く「津波避難路が要配慮者には避難が困難であること」「避難場所への食糧等備蓄のあり方について」。

また、教育問題については「大学奨学金の返還負担の解消について」。

産業振興や雇用問題について「障害者雇用と難病患者について」「企業誘致と雇用の関係について」など。

沿岸部での夜間の航空機の爆音が多くなっているが、「夜間訓練の状況について」など多岐にわたる御意見については、ごもっともなものばかりで、今後の活動の中で反映させていきたいと考えています。

3月3日「『食の安心への不安』『森林保全』『南海トラフ地震対策』など多様な意見交換」

昨日、朝倉地区で開催した第72回県政意見交換会は、会場借り上げ時間のギリギリまで、2時間たっぷり意見交換をさせて頂きました。

- 14名の参加者のうちの半数の方から延べ11個の質問・御意見・ご要望を頂き、感謝です。 頂いた御意見などは次のようなことでした。
- ①食の問題が心配な種子法の廃止について、後継条例化を求める。
- ②森林経営管理法ので、森林の保全機能を失うことなく、多様性のある生態系を維持できるような 自伐林業の取り組みについて。
- ③一方で、所有者不明の森林の対応が現状で良いのかという問題もある。
- ④合併浄化槽の検査のあり方について。
- ⑤朝倉地区への下水道配備について。
- ⑥学校給食の小麦粉の残留農薬濃度の緩和への懸念について。
- ⑦特定検診の内容改善や受診促進後の治療に対する支援について。
- ⑧防災用の井戸の試掘段階の補助について。
- ⑨津波避難ビルの場所について。
- ⑩避難行動要支援者対策について。
- ⑪ディサービスのサービス内容の自治体間格差について。

などなどでした。

また、政治を身近に感じられるために、どのようなことが求められるかとの問いに対して、「メディアがもっと分かりやすく、法律や条例について伝えること」「県民自らが、能動的に政治家の動きや主張を知ることも必要」「地元の行事にも参加して、ざっくばらんに意見交換をしてほしい」との御意見もありました。

3月24日「今年度最後となった第74回県政意見交換会は、地元下知で」

今年度最後となる第74回県政意見交換会を下知コミュニティセンターで開催しました。 それぞれにご予定がある中、40名ほどの方々にご参加頂き感謝です。

いつものように私からは、一時間ほどかけて2月定例会の報告や県政課題への向き合い方、議会改革についてお話をさせて頂いた後に、皆さんとの意見交換をさせて頂きました。

会場からは、「避難場所が確保できない津波浸水地域での防災活動の大変さについて」「津波避難空間の整備率94%と県はいうが、下知地区では実感できない。」「避難所確保の不足数が解消されているか。」「若松町、弘化台なとせの津波避難場所の整備にさらに五台山を活用したいので協力を」「県として保健医療福祉施策にさらに力を入れるべきで、認知症患者も幸福追求権を諦めなくても良いようにすべき。精神保健福祉センター、精神医療審査会の改革を求めたい。」「浸水地域の丸池町にあるすずめ共同作業所の頓挫した改築計画を前に進められるような支援を求めたい。」など、5人の方から御意見を頂きました。

貴重な御意見ばかりですので、引き続き取り組めるように、頑張って行きたいと思います。